
2025

大学院学生便覧

人間文化研究科

国際地域文化研究科

社会科学研究科

法 学 研 究 科

理工学研究科

NANZAN
UNIVERSITY

履修登録に関する注意事項および変更等は、教務課 Web ページに掲載されます。

Web ページの情報を見落としたことによる不利益は、すべて自己責任となりますので、こまめにチェックする習慣をつけましょう。

目 次

概 略

大学院の概要	3
授業科目履修登録について	6
大学院外国語検定試験について	8
GPA 制度・履修中止制度について	9

履修要項

【人間文化研究科】

キリスト教思想専攻・宗教思想専攻	13
人類学専攻	22
教育ファシリテーション専攻	33
言語科学専攻	39

【国際地域文化研究科】

国際地域文化専攻	61
----------	----

【社会科学研究科】

経済学専攻	73
経営学専攻	87
総合政策学専攻	98

【法学研究科】

法律学専攻	111
-------	-----

【理工学研究科】

ソフトウェア工学専攻・データサイエンス専攻・電子情報工学専攻（博士前期課程）・機械システム工学専攻（博士前期課程）・機械電子制御工学専攻（博士後期課程）	123
--	-----

【教職関係】

教職関係	143
------	-----

【学位論文審査基準】

学位論文審査基準	155
----------	-----

キリスト教思想
宗 教 思 想

人 類 学

教 育
ファシリテーション

言 語 科 学

国際地域文化

経 済 学

経 営 学

総 合 政 策 学

法 律 学

理 工 学

教 職 関 係

制度・施設案内

学生生活に関する心得	165
主な事務取扱い業務一覧	180
各種証明書の発行および手数料	181
各種研究助成	182
特別聴講学生制度（単位互換）	184
豊田工業大学との連携聴講生制度（単位互換）	184
学内情報ネットワークシステム利用案内	185
南山大学個人情報保護に関するガイドライン	186
ハラスメント防止への取り組み・ガイドライン	192
研究倫理教育の受講について	210
南山大学研究活動上の行動規範	211
南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン	214
南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン	216
就職活動について	219
研修生・科目等履修生	222
大学院学生研究室	223
南山大学構内図	224

* 図書館の利用については、図書館 Web ページ「利用ガイド」を参照してください。

大 学 院 の 概 要

[目 的]

本学大学院は本大学学部における教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論および応用を研究し、その深奥を究めると共に、キリスト教世界観に立ち、人間の尊厳を自覚した社会人として、文化の進展と人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的としています。

本学大学院に博士課程、修士課程および専門職学位課程をおいています。博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことを目的としています。

博士課程の標準修業年限を5年とし、これを前期2年および後期3年の課程に区分しています。前期2年を博士前期課程といい、後期3年を博士後期課程といいます。前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとします。

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とします。

※南山大学大学院の3つのポリシーは、以下のURLを参照ください。

https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/hoshin/policy_grad.html

[沿 革]

南山大学大学院は、1958（昭和33）年に社会科学研究科文化人類学専攻の設置が認可されました。その後、学部・学科の新設・改組に伴い、以下のとおり研究科・専攻も増設されました。現在6研究科18専攻（学生募集を停止している研究科・専攻を含む）を擁しています。

1958年4月	大学院社会科学研究科文化人類学専攻修士課程設置
1960年4月	大学院社会科学研究科を文学研究科と改称し文化人類学専攻博士課程を増設（2006年3月博士前期課程、2011年3月博士後期課程廃止）
1962年4月	大学院文学研究科に英文学専攻修士課程を増設（2005年3月廃止）
1963年4月	大学院経済学研究科経済学専攻修士・博士両課程設置（2015年3月博士前期課程、2016年3月博士後期課程廃止）
1964年4月	大学院文学研究科に英文学専攻博士課程を増設（2008年3月廃止）
1969年4月	大学院文学研究科に仏文学専攻修士課程を増設（2008年3月廃止）
1972年4月	大学院経営学研究科経営学専攻修士課程設置（2018年3月廃止） 同文学研究科に仏文学専攻博士課程を増設（2009年3月廃止）
1974年4月	大学院文学研究科に独文学専攻修士課程（2004年3月廃止） 同経営学研究科に経営学専攻博士課程を増設（2024年3月廃止）
1976年4月	大学院文学研究科に独文学専攻博士後期課程を増設（2005年3月廃止）
1979年4月	大学院文学研究科に神学専攻修士課程を増設（2007年3月廃止）

1981年 4 月	大学院法学研究科法学専攻修士課程設置（2004年 3 月廃止） 同文学研究科に神学専攻博士後期課程を増設（2010年 3 月廃止）
1992年 4 月	大学院外国語学研究科英語教育専攻修士課程（2007年 3 月廃止） 日本語教育専攻修士課程を設置（2009年 3 月廃止）
2004年 4 月	法務研究科（法科大学院）法務専攻専門職学位課程を設置 文学研究科および外国語学研究科を改組し、人間文化研究科にキリスト教 思想専攻修士課程、人類学専攻修士課程、教育ファシリテーション専攻修 士課程、言語科学専攻修士課程を設置 国際地域文化研究科に国際地域文化専攻修士課程を設置 総合政策研究科に総合政策専攻修士課程を設置（2017年 3 月廃止） 数理情報研究科に数理情報専攻博士前期課程および博士後期課程を設置 （2015年 3 月博士前期課程、2018年 3 月博士後期課程廃止）
2006年 4 月	経営学研究科をビジネス研究科に名称変更 ビジネス研究科ビジネス専攻専門職学位課程を増設（2018年 3 月廃止） 人間文化研究科に宗教思想専攻博士後期課程、人類学専攻博士後期課程、言 語科学専攻博士後期課程を増設 総合政策研究科に総合政策専攻博士後期課程を増設（2018年 3 月廃止）
2011年 4 月	国際地域文化研究科に国際地域文化専攻博士後期課程を増設
2013年 4 月	数理情報研究科を改組し、理工学研究科システム数理専攻博士前期課程、 ソフトウェア工学専攻博士前期課程、機械電子制御工学専攻博士前期課程 を設置
2014年 4 月	経済学研究科、ビジネス研究科経営学専攻、総合政策研究科を改組し、社 会科学研究科経済学専攻博士前期課程、経営学専攻博士前期課程、総合政 策学専攻博士前期課程を設置
2015年 4 月	理工学研究科システム数理専攻博士後期課程、ソフトウェア工学専攻博士 後期課程、機械電子制御工学専攻博士後期課程を増設
2016年 4 月	社会科学研究科経済学専攻博士後期課程、経営学専攻博士後期課程、総合 政策学専攻博士後期課程を増設
2019年 4 月	法学研究科法律学専攻博士前期課程および博士後期課程を設置
2023年 4 月	理工学研究科システム数理専攻博士前期課程を改組し、データサイエンス 専攻博士前期課程を設置
2025年 4 月	理工学研究科を改組し、電子情報工学専攻博士前期課程、機械システム工 学専攻博士前期課程、データサイエンス専攻博士後期課程、機械電子制御 工学専攻博士後期課程を設置

[授与される学位]

各研究科で授与される学位の名称は下表のとおりです。

研究科名	専攻名	博士前期課程・ 修士課程	博士後期課程
人 間 文 化	キ リ ス ト 教 思 想	修士(キリスト教思想)	－
	宗 教 思 想	－	博士(宗教思想)
	人 類 学	修士(人類学)	博士(人類学)
	教育ファシリテーション	修士(教育ファシリテーション)	－
	言 語 科 学	修士(言語科学)	博士(言語科学)
国 際 地 域 文 化	国 際 地 域 文 化	修士(地域研究)	博士(地域研究)
社 会 科 学	経 済 学	修士(経済学)	博士(経済学)
	経 営 学	修士(経営学)	博士(経営学)
	総 合 政 策 学	修士(総合政策学)	博士(総合政策学)
法 学	法 律 学	修士(法学)	博士(法学)
理 工 学	ソ フ ト ウ ェ ア 工 学	修士(ソフトウェア工学)	博士(ソフトウェア工学)
	デ ー タ サ イ エ ン ス	修士(データサイエンス)	博士(データサイエンス)
	電 子 情 報 工 学	修士(電子情報工学)	－
	機 械 シ ス テ ム 工 学	修士(機械システム工学)	－
	機械電子制御工学専攻 電子情報工学専修	－	博士(電子情報工学)
	機械電子制御工学専攻 機械システム工学専修	－	博士(機械システム工学)

学位の授与は、本学大学院の各課程を修了した者に、南山大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

※研究科における修了に必要な所定の単位数や履修方法、修了要件、学位論文の提出や審査等の重要事項は、各研究科専攻の履修要項に記載されていますので、必ず確認してください。

※学位論文計画書および学位論文の具体的な提出方法や提出期間については、PORTAおよび教務課 Web ページに掲載します。

※大学院学生のみなさんを対象に、本学が指定する研究倫理教育用教材の受講を義務付けています。研究倫理教育に係る詳細は、本学生便覧の該当ページを参照の上、受講方法等については、別途ガイダンスおよびPORTA等で確認してください。

授業科目履修登録について

1. 履修登録とは

履修登録とは、各学期初めの所定の期間に、各自が履修しようとする授業科目を登録することです。履修登録していない科目を受講することはできません。万一間違っ
て履修登録していない科目を受講し受験しても単位は認定されない
ので、間違いのないよう履修登録してください。

2. 履修登録の方法

PORTA（ポータルシステム）により各自が任意に登録します。登録後は、所定の期間内に登録変更できます。

* 他研究科・他専攻科目 / 学部学科科目の登録について

授業科目登録・登録変更届を教務課 Web ページからダウンロードし、教務課へ提出してください。指導教員の署名が必要です。PORTA からの登録はできません。

学部学科科目について、定員のある科目は学部生が優先となります。また、原則として資格取得もしくは指導教員から指示がある場合しか申請できません。

3. 履修登録の時期

履修登録には春学期登録と秋学期登録とがあります。科目の開講期により登録時期が異なります。

	春学期		秋学期	
	第 1 クォーター (Q 1)	第 2 クォーター (Q 2)	第 3 クォーター (Q 3)	第 4 クォーター (Q 4)
初回登録 (エントリー)	Q 1、Q 2 に開講する科目を 同時に行う (夏期集中講義を含む)		Q 3、Q 4 に開講する科目を 同時に行う (冬期集中講義を含む)	
授業開始前の 登録変更期間				
授業開始後の 登録変更期間	クォーターごとに実施する			
	Q 1、Q 2 (夏期集中含む)に 開講する科目	Q 2 (授業を開始して いない夏期集中含む)に 開講する科目	Q 3、Q 4 (冬期集中含む)に 開講する科目	Q 4 (授業を開始して いない冬期集中含む)に 開講する科目

日程の詳細は教務課 Web ページで発表します。(1 年次入学時は新入生行事日程表も参照してください。)

登録・登録変更期間は①授業開始前②授業開始後に設定されています。授業開始後の登録変更期間を過ぎると履修登録変更は一切できません。

* 例外) 集中講義科目の初回授業日における登録取消

集中講義科目は、通常の登録変更期間に加えて、各科目の初回授業日（事前ガイダン

スを含む)当日に教務課で申請して登録を取り消すことができます。(初回授業日が事務休業日にあたる場合は翌事務営業日)

ただし、取消が認められない科目もあります。また、この取消による実習科目の実習費返金は原則として認められません。

4. 履修登録の上限単位数

専攻により、各学期に登録できる単位数が定められている場合がありますので履修要項を確認してください。

*複数のクォーターにまたがる科目の単位数は、各クォーターで按分されて算入されます。

(例) ・4単位の通年科目→各クォーター1単位

・2単位の春学期科目→第1クォーター1単位、第2クォーター1単位

*夏期集中講義科目には次の三つの区分があり、それぞれの単位数は次の科目として算入されます。

夏期集中前半科目(8月上旬開講):第2クォーター科目

夏期集中後半科目(8月下旬または9月上旬開講):第3クォーター科目

夏期集中前後科目(夏期前半、夏期後半に開講がまたがる):第2・第3クォーター科目

*冬期集中講義科目の単位数は、第4クォーター科目として算入されます。

大 学 院 外 国 語 検 定 試 験 に つ い て

大学院外国語検定試験を下記のとおり実施します。

受験該当者は、教務課 Web ページより『外国語検定申請書』をダウンロードし、必要事項を記入の上、期間内に申請書を提出してください。課程の修了要件に外国語検定試験の合格が必要となるかについては、各専攻の履修要項を確認してください。

記

申 請 期 間：6 月 頃／1 月 頃

試 験 日 程：7 月 頃／2 月 頃

申請方法、試験会場、日程等詳細は、申請期間が近くなりましたら教務課 Web ページ内に掲載しますので各自確認してください。

GPA 制度・履修中止制度について

1. GPA 制度について

GPA とは、本学で成績評価に用いられてきた成績に対応した Grade Point (GP) を用い、履修した科目成績の平均を出すもので、学期 GPA、通算 GPA の 2 種類があります。

(1) Grade Point (GP)

成績		評価基準	Grade Point (GP)	区分
秀	A ⁺	100点～90点	4.0	合格
優	A	89点～80点	3.0	
良	B	79点～70点	2.0	
可	C	69点～60点	1.0	
不可	F	59点～0点	0.0	不合格
試験欠席	X	－	0.0	
欠席過多	S	－	0.0	

(2) GPA の算出方法

学期 GPA =

$$\frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得た GP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

通算 GPA =

$$\frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得た GP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

※不合格科目も GPA 算出の対象となります。

※卒業要件に定められた必要最低単位数を超えて修得した科目の単位は、GPA 算出の対象となります。

※ GPA 算出の対象とならない科目については、(3) を参照してください。

※ 法務研究科における GPA の算出方法については、履修の手引きを確認してください。

(3) GPA 算出対象外科目について

以下の科目は、GPA 算出の対象外です。

- ・ PF 評価方式科目
- ・ 認定科目（編・転入、転部・転科、留学、外国語能力試験 等）
- ・ 履修中止科目
- ・ 卒業要件に算入しない科目

a) 授業コードが15で始まる資格科目

b) 大学院が開講する先行履修科目

c) 各学部学科において自由科目と定める科目

※ただし、c) のうち、卒業要件に定められた科目群の必要最低単位数を超えて履修した科目については、GPA 算出の対象となります。

2. 履修中止制度について

一定の期間受講し、「授業内容が期待していたものとは違う」「授業を理解するための知識がなかった」等の理由により、学生の皆さんが履修を取り止めることが適当と判断した科目について、履修を中止することができる制度です。ただし、履修中止の対象にはならない科目もあります。履修中止とした科目はGPA算出の対象とはなりませんが、履修登録の記録が取り消されるのではなく、成績評価が「履修中止（W）」となり、当該科目の単位数は登録上限単位数に含まれます。

※申請期間等詳細は、教務課 Web ページに掲載する情報を確認してください。

人間文化研究科

キリスト教思想専攻

宗教思想専攻

人類学専攻

教育ファシリテーション専攻

言語科学専攻

人間文化研究科キリスト教思想・宗教思想専攻履修要項

[キリスト教思想専攻]

博士前期課程

I. 授業の履修について（2025年度以降入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科キリスト教思想専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教の人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[神学領域]			
聖書神学概論	(2)	組織神学概論	(2)
諸宗教の神学概論	(2)	旧約聖書研究	(2)
新約聖書研究	(2)	組織神学研究	(2)
諸宗教の神学研究	(2)	倫理神学研究	(2)
実践神学研究	(2)		
[哲学領域]			
教父思想研究	(2)	キリスト教精神史研究	(2)
キリスト教文化研究	(2)	古代哲学研究	(2)
中世哲学研究	(2)	近世・現代哲学研究	(2)
[宗教学領域]			
宗教史研究	(2)	宗教学研究	(2)
宗教社会学研究	(2)	宗教心理学研究	(2)
比較宗教学研究	(2)	宗教哲学研究	(2)
[専門外国語科目]			
古典語学（ヘブライ語）A	(2)	古典語学（ラテン語）A	(2)
古典語学（ヘブライ語）B	(2)	古典語学（ラテン語）B	(2)
古典語学（ギリシャ語）A	(2)	現代語講読A	(2)
古典語学（ギリシャ語）B	(2)	現代語講読B	(2)
研究指導科目			
研究指導ⅠA	(1)	研究指導ⅡA	(1)
研究指導ⅠB	(1)	研究指導ⅡB	(1)
研究指導ⅠC	(1)	研究指導ⅡC	(1)
研究指導ⅠD	(1)	研究指導ⅡD	(1)

（2）履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げ、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2) 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、研究指導科目 8 単位を必修とする。
- 4) 主たる領域から10単位、他の領域から 4 単位を修得するほか、研究科共通科目のうちから 2 科目 4 単位および専門外国語科目のうちから 2 科目 4 単位を選択必修科目として修得しなければならない。なお、履修する専門外国語科目については、指導教員と相談の上、決定することとする。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	2 科目 4 単位以上	4 単位
専門科目	主たる領域の科目	10単位以上
	他の領域の科目	4 単位以上
	専門外国語科目	2 科目 4 単位以上
研究指導科目	研究指導 I A～Ⅱ D	8 科目 8 単位
修了に必要な単位数		30単位

- 5) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、学生が本学大学院の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 6) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、15単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。これにより、研究科委員会において承認を得た場合には、1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。
- 8) 上記 6) 7) により本研究科で修得したものとみなすことができる単位は、合計 20単位を上限とする。ただし、他大学の大学院において修得した単位は、そのうち 15単位を上限とする。

Ⅱ. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める 1 カ国語またはそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第 8 による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外

国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導4単位を含む14単位以上を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、それぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書等を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 7) 修士論文等は、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 9) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 修士論文等の審査は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
- 2) 学位審査委員会は、研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員(うち1名は主査)をもって組織する。
- 3) 修士論文は当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。
 - ア) (研究テーマ、研究目的の適切性)
研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。
 - イ) (研究方法の適切性)
先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。
 - ウ) (論証の適切性)
論証の展開が明確であり、整合性を有していること。
 - エ) (専門性)
専攻分野における研究能力および専門性を有する職業等に必要の高度の学識を有すると認められること。
 - オ) (倫理性)
研究者倫理が守られていること。
- 4) 特定の課題についての研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。ただし特定課題に関して、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。また共同制作である場合は各自の担当部分を明確化すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(課題の目的と有用性)
課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。

(方法論)
課題に対して斬新で妥当な方法によってアプローチされていること。

(倫理性)
研究倫理にかなった研究であること。
- 5) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 6) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- 7) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 8) 研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。
- 9) 学長は8)の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 10) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
- 11) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士(キリスト教思想)の学位を授与する。

Ⅳ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

人間文化研究科キリスト教思想専攻博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1 年次	Q 1 4 月	Q 3 9 月	指導教員の決定	入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q 1・Q 2 5 月～6 月	Q 3・Q 4 10 月～11 月	1 年次の研究計画発表	1 年次の研究計画を発表し、教員や学生から助言をもらう。
	Q 3・Q 4 10 月～11 月	Q 1・Q 2 5 月～6 月	1 年次の経過発表	1 年次のこれまでの研究内容を披露、2 年次の研究計画を発表して、教員や学生から意見をもらう。
2 年次	Q 1 4 月	Q 3 9 月	指導教員の決定	所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q 1・Q 2 5 月～6 月	Q 3・Q 4 10 月～11 月	2 年次の研究計画発表	2 年次の研究計画を発表し、教員や学生からの助言をもらう。
	Q 2 6 月	Q 4 12 月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3・Q 4 10 月～11 月	Q 1・Q 2 5 月～6 月	中間発表会	修士論文等の現状報告をして、教員や学生から意見をもらう。
	Q 4 1 月	Q 2 7 月	修士論文等の提出	修士論文等を提出する。
	Q 4 2 月	Q 2 8 月	修士論文等の審査と最終試験	修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
	Q 4 3 月	Q 2 9 月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

[宗教思想専攻]

博士後期課程

I. 授業の履修について（2025年度以降入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科宗教思想専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
宗教思想特殊研究（神学）A	（2）	宗教思想特殊研究（神学）B	（2）
宗教思想特殊研究（哲学）A	（2）	宗教思想特殊研究（哲学）B	（2）
宗教思想特殊研究（宗教学）A	（2）	宗教思想特殊研究（宗教学）B	（2）
研究指導科目			
研究指導ⅠA	（1）	研究指導ⅡA	（1）
研究指導ⅠB	（1）	研究指導ⅡB	（1）
研究指導ⅠC	（1）	研究指導ⅡC	（1）
研究指導ⅠD	（1）	研究指導ⅡD	（1）
研究指導ⅢA	（1）		
研究指導ⅢB	（1）		
研究指導ⅢC	（1）		
研究指導ⅢD	（1）		

（2）履修方法

1）学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。

2）博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

科目群	履修要件	必要単位数
専門科目	3科目6単位以上	6単位
研究指導科目	研究指導ⅠA～ⅢD 12科目12単位	12単位
修了に必要な単位数		18単位

3）標準修業年限は3年を原則とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

4）研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。

5）研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、10単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。

6）上記4）5）により本研究科で修得したものとみなすことができる単位は、合計10単位を上限とする。

Ⅱ. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、2言語について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書等は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日までに提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日までに、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。

ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。

- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- 6) 博士論文は、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 博士論文審査のため必要があるときは、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 8) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 9) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 10) 博士論文の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。
(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された4名以上の審査委員(主査および学外審査委員を含む)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するに必要な高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

ア) (研究テーマ、研究目的の適切性)

研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。

イ) (研究方法の適切性)

先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。

ウ) (論証の適切性)

論証の展開が明確であり、整合性を有していること。

エ) (専門性)

専攻分野について自立して研究活動を行い、専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有すると認められること。

オ) (独創性)

学術上の貢献が認められる新たな知見や独創性があり、説得力ある論拠が示されていること。

カ) (倫理性)

研究者倫理が守られていること。

- 4) 学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士(宗教思想)の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 5) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

人間文化研究科宗教思想専攻博士後期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次	Q1 4月	Q3 9月	指導教員の決定	入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 10月～11月	1年次の研究計画発表	1年次の研究計画を発表し、教員や学生から助言をもらう。
	Q3・Q4 10月～11月	Q1・Q2 5月～6月	1年次の経過発表	1年次のこれまでの研究内容を披露、2年次の研究計画を発表して、教員や学生から意見をもらう。
2年次	Q1 4月	Q3 9月	指導教員の決定	所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 10月～11月	2年次の研究計画発表	2年次の研究計画を発表し、教員や学生からの助言をもらう。
	Q3・Q4 10月～11月	Q1・Q2 5月～6月	2年次の経過発表	2年次のこれまでの研究内容を披露、3年次の研究計画を発表して、教員や学生から意見をもらう。
3年次	Q1 4月	Q3 9月	指導教員の決定	所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 10月～11月	3年次の研究計画発表	3年次の研究計画を発表し、教員や学生から助言をもらう。
	Q2 6月	Q4 12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q3 10月～11月	Q1・Q2 5月～6月	中間発表会	外部（他大学所属）審査員を招いて、審査を担当する教員全員から論文の草稿の批評を受ける。
	Q4 1月	Q2 7月	博士論文の提出	博士論文を提出する。
	Q4 2月	Q2 8月	博士論文の審査と最終試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
	Q4 3月	Q2 9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

人間文化研究科人類学専攻履修要項

[人類学専攻]

1. 博士前期課程

I. 授業の履修について（2025年度以降入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科人類学専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教の人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[研究基礎科目]			
情報処理研究	(2)	人類進化史研究	(2)
[文化人類学領域]			
人類学理論研究	(2)	民族誌学研究	(2)
歴史人類学研究（グローバル社会論）	(2)	歴史人類学研究（ナショナリズム論）	(2)
社会人類学研究（宗教人類学）	(2)	社会人類学研究（民族芸術論）	(2)
人類学応用論研究（医療人類学）	(2)	人類学応用論研究（国際協力論）	(2)
人類学演習（文化人類学）	(2)		
[考古学領域]			
考古学理論研究	(2)	考古学方法論研究	(2)
地域考古学研究（日本列島先史時代）	(2)	地域考古学研究（日本列島歴史時代）	(2)
地域考古学研究（朝鮮半島・東アジア）	(2)	地域考古学研究（中国大陸先史時代）	(2)
地域考古学研究（中国大陸歴史時代）	(2)	地域考古学研究（環太平洋）	(2)
環境考古学研究	(2)	人類学演習（考古学）	(2)
研究指導科目			
[文化人類学領域]			
研究指導ⅠA（文化人類学）	(1)	研究指導ⅠB（文化人類学）	(1)
研究指導ⅠC（文化人類学）	(1)	研究指導ⅠD（文化人類学）	(1)
研究指導ⅡA（文化人類学）	(1)	研究指導ⅡB（文化人類学）	(1)
研究指導ⅡC（文化人類学）	(1)	研究指導ⅡD（文化人類学）	(1)
[考古学領域]			
研究指導ⅠA（考古学）	(1)	研究指導ⅠB（考古学）	(1)
研究指導ⅠC（考古学）	(1)	研究指導ⅠD（考古学）	(1)
研究指導ⅡA（考古学）	(1)	研究指導ⅡB（考古学）	(1)
研究指導ⅡC（考古学）	(1)	研究指導ⅡD（考古学）	(1)

（2）履修方法

- 1）修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げ、研究科委員会において承認を得た場合には、1年

以上在学すれば足りるものとする。

- 2) 学生は入学後所定の期間内に文化人類学、考古学の2領域から1つの主領域を決定して指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、主領域の「研究指導ⅠA～ⅡD」8単位を必修とする。
- 4) 研究科共通科目のうちから「文化資源学研究」2単位を含め2科目4単位を、専門科目のうちから9科目18単位以上を、修得しなくてはならない。

専門科目18単位のうち、文化人類学を主領域とする場合は「人類学演習（文化人類学）」「民族誌学研究」を含む文化人類学領域科目10単位以上を、考古学を主領域とする場合は「人類学演習（考古学）」「考古学方法論研究」を含む考古学領域科目10単位以上を修得しなければならない。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	「文化資源学研究」を含む2科目4単位以上	4単位
専門科目	文化人類学を主領域とする場合は「人類学演習（文化人類学）」「民族誌学研究」を含む文化人類学領域科目10単位以上、考古学を主領域とする場合は「人類学演習（考古学）」「考古学方法論研究」を含む考古学領域科目10単位以上	18単位
研究指導科目	主領域の「研究指導ⅠA～ⅡD」を含む8科目8単位以上	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 5) 指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が必要単位数を超えて修得した研究科共通科目および主領域以外の研究指導科目を、8単位を限度として専門科目の単位数に充当させることができる。ただし、主領域以外の研究指導科目については「研究指導ⅠA～ⅡD」の4単位までに限る。
- 6) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、学生が本学大学院の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、15単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 8) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。これにより、研究科委員会において承認を得た場合には、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。
- 9) 上記7) 8) により本研究科で修得したものとみなすことができる単位は、合計20単位を上限とする。ただし、他大学の大学院において修得した単位は、そのうち15単位を上限とする。

Ⅱ. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究科の成果（以下、「修士論文等」という）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導4単位を含む14単位以上を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。

ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。

- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 7) 修士論文等は、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 9) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査および最終試験)

- 1) 学位審査委員会は、研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員(うち1名は主査)をもって組織する。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 修士論文等は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

[修士論文]

(ア) 研究テーマ、研究目的の適切性

学術的・社会的に研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。

(イ) 研究方法の適切性

先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。

(ウ) 論証の適切性

論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。

(エ) 独自性

研究成果に独自の知見が含まれていること。

(オ) 形式的適切性

学位論文としてふさわしい形式(注記、引用、文献リスト等)を有し、文章表現や表記、図版、表等の使用が適切であること。

(カ) 倫理性

研究倫理にかなった研究であること。

[特定課題研究]

特定課題研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。ただし成果物および、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題の成果物と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(ア) 課題の目的の適切性

課題設定の目的が明確で、社会的および学術的意義が認められること。

(イ) 方法論

課題に対して斬新かつ妥当な方法によってアプローチされていること。

(ウ) 成果物と報告書

専門分野の専門性や新たな知見を反映し、学術的または社会的貢献が認められること。

(エ) 独自性

研究成果に独自の知見が含まれていること。

(オ) 倫理性

研究倫理にかなった研究であること。

4) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。

5) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。

6) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告する。研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。

(学位の授与)

1) 学長は前項第6号の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して修士(人類学)を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。

IV. 副領域制度について

以下1、2の要件を満たした者に対し、主領域以外の科目を一定程度修得し、第二の領域においても専門的知識を有するに至ったことを証するための「副領域履修証明書」を発行する。

1) 文化人類学を副領域とする場合は「人類学演習(文化人類学)」「民族誌学研究」を含む文化人類学領域科目8単位以上を、考古学を副領域とする場合は「人類学演習(考古学)」「考古学方法論研究」を含む考古学領域科目8単位以上を、修得すること。

2) 最終学期(春学期または秋学期)の2週目までに教務課に「副領域履修証明書発行願」を提出すること。発行願提出時点では、1)の副領域の科目について修得見込みの学生を含む。

※申請期間等の詳細は、PORTAや教務課Webページの案内を参照すること。

※副領域科目を修得した者であっても「副領域履修証明書発行願」を提出していない場合、副領域履修証明書は発行しない。

3) 以上の要件を満たし、研究科委員会で認められた者に対して、課程修了時に副領域履修証明書を発行する。修了後においても本人の求めに応じて副領域履修証明書を発行する。

※副領域履修証明書には、学位名に加えて主領域と修得した副領域を記すものとする。

V. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

人間文化研究科人類学専攻博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次	Q1 4月	Q3 9月	指導教員の決定	入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 10月～11月	合同研究会での発表	これまでの研究を紹介し、これからの研究計画を発表する。
	Q3・Q4 11月～12月	Q1・Q2 5月～6月	合同研究会での発表	研究の進捗状況、および今後の研究計画を発表する。
2年次	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 10月～11月	合同研究会での発表	修士論文等の構成、進捗状況、今後の執筆計画を発表する。
	Q2 6月	Q4 12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q3・Q4 11月～12月	Q1・Q2 5月～6月	修士論文等の中間発表	合同研究会において修士論文等の中間発表を行う。審査委員から改稿に向けた指導を受ける。
	Q4 1月	Q2 7月	修士論文等の提出	修士論文等を提出する。
	Q4 2月	Q2 8月	修士論文等の審査と最終試験	修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
	Q4 3月	Q2 9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課Webページを確認してください。

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について（2025年度以降入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科人類学専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
人類学特殊研究（文化人類学）A	（2）	人類学特殊研究（文化人類学）B	（2）
人類学特殊研究（考古学）A	（2）	人類学特殊研究（考古学）B	（2）
人類学特殊研究（地域研究）A	（2）	人類学特殊研究（地域研究）B	（2）
研究指導科目			
研究指導ⅠA	（1）	研究指導ⅠB	（1）
研究指導ⅠC	（1）	研究指導ⅠD	（1）
研究指導ⅡA	（1）	研究指導ⅡB	（1）
研究指導ⅡC	（1）	研究指導ⅡD	（1）
研究指導ⅢA	（1）	研究指導ⅢB	（1）
研究指導ⅢC	（1）	研究指導ⅢD	（1）

（2）履修方法

- 1）学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2）博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

科目群	履修要件	必要単位数
専門科目	・ 3科目 6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 12科目12単位（研究指導ⅠA～ⅢD）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

- 3）標準修業年限は3年を原則とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4）本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 5）研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、10単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 6）上記4）5）により本研究科で修得したものとみなすことができる単位は、合計10単位を上限とする。

Ⅱ. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対して試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、1言語（英語）について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

（課程の修了）

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語（英語）に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

（課程修了による学位）

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日に提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- 6) 博士論文は、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 博士論文審査のため必要があるときは、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 8) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 9) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 10) 博士論文の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査および最終試験)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された4名以上の審査委員（主査および学外審査委員を含む）が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 博士論文の判断基準は次のとおりである。
 - (ア) 課題の目的と有用性
学術的・社会的に適切な課題に対し、明確な研究目的が設定されていること。
 - (イ) 先行研究への配慮
当該分野の先行する知見が適切に整理され、研究に反映されていること。
 - (ウ) 方法論の適切性
研究目的を達成するために妥当な方法が選択されていること。
 - (エ) 斬新性
研究成果に新しい知見が含まれていること。
 - (オ) 論文の構成
学術論文としてふさわしい形式（注記、引用文献の取り扱い等）を有し、文章表現や表記が適切であること。
 - (カ) 専門性
専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度な学識を有すると認められること。
 - (キ) 倫理性
研究倫理にかなった研究であること。
- 4) 学位審査委員会は、博士論文の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。

(学位の授与)

- 1) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士（人類学）の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 2) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

Ⅳ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

人間文化研究科人類学専攻博士後期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次	Q1 4月	Q3 9月	指導教員の決定	入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 11月～12月	合同研究会での発表	これまでの研究を紹介し、博士後期課程の研究計画を発表する。
	Q3・Q4 11月～12月	Q1・Q2 5月～6月	合同研究会での発表	研究の進捗状況、および今後の研究計画を発表する。
2年次	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 11月～12月	合同研究会での発表	研究の進捗状況、および今後の研究計画を発表する。
	Q3・Q4 11月～12月	Q1・Q2 5月～6月	合同研究会での発表	研究の進捗状況、および今後の研究計画を発表する。
3年次	Q1・Q2 5月～6月	Q3・Q4 11月～12月	合同研究会での発表	博士論文の構成、進捗状況、今後の執筆計画を発表する。
	Q2 6月	Q4 12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q2・Q3 8月	Q4・Q1 3月	博士論文の下書き稿の提出	夏休み前に博士論文作成指導委員会に博士論文の下書き稿を提出する。その後、指導にしたがって改稿する。
	Q3 10月	Q1 5月	博士論文の中間発表	合同研究会において博士論文の中間発表を行う。博士論文作成指導委員会から修正稿に向けた指導を受ける。
	Q4 1月	Q2 7月	博士論文の提出	博士論文を提出する。
	Q4 2月	Q2 8月	博士論文の審査と最終試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
	Q4 3月	Q2 9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

人間文化研究科教育ファシリテーション専攻履修要項

[教育ファシリテーション専攻]

I. 授業の履修について（2025年度以降入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科教育ファシリテーション専攻における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[研究基礎科目]			
教育ファシリテーション論	(2)	教育ファシリテーション評価研究	(2)
[学校教育領域]			
教育心理学研究	(2)	発達心理学研究	(2)
臨床心理学研究	(2)	学校心理学研究	(2)
障害児教育実践研究	(2)	教育臨床研究	(2)
[体験学習領域]			
体験学習ファシリテーション基礎研究	(2)	体験学習ファシリテーション応用研究	(2)
グループ・アプローチ研究	(2)	ファシリテーション研究A	(2)
ファシリテーション研究B	(2)	組織開発研究	(2)
[関連科目]			
教育社会学研究	(2)	カリキュラム研究	(2)
キャリア・ガイダンス研究	(2)	学校カウンセリング実践研究	(2)
心理アセスメント実践研究	(2)		
研究指導科目			
研究指導ⅠA	(1)	研究指導ⅡA	(1)
研究指導ⅠB	(1)	研究指導ⅡB	(1)
研究指導ⅠC	(1)	研究指導ⅡC	(1)
研究指導ⅠD	(1)	研究指導ⅡD	(1)

（2）履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、研究科修士課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げ、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

- 3) 修士課程の必要修得単位は30単位とし、研究指導科目 8 単位、教育ファシリテーション論 2 単位および教育ファシリテーション評価研究 2 単位を必修とする。
- 4) 主たる領域から 8 単位、他の領域および関連科目（主たる領域で必要単位数を超えて修得した科目を含む）から 8 単位を修得し、研究科共通科目のうちから 1 科目 2 単位を選択必修科目として修得しなければならない。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	1 科目 2 単位以上	2 単位
専門科目	- 教育ファシリテーション論 2 単位 - 教育ファシリテーション評価研究 2 単位 - 主たる領域 8 単位 - 他の領域および関連科目（主たる領域で必要単位数を超えて修得した科目を含む） 8 単位以上	20 単位
研究指導科目	研究指導 I A ～ I D 研究指導 II A ～ II D 8 科目 8 単位	8 単位
修了に必要な単位数		30 単位

- 5) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目を専門科目の単位に充当させることができる。
- 6) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、学生が本学大学院の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を専門科目の単位数に充当させることができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、15 単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 8) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15 単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。これにより、研究科委員会において承認を得た場合には、1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。
- 9) 上記 7) 8) により本研究科で修得したものとみなすことができる単位は、合計 20 単位を上限とする。ただし、他大学の大学院において修得した単位は、そのうち 15 単位を上限とする。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格として単

位を与え、不可を不合格とする。

- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書を提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 修士課程の最長在学年限を4カ年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導4単位を含む14単位以上を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て教務課に提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合は9月30日、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は4月15日までに提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書を教務課に再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに再提出しなければならない。

ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。

- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 7) 修士論文等は、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文の表紙は、学位規程様式第5による。
- 9) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならび

に最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員(うち1名は主査)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、修士論文等の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。
 - (ア) 研究目的の適切性
学術的・社会的に適切な課題に対し、明確な研究目的が設定されていること。
 - (イ) 学識
当該分野の先行する知見が適切に整理され、研究に反映されていること。
 - (ウ) 方法の適切性
研究目的を達成するために適切な方法が選択されていること。
 - (エ) 独自性
研究成果に独自の知見が含まれていること。
 - (オ) 形式的適切性
学術論文として適切な構成と体裁であること。
 - (カ) 倫理性
倫理性をふまえた研究であること。
- 4) 特定課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。
 - (ア) 課題設定の適切性
課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。
 - (イ) 学識
当該分野に関する知見が課題に対するアプローチおよび成果に反映されていること。
 - (ウ) 課題に対するアプローチの独自性および適切性
課題に対して独自性のある、適切な方法によってアプローチされていること。
 - (エ) 倫理性
倫理性をふまえた研究であること。
- 5) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。
- 6) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して修士(教育ファシリテーション)の学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 7) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。

Ⅳ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

人間文化研究科教育ファシリテーション専攻修士課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次	Q1 4月～5月	Q3 9月～10月	研究指導教員全員からの指導	「研究指導ⅠA」において、研究指導教員全員から指導を受ける。
	Q1 5月末	Q3 10月末	指導教員の決定	「研究指導ⅠA」での指導に基づいて、主たる領域および指導教員を選ぶ。履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。また、副指導教員が定められ、適宜その指導を受ける。
	Q2-Q4 6月～1月	Q4-Q2 11月～7月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導を受ける。また、適宜、副指導教員による指導を受ける。
2年次	Q1-Q4 4月～1月	Q3-Q2 9月～7月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導を受ける。また、適宜、副指導教員による指導を受ける。
	Q2 6月	Q4 12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q3・Q4 11月	Q1・Q2 5月	修士論文等の中間審査	中間審査用論文等を期限までに提出し、主査・副査による中間審査を受ける。
	Q4 1月	Q2 7月	修士論文等の提出	修士論文等を提出する。
	Q4 1月末～2月	Q2 7月末～8月	修士論文等の審査	修士論文等の審査と最終試験が、研究科委員会において設けられた学位審査委員会によって行われる。
	Q4 3月	Q2 9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。
学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

学校心理士資格認定の基礎資格について

下記 8 領域の科目および 2 つの基礎実習を修得することで、「学校心理士」の資格認定のための基礎資格を取得することができる。なお、「学校心理士」の資格認定は、学校心理士認定運営機構が行う。

科目領域	学校心理士認定運営機構が定める科目	本専攻での対応科目
学校心理学 関連科目 8 科目	学校心理学	学校心理学研究
	教授・学習心理学	教育心理学研究
	発達心理学	発達心理学研究
	臨床心理学	臨床心理学研究
	心理教育的アセスメント	心理アセスメント実践研究
	学校カウンセリング・コンサルテーション	学校カウンセリング実践研究
	特別支援教育	障害児教育実践研究
	生徒指導・教育相談・キャリア教育	キャリア・ガイダンス研究 教育心理学研究 A *
基礎実習 2 科目	心理教育的アセスメント基礎実習	心理アセスメント実践研究
	学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習	学校カウンセリング実践研究

*教職科目

人間文化研究科言語科学専攻履修要項

[言語科学専攻]

1. 博士前期課程

I. 授業の履修について（2025年度以降の入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科言語科学専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、演習科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
言語運用能力論（英語）	(2)	言語運用能力論（日本語）	(2)
言語学概論A	(2)	言語学概論B	(2)
日本語教育概論Ⅰ	(1)	日本語教育概論Ⅱ	(1)
日本語教育概論Ⅲ	(1)	日本語教育概論Ⅳ	(1)
コミュニケーション論	(2)	異文化コミュニケーション論	(2)
統語論概論	(2)	意味論概論	(2)
音韻論概論	(2)	心理言語学概論	(2)
言語理論研究A	(2)	言語理論研究B	(2)
日本語文法論A	(2)	日本語文法論B	(2)
英語文法論A	(2)	英語文法論B	(2)
第二言語習得概論	(2)	言語教育学	(2)
日本語教育研究A	(2)	日本語教育研究B	(2)
英語教育研究A	(2)	英語教育研究B	(2)
コミュニケーション教育研究A	(2)	コミュニケーション教育研究B	(2)
言語習得論研究A	(2)	言語習得論研究B	(2)
演習科目			
研究指導Ⅰ	(1)	研究指導Ⅱ	(1)
研究指導Ⅲ	(1)	研究指導Ⅳ	(1)
研究指導Ⅴ	(1)	研究指導Ⅵ	(1)
言語科学課題演習A	(1)	言語科学課題演習B	(1)

（2）履修方法

- 1）修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げ、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2）学生は入学後所定の期間内に言語学、日本語教育、英語教育の3領域から1つの主領域を決定して指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、演習科目 8 単位を必修とする。
- 4) 研究科共通科目のうちから 2 科目 4 単位を選択必修科目として修得しなければならない。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	2 科目 4 単位以上	4 単位
専門科目	18単位以上	18単位
演習科目	研究指導 I ～ VI 6 科目 6 単位および 言語科学課題演習 2 科目 2 単位	8 単位
修了に必要な単位数		30単位

- 5) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目を専門科目の単位に充当させることができる。
- 6) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、学生が本学大学院の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を専門科目の単位数に充当させることができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、15単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 8) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。これにより、研究科委員会において承認を得た場合には、1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。
- 9) 上記 7) 8) により本研究科で修得したものとみなすことができる単位は、合計 20単位を上限とする。ただし、他大学の大学院において修得した単位は、そのうち 15単位を上限とする。

Ⅱ. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書を提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という。）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、演習科目（研究指導Ⅰ～Ⅲ、および言語科学課題演習AまたはB）4単位を含む14単位以上を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て教務課に提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に提出する場合は、学位論文計画書を教務課に再提出しなければならない。3月修了予定者が修士論文等の提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が修士論文等の提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに再提出しなければならない。ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員

会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- 7) 修士論文等は、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文等の審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 9) 修士論文等の表紙は、学位規程様式第5による。
- 10) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員(うち1名は主査)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、修士論文等の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 修士論文等は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

[修士論文]

(研究テーマ、研究目的の適切性)

研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。

(研究方法の適切性)

先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。

(論証の適切性)

論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。

(専門性・学術的貢献)

専攻分野における研究能力および専門性を有する職業等に必要とされる高度の学識を有すると認められること。また、新たな知見や独創性が備わっており、主張に学術上の貢献が認められること。

(形式的適切性)

学位論文としてふさわしい形式(注記、引用、文献リスト等)を有し、文章表現や表記、図版、表などの使用が適切であること。

(倫理性)

研究者倫理が守られていること。

[特定課題研究]

特定課題研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。ただし成果物および、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特

定課題の成果物と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(課題の目的の適切性)

課題設定の目的が明確で、学術的または社会的意義が認められること。

(方法論)

課題に対して斬新かつ妥当な方法によってアプローチされていること。

(成果物と報告書)

専攻分野の専門性や新たな知見を反映し、学術的または社会的貢献が認められること。

(倫理性)

研究倫理にかなった研究であること。

- 4) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。
- 5) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者については学位記を交付して修士(言語科学)の学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 6) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。

IV. 副領域制度について

以下1、2の要件を満たした者に対し、主領域以外の科目を一定程度修得し、第二の領域においても専門的知識を有するに至ったことを証するための「副領域履修証明書」を発行する。

- 1) 以下に示す「副領域履修要項」に従って副領域の科目を8単位以上修得すること。
- 2) 最終学期(春学期または秋学期)の2週目までに教務課に「副領域履修証明書発行願」を提出すること。発行願提出時点では、1)の副領域の科目について修得見込みの学生を含む。

※申請期間等の詳細は、PORTAや教務課Webページの案内を参照すること。

※「副領域履修要項」に従って副領域科目を修得した者であっても「副領域履修証明書発行願」を提出していない場合、副領域履修証明書は発行しない。

- 3) 以上の要件を満たし、研究科委員会で認められた者に対して、課程修了時に副領域履修証明書を発行する。修了後においても本人の求めに応じて副領域履修証明書を発行する。

※副領域履修証明書には、学位名に加えて主領域と修得した副領域を記すものとする。

副領域履修要項（2017年度以降の入学者に適用）

主領域	副領域	副領域科目
言語学	日本語教育	「日本語教育概論Ⅰ～Ⅳ」に加え「副領域履修に関係する科目一覧」のうち☆を付された科目から2科目以上（外国人留学生の場合は☆1を付された科目を含めることができる）
	英語教育	「英語教育研究A、B」に加え「副領域履修に関係する科目一覧」のうち○を付された科目から2科目以上
日本語教育	言語学	「言語学概論A、B」に加え「副領域履修に関係する科目一覧」のうち◇を付された科目から2科目以上
	英語教育	「英語教育研究A、B」に加え「副領域履修に関係する科目一覧」のうち○を付された科目から2科目以上
英語教育	言語学	「言語学概論A、B」に加え「副領域履修に関係する科目一覧」のうち◇を付された科目から2科目以上
	日本語教育	「日本語教育概論Ⅰ～Ⅳ」に加え「副領域履修に関係する科目一覧」のうち☆を付された科目から2科目以上（外国人留学生の場合は☆1を付された科目を含めることができる）

副領域履修に関する科目一覧（2017年度以降の入学者に適用）

言語学		日本語教育		英語教育		単位数
日本語教育	英語教育	言語学	英語教育	言語学	日本語教育	
	○		○			言語運用能力論（英語） 2
☆ ₁					☆ ₁	言語運用能力論（日本語） 2
		◆		◆		言語学概論A 2
		◆		◆		言語学概論B 2
★					★	日本語教育概論Ⅰ～Ⅳ 4（各1）
		◇		◇		統語論概論 2
		◇		◇		意味論概論 2
		◇		◇		音韻論概論 2
		◇		◇		心理言語学概論 2
		◇		◇		言語理論研究A 2
		◇		◇		言語理論研究B 2
☆					☆	日本語文法論A 2
☆		◇		◇	☆	日本語文法論B 2
	○		○			英語文法論A 2
	○	◇	○	◇		英語文法論B 2
☆	○					第二言語習得概論 2
☆	○					言語教育工学 2
☆					☆	日本語教育研究A 2
☆					☆	日本語教育研究B 2
	●		●			英語教育研究A 2
	●		●			英語教育研究B 2
☆	○					言語習得論研究A 2
☆	○					言語習得論研究B 2

★、●、◆は各副領域の必修科目

V. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

人間文化研究科言語科学専攻博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次	Q1 4月	Q3 9月	指導教員の決定	入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q1-Q4 4月～1月	Q3-Q2 9月～7月	指導教員による研究指導ならびにランチタイムトーク等の研究発表会参加	研究指導教員による研究指導を受ける。また、適宜、副指導教員による指導を受ける。ランチタイムトーク等の研究発表会に参加し、研究の視野を広げる。
2年次	Q1-Q4 4月～1月	Q3-Q2 9月～7月	指導教員による研究指導ならびにランチタイムトーク等の研究発表会参加	研究指導教員による研究指導を受ける。また、適宜、副指導教員による指導を受ける。ランチタイムトーク等の研究発表会に参加し、研究の視野を広げる。
	Q2 6月	Q4 12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q3・Q4 10月～11月	Q1・Q2 4月～5月	修士論文等中間報告会	修士論文等の中間発表を行う。指導教員をはじめ、専攻の教員、学生から発表に対するフィードバックを受ける。
	Q4 1月	Q2 7月	修士論文等の提出	修士論文等を提出する。
	Q4 1月末～2月	Q2 7月末～8月	修士論文等の審査と最終試験	修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
	Q4 3月	Q2 9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

日本語教員養成プログラム履修要項

日本語教員とは、日本語学校などで、日本語を母語としない人々に対して日本語を教える専門職である。本学の人間文化研究科言語科学専攻の「日本語教員養成プログラム」は、日本語教員として求められる知識・理論・実践を学ぶことのできるプログラムであり、所定の科目を一定以上修得した者に対して、本学の「日本語教員養成プログラム修了証明書」を授与する。

1. 「日本語教員養成プログラム修了証明書」取得のための要件

- 1) 課程修了に必要な要件をすべて充足すること。
- 2) 別表「日本語教員養成プログラムに関する科目一覧」に示された必要単位数を修得すること。

2. 受講手続き

「日本語教員養成プログラム」の履修を希望する者は、教務課に「日本語教員養成プログラム履修希望票」を提出すること。

3. 履修・登録の方法

- 1) 人間文化研究科言語科学専攻の履修要項に従うこと。
- 2) 「日本語教育実習」科目の履修条件

前提となる科目および単位	条件
a. 日本語文法論 A (2) b. 第二言語習得概論 (2) または 第二言語習得研究 (2) c. 日本語教育概論 I および II (各 1)、または 日本語教授法 (2)	左記の a, b, c を修得 または同じ学期に履修 していること

[留意事項]

- 日本語教育実習の登録にあたっては、事前に「日本語教育実習原簿」を提出する必要がある。
- 夏期集中後半に開講される「日本語教育実習」を履修するためには、同年度の Q2 または Q2 前に前提条件の科目 a, b, c 全てを修得または履修している必要がある。
- 実習機関において必要な経費および実習先への交通費等の日本語教育実習にかかる経費は各学生の自己負担とする。

4. 「日本語教員養成プログラム修了証明書」について

- 1) 1. および 2. の要件等を満たした学生（見込みを含む）で「日本語教員養成プログラム修了証明書」の発行を希望する者は、教務課に申請書を提出すること。
- 2) 4 の 1) の申請書を提出し、人間文化研究科で認められた者に対して、課程修了時に「日本語教員養成プログラム修了証明書」を発行する。また、課程修了後において

も本人の求めに応じて「日本語教員養成プログラム修了証明書」を発行する。

5. その他

本養成プログラムは、文化庁文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）で示された日本語教育に関する必須の教育内容50項目を含む26単位以上を修得する教育課程に対応するものである。

附 則

- 1 この履修要項は2024年4月1日から施行する。
- 2 2024年度以降に入学した学生に適用する。

別表：日本語教員養成プログラムに関する科目一覧

	日本語教員として求められる教育内容および必要単位数	本学の該当科目及び単位数(())内は単位数)			
科目区分	必須の教育内容	必要単位数	大学院科目		学部代替科目※
1 社会・文化・地域	1 世界と日本の社会と文化 2 日本の在留外国人施策 3 多文化共生(地域社会における共生) 4 日本語教育史 5 言語政策 7 世界と日本の日本語教育事情 9 言語政策と「ことば」	2 単位以上	必修	日本語教育研究 A (2)	日本語教育史 (2)
					多文化共生と教育 (2)
2 言語・社会	8 社会言語学 11 待遇・敬意表現 12 言語・非言語行動 14 談話理解 45 日本語教育のための語用論的規範	4 単位以上		言語習得論研究 A (2) 人間と言語 (2)	社会言語学 (2) 日本語の会話教育 (2) 日本語の口頭能力研究 (2)
3 コミュニケーション	10 コミュニケーションストラテジー 18 異文化受容・適応 32 異文化間教育 33 異文化コミュニケーション 34 コミュニケーション教育 48 社会文化能力 49 対人関係能力 50 異文化調整能力	2 単位以上		異文化コミュニケーション論 (2) コミュニケーション教育研究 A (2) コミュニケーション教育研究 B (2)	
4 言語と心理	13 多文化・多言語主義 15 言語学習 16 習得過程(第一言語・第二言語) 17 学習ストラテジー 19 日本語の学習・教育の情動的側面 29 中間言語分析	2 単位以上	必修	第二言語習得概論 (2)	第二言語習得研究 (2)
				心理言語学概論 (2)	
5 言語と教育	6 日本語の試験 20 日本語教師の資質・能力 21 日本語教育プログラムの理解と実践 22 教室・言語環境の設定 23 コースデザイン 24 教授法 25 教材分析・作成・開発 26 評価法 31 目的・対象別日本語教育法 35 日本語教育と ICT 36 著作権 46 受容・理解能力 47 言語運用能力	6 単位以上	必修	日本語教育概論 I (1) 日本語教育概論 II (1)	日本語教授法 (2)
				日本語教育概論 III (1) 日本語教育概論 IV (1) 日本語教育研究 B (2)	日本語教育教材研究 (2) 日本語の音声教育 (2) 日本語能力評価法 (2)
6 教育実習	27 授業計画 28 教育実習 30 授業分析・自己点検能力	1 単位	必修	日本語教育実習★ (学部科目) (1)	
7 言語	37 一般言語学 38 対照言語学 39 日本語教育のための日本語分析 40 日本語教育のための音韻・音声体系 41 日本語教育のための文字と表記 42 日本語教育のための形態・語彙体系 43 日本語教育のための文法体系 44 日本語教育のための意味体系	6 単位以上	必修	日本語文法論 A (2)	
				日本語文法論 B (2) 言語学概論 A (2) 言語学概論 B (2) 統語論概論 (2) 音韻論概論 (2) 意味論概論 (2)	
		計26単位以上			

※必修科目「日本語教育研究 A」「第二言語習得概論」の代替科目も含め、最大 8 単位までは南山大学学部科目として 2018 年度以降に修得した科目の代替による単位充足を認める(単位認定により修得した科目は対象外とする)。

★「日本語教育実習」(人文学部日本文化学科科目)は必修科目であり、この 1 単位は代替学部科目の上限 8 単位には含まれない。

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について（2025年度以降の入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科言語科学専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、演習科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
言語科学特殊研究（言語理論）A	（2）	言語科学特殊研究（言語理論）B	（2）
言語科学特殊研究（言語表現論）A	（2）	言語科学特殊研究（言語表現論）B	（2）
言語科学特殊研究（言語習得論）A	（2）	言語科学特殊研究（言語習得論）B	（2）
演習科目			
研究指導Ⅰ	（1）	研究指導Ⅱ	（1）
研究指導Ⅲ	（1）	研究指導Ⅳ	（1）
研究指導Ⅴ	（1）	研究指導Ⅵ	（1）
研究指導Ⅶ	（1）	研究指導Ⅷ	（1）
研究指導Ⅸ	（1）	言語科学課題演習A	（1）
言語科学課題演習B	（1）	言語科学課題演習C	（1）

（2）履修方法

- 1）学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2）博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、演習科目12単位を必修とする。

科目群	履修要件	必要単位数
専門科目	3科目6単位以上	6単位
演習科目	12科目12単位（研究指導Ⅰ～Ⅸおよび言語科学課題演習A～C）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

- 3）標準修業年限は3年を原則とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4）研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 5）研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、10単位を上限に本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 6）上記4）5）により本研究科で修得したものとみなすことができる単位は、合計10単位を上限とする。

Ⅱ. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、博士論文提出資格審査に合格していなければならない。
- 3) 博士論文提出資格審査は、遅くとも博士論文を提出しようとする学期の直前の学期に行い、博士論文提出資格論文提出後6週間以内に実施する口述試験をもってその可否を決定する。
- 4) 博士論文提出資格論文は、春学期に博士論文提出資格審査を受ける場合は4月15日までに、秋学期に同審査を受ける場合には9月30日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て教務課に提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 7) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日に提出せず、次学期以降に提出する場合は、学位論文計画書を教務課に再提出しなければならない。3月修了予定者が博士論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日までに、9月修了予定者が

博士論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに再提出しなければならない。

ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。

- 8) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 9) 博士論文は、研究科委員会を経て学長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 10) 博士論文審査のため必要があるときは、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 11) 博士論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 12) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 13) 博士論文の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された4名以上の審査委員(主査および学外審査委員を含む)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(研究テーマ、研究目的の適切性)

研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。

(研究方法の適切性)

先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。

(論証の適切性)

論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。

(専門性)

専攻分野について自立して研究活動を行い、専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有すると認められること。

(形式的妥当性)

学位論文としてふさわしい形式(注記、引用文献の取扱等)を有し、文章表現や表記、図版、表などの使用が適切であること。

(学術上の貢献)

新たな知見や独創性が備わっており、主張に学術上の貢献が認められ、当該分野の学会誌などへの投稿が十分に考えられる水準に達していること。

(倫理性)

研究者倫理が守られていること。

- 4) 学位審査委員会は、博士論文の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。
- 5) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士(言語科学)の学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨通知する。
- 6) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

Ⅳ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

人間文化研究科言語科学専攻博士後期課程

年次	4月入学生	9月入学生	項目	内容
1年次	Q1 4月	Q3 9月	指導教員の決定ならびにアドバイザーコミッティーの組織	入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。加えて、より多くの視点からの幅広く丁寧な指導を受けるために、指導教員、副指導教員を含む数名から構成される「アドバイザーコミッティー」を組織する。
	Q1-Q4 4月～1月	Q3-Q2 9月～7月	指導教員による研究指導ならびにランチタイムトーク等の研究発表会参加	研究指導教員による研究指導を受ける。また、適宜、副指導教員による指導を受けるほか、アドバイザーコミッティーからの助言を受ける。ランチタイムトーク等の研究発表会に参加し、研究の視野を広げる。
	Q4 12月～1月	Q2 6月～7月	博士後期課程研究進捗状況報告会	研究発表を行い、研究の進捗状況を披露する。指導教員をはじめ、専攻の教員、学生から発表に対するフィードバックを受ける。
2年次	Q1-Q4 4月～1月	Q3-Q2 9月～7月	指導教員による研究指導ならびにランチタイムトーク等の研究発表会参加	研究指導教員による研究指導を受ける。また、適宜、副指導教員による指導を受けるほか、アドバイザーコミッティーからの助言を受ける。ランチタイムトーク等の研究発表会に参加し、研究の視野を広げる。
	Q2・Q4 春学期、秋学期に一度ずつ	Q4・Q2 秋学期、春学期に一度ずつ	博士後期課程研究進捗状況報告会	研究発表を行い、研究の進捗状況を披露する。指導教員をはじめ、専攻の教員、学生から発表に対するフィードバックを受ける。
	Q3 9月	Q1 4月	博士論文提出資格論文の提出	指導教員の承認を得て博士論文提出資格論文を提出する。博士論文提出資格審査は、博士論文提出資格論文提出後に実施する口述試験をもって合否を決定する。（2年次に提出しない場合は、3年次の4月に提出する。）
3年次	Q1-Q4 4月～1月	Q3-Q2 9月～7月	指導教員による研究指導ならびにランチタイムトーク等の研究発表会参加	研究指導教員による研究指導を受ける。また、適宜、副指導教員による指導を受けるほか、アドバイザーコミッティーからの助言を受ける。ランチタイムトーク等の研究発表会に参加し、研究の視野を広げる。
	Q1 4月	Q3 9月	博士論文提出資格論文の提出	指導教員の承認を得て博士論文提出資格論文を提出する。博士論文提出資格審査は、博士論文提出資格論文提出後に実施する口述試験をもって合否を決定する。
	Q2・Q4 春学期、秋学期に一度ずつ	Q4・Q2 秋学期、春学期に一度ずつ	博士後期課程研究進捗状況報告会	研究発表を行い、研究の進捗状況を披露する。指導教員をはじめ、専攻の教員、学生から発表に対するフィードバックを受ける。
	Q2 6月	Q4 12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q3 10月	Q1 5月	博士論文中間審査	学位論文審査委員会による中間審査を受けるとともに、博士論文修正に向けた指導を受ける。
	Q4 1月	Q2 7月	博士論文の提出	博士論文を提出する。
	Q4 2月	Q2 8月	博士論文の審査と最終試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭試験の形式で公開で行う。ただし、必要ときは筆答試験を併せて行う。
	Q4 3月	Q2 9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

名古屋大学大学院との「単位互換に関する協定」による単位認定について

名古屋大学大学院人文学研究科の科目を修得した場合、次の対応に基づいて本研究科の単位として認定することができる。

名古屋大学大学院人文学研究科科目

[分野・専門] 科目

〈言語学〉

言語学研究Ⅱ

言語学研究Ⅲ

〈日本語学〉

日本語学史研究

〈日本語教育学〉

日本語教育意味研究 a

日本語教育意味研究 b

日本語教育表現研究 a

日本語教育表現研究 b

日本語教育文法研究 a

日本語教育文法研究 b

日本語教育学研究Ⅰ a

日本語教育学研究Ⅰ b

日本語教育学研究Ⅱ a

日本語教育学研究Ⅱ b

〈応用日本語学〉

応用日本語学研究Ⅰ

応用日本語学研究Ⅱ

日本語教授法研究

〈日本語学教育〉

日本語文法研究

〈英語学〉

英語学研究

〈英米文学〉

アメリカ文学研究 a

アメリカ文学研究 b

〈英語教育学〉

英語習得論研究

心理言語学Ⅱ

第二言語理解論Ⅱ

第二言語習得論Ⅱ

〈独語圏文化学〉

ドイツ語圏文化学研究Ⅱ

〈独語独文学〉

ドイツ語・ドイツ文学研究Ⅰ

ドイツ語・ドイツ文学研究Ⅱ

〈仏語仏文学〉

フランス語フランス文学研究

〈日本文学〉

日本文学研究Ⅰ

日本文学研究Ⅱ

〈中国語中国文学〉

中国語中国文学研究 I

中国語中国文学研究 III

中国語中国文学研究 IV

中国語中国文学研究 V

中国語中国文学研究 VI

〈日本文化学〉

日本近現代文化研究 I b

日本近現代文化研究 II a

日本近現代文化研究 II b

〈日本史学〉

日本史研究 I

〈東洋史学〉

東洋史研究 IV

〈西洋史学〉

西洋史研究 II

〈美学美術史学〉

西洋美術史研究

〈文化動態学〉

文化動態学研究 I a

文化動態学研究 I b

国際社会動態研究 I

国際社会動態研究 II

文化動態学研究 II a

文化動態学研究 II b

〈文化人類学〉

文化人類学研究

〈考古学〉

考古学研究

哲学・倫理学研究

キリスト教思想専攻

名古屋大学大学院科目

[分野・専門] 〈独語独文学〉
 〈独語圏文化学〉 〈仏語仏文学〉
 〈日本文学〉 〈中国語中国文学〉
 〈日本史学〉 〈東洋史学〉 〈西洋史学〉
 〈美学美術史学〉
 の全科目

本専攻の科目

専門科目（他の領域の科目）

人類学専攻

名古屋大学大学院科目

文化遺産学研究
 [分野・専門] 〈文化人類学〉 〈考古学〉
 の全科目

本専攻の科目

専門科目（研究基礎科目）

専門科目（研究基礎科目）

教育ファシリテーション専攻

名古屋大学大学院科目

全科目

本専攻の科目

専門科目群のうち他の領域および
 関連科目

言語科学専攻

名古屋大学大学院科目

[分野・専門] 〈言語学〉 〈日本語学〉
 〈日本語教育学〉 〈応用日本語学〉
 〈日本語学教育〉 〈英語学〉 〈英語教育学〉
 の全科目

本専攻の科目

専門科目

中国語中国文学研究Ⅳ

専門科目

人間文化研究科における修業年限の短縮を希望する学生の手続に係る取扱要領

人間文化研究科において、南山大学大学院学則第69条、同第70条、および南山大学大学院学則第69条等という「優れた業績を上げた者」に関する人間文化研究科における取扱内規（以下、「取扱内規」という）に基づき修業年限の短縮を希望する者は、次の要領にしたがい、人間文化研究科委員会の承認を得なければならない。

1. 修業年限短縮条件

（1）博士前期（修士）課程

博士前期課程（修士）課程で修業年限短縮が可能なのは、以下のいずれかの条件を満たす場合である。

- （i）入学前に所定の単位数を本学大学院または他大学大学院で修得している。
- （ii）取扱内規という「優れた業績を上げた者」に該当する。

（2）博士後期課程

博士後期課程で修業年限短縮が可能なのは、取扱内規という「優れた研究業績を上げた者」に該当する場合である。

2. 申請方法

（1）入学前申請

博士前期（修士）課程、博士後期課程ともに、1年での修了を希望する場合は、入学試験出願時に出願書類とともに「修業年限短縮願」を入試運営課に提出しなければならない。

（2）入学後申請

入学後に修業年限の短縮を希望する者は、3月修了を希望する場合は前年度の1月末日、9月修了を希望する場合は前年度の7月末日までに「修業年限短縮願」を研究科事務室に提出しなければならない。

（3）備考

なお、博士前期（修士）課程で、1-（1）-（i）の理由により申請を行う場合は、別途、入学後に単位認定申請の手続を要する。

3. 提出書類

申請の際は、該当する短縮の方法に応じて必要書類を添え、所定の「修業年限短縮願」を提出する。

短縮の方法	必要書類
入学前に大学院で修得した単位の認定による場合	成績証明書または単位修得証明書（原本に限る）
「優れた（研究）業績を上げた者」に該当する場合	学術業績リスト（著書、学術論文、研究発表等について記入）および学術業績の原本またはコピー

4. 承認手続

研究科は、前記申請があった場合、研究科委員会で審議し、その結果を申請者に伝える。

国際地域文化研究科

国際地域文化研究科国際地域文化専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業の履修について

(1) 授業科目

国際地域文化研究科国際地域文化専攻博士前期課程における専攻科目（基礎科目、専門科目、演習科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

基礎科目			
地域研究方法論	(2)	国際文化論	(2)
国際関係論	(2)	国際交流・協力論	(2)
国際地域文化プロジェクト研究A	(1)	国際地域文化プロジェクト研究B	(1)
専門科目			
[アメリカ研究領域]			
アメリカ文化研究	(2)	アメリカ思想・宗教研究	(2)
英語圏文学研究	(2)	アメリカ歴史社会研究	(2)
アメリカ民族集団・人種関係研究	(2)	アメリカ政治社会研究	(2)
アメリカ経済研究	(2)	アメリカ外交研究	(2)
日米関係研究	(2)	日米比較社会研究	(2)
アメリカ特殊研究	(2)	英語表現研究Ⅰ	(2)
英語表現研究Ⅱ	(2)	論文作成法Ⅰ（アメリカ）	(1)
論文作成法Ⅱ（アメリカ）	(1)		
[スペイン・ラテンアメリカ研究領域]			
スペイン文化研究	(2)	スペイン思想研究	(2)
スペイン文学研究	(2)	スペイン社会・政治研究	(2)
スペイン語圏言語研究	(2)	ラテンアメリカ文化研究	(2)
ラテンアメリカ社会研究	(2)	ラテンアメリカ政治研究	(2)
ラテンアメリカ経済研究	(2)	ブラジル社会・経済研究	(2)
スペイン・ラテンアメリカ特殊研究	(2)	スペイン語表現研究Ⅰ	(2)
スペイン語表現研究Ⅱ	(2)	論文作成法Ⅰ（スペイン・ラテンアメリカ）	(1)
論文作成法Ⅱ（スペイン・ラテンアメリカ）	(1)		
[アジア・日本研究領域]			
アジア・日本文化交流研究	(2)	アジア・日本歴史関係研究	(2)
アジア・日本国際関係研究	(2)	現代日本社会研究	(2)
近代日本歴史社会研究	(2)	近現代日本文学研究	(2)
日本古典文学研究	(2)	現代中国社会研究	(2)
現代中国文学研究	(2)	東南アジア社会研究	(2)
東南アジア文化研究	(2)	アジア・日本特殊研究	(2)
中国語表現研究Ⅰ	(2)	中国語表現研究Ⅱ	(2)
論文作成法Ⅰ（アジア・日本）	(1)	論文作成法Ⅱ（アジア・日本）	(1)
演習科目			
国際地域文化課題演習Ⅰ（文化と思想）	(2)	国際地域文化課題演習Ⅰ（歴史と社会）	(2)
国際地域文化課題演習Ⅰ（国際関係）	(2)		
国際地域文化課題演習Ⅱ（文化と思想）	(2)	国際地域文化課題演習Ⅱ（歴史と社会）	(2)
国際地域文化課題演習Ⅱ（国際関係）	(2)		
研究指導Ⅰ	(1)	研究指導Ⅱ	(1)
研究指導Ⅲ	(1)	研究指導Ⅳ	(1)
研究指導Ⅴ	(1)	研究指導Ⅵ	(1)

(2) 履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本学大学院の博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、以下6)により本研究科の教育課程の一部を履修したと研究科委員会が認めるときは、1年を超えない範囲で短縮することができる。
- 2) 学生は演習科目として「国際地域文化課題演習Ⅰ・Ⅱ」4単位および「研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」6単位を修得し、修士論文作成のため「研究指導」担当者による研究指導を受けなければならない。なお学生が履修する「研究指導」に基づいて、アメリカ研究領域、スペイン・ラテンアメリカ研究領域、アジア・日本研究領域の3領域のうち1領域を学生の主要研究領域とする。
- 3) 研究指導科目は数字の順に履修するものとする。
- 4) 基礎科目は、「地域研究方法論」および「国際文化論」を含み、6単位以上修得しなければならない。
- 5) 専門科目は、主要研究領域から10単位、その他の領域から4単位、計14単位以上修得しなければならない。
- 6) 研究科委員会が研究上有益と認めるときは、学生が本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位のうち15単位を超えない範囲で、また本研究科入学前の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）のうち15単位を超えない範囲で、かつこれらを合わせて20単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなして本研究科の科目の単位に充当することができる。ただし、本研究科の科目の単位への充当については「研究科科目修得単位の振替認定および認定について」によるものとする。

Ⅱ. 試験および課程の修了と学位授与

(1) 試験、課程の修了

- 1) 所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りでない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 5) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(2) 学位およびその授与

A. 修士論文提出の方法

- 1) 本研究科専攻博士前期課程に、論文提出前年度まで（9月修了を希望する場合は、論文提出前年度の第2クォーターまで）に1年以上在学し、15単位以上修得した者が、あらかじめ論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等と

いう)を指導教員の承認を得て専攻主任に提出する。ただし、在学期間に関しては、Iの(2)の6)により本研究科の科目として15単位以上の充当を研究科委員会が認定した者については、この限りではない。

2) 学位論文計画書等は、6月20日(9月修了を希望する場合は12月20日)までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期の休学者および第1クォーターあるいは第2クォーターの休学者は、学位論文計画書等を9月30日(秋学期の休学者および第3クォーターあるいは第4クォーターの休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日)までに教務課に提出しなければならない。

3) 学位論文計画書を提出した者が修士論文を期日までに提出せず、次学期以降に修士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。

ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。

4) 学位論文計画書等は、学位規程様式第7による。

5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

6) 修士論文は、研究科委員会に提出するものとする。

7) 修士論文等の表紙は、学位規程様式第5による。

8) 学位論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。

9) 修士論文等の提出時期は、1月20日までとし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者の場合は、修士論文等の提出期限は、研究科の定める日とし、その審査ならびに最終試験も研究科の定める日までにこれを行う。

B. 修士論文の審査および最終試験実施方法

1) 修士論文の審査は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。

2) 審査委員会は、研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員会(内1名は主査)をもって組織する。

3) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。

4) 最終試験は、学位論文等の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。

C. 学位の授与の判定

1) 修士論文の当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。

2) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。

3) 学位授与を行うには、研究科委員会委員全員(海外旅行中または休職中の者を除く)の3分の2以上が出席し、無記名投票により、その3分の2以上の賛成を

必要とする。

4) 研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。

D. 学位の授与

1) 学長は前項第4号の報告に基づいて、学位を授与すべき者については学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。

3) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士（地域研究）の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、Iの（2）の6）により本研究科の科目として15単位以上の充当を研究科委員会が認定した者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

Ⅲ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

国際地域文化研究科博士前期課程

年次	4月入学生	9月入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	研究テーマの絞込み	入学直前に開催されるオリエンテーション時に指導教員と副指導教員を決定する。「研究指導Ⅰ」において指導教員の指導の下で、具体的な研究課題を模索しながら、文献検索と主要先行研究の内容分析、更に研究史の整理を行いつつ、修士論文で取り組む研究テーマを絞らせる指導を行う。
	Q 2	Q 4	資料収集	研究テーマに即した先行研究を渉猟し、合わせて将来のキャリア・プランを構想するために、海外でのフィールドワークやインターンシップ等への積極的な参加を促す。
	Q 3	Q 1	先行研究のまとめ	「研究指導Ⅱ」において指導教員の指導の下で、参考文献のレビューを行いながら、参考文献リストを作成し先行研究をまとめ、修士論文におけるリサーチ・クエスチョン（研究課題の核となる問、以下RQと略）を設定させる。
	Q 4	Q 2	RQと章構成の構想	「研究指導Ⅲ」において指導教員の指導の下で、集積したデータと理論的・方法論的視座に基づいたデータ分析のスキルをブラッシュ・アップし、参考文献リストの充実化を図り、RQを再吟味し、修士論文の章構成を構想させる。
2 年次	Q 1	Q 3	修士論文の概要発表	「研究指導Ⅳ」において指導教員の指導の下で、公開の第1回目の中間発表会（中間審査）でのプレゼンテーションへ向けて、更に参考文献リストを充実させ、設定されたRQを再検討しつつ章構成を確定させる。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	中間的な審査を兼ねた第1回中間発表会において受けたコメントや修正提案をもとに修士論文の構想について研究課題の更なる追究を行いつつ、将来のキャリア・プランも見据えて、海外でのフィールドワークやインターンシップ等へも必要に応じて積極的な参加を促す。なおこの間に「学位論文計画書」を作成、提出させる。
	Q 3	Q 1	第2回中間発表会の準備	「研究指導Ⅴ」において指導教員の指導の下で、第1回中間発表会の折に他の教員や院生等から受けた助言や指摘を基に修士論文の章構成などの修正を加えたのち、具体的に執筆を開始し、公開の第2回中間発表会（中間審査）に備えさせる。
	Q 4	Q 2	修士論文の完成	「研究指導Ⅵ」において指導教員の指導の下で、第2回中間発表会の折に他の教員や院生等から受けた助言や指摘を基に修正を加えつつ、修士論文を完成させるべく最終的な指導を行う。修士論文最終草稿を設定された期日までに研究科事務室に提出させ、指導教員の最終チェックを経て、提出期限までに完成版を教務課に提出させる。その後修士論文の口頭による試験と必要に応じて筆記による試験を行うとともに、主査1名、副査2名の教員によって審査を行う。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

研究科科目修得単位の振替認定および認定について

1. 認定の方法

- 1) 基礎科目あるいは「国際地域文化課題演習」科目についての専門科目への振替認定について、基礎科目あるいは「国際地域文化課題演習」科目の必要単位数を超えて修得した場合、これを専門科目の単位として認定することができる。ただし、専門科目のうち主要研究領域あるいはその他の領域のいずれの単位として認定するかは、学生の申請に基づき研究科が決定する。
- 2) 特定の専門科目についての他領域専門科目への振替認定についてアメリカ研究領域で開講されている専門科目「日米関係研究」および「日米比較社会研究」として修得した単位をアジア・日本研究領域の専門科目の単位数に充当することができる。
- 3) 他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）の認定は、履修要項 1. I. (2) の 4)、5) および 6) の定めるところによるものとする。ただし、「地域研究方法論」「国際文化論」および「研究指導Ⅳ」「研究指導Ⅴ」「研究指導Ⅵ」の単位認定は認められない。また専門科目のうち主要研究領域あるいはその他の領域のいずれの単位として認定するかは、学生の申請に基づき研究科が決定する。
- 4) 上記 1)、2)、3) ならびに他研究科における修得単位を含め、専門科目のうち主要研究領域に充当できる単位は 4 単位までを限度とする。

2. 認定の手続き

A. 単位の振替認定の手続き

- 1) 研究科科目の振替認定を希望する院生は、教務課を経て研究科宛に「国際地域文化研究科振替科目登録届」を提出する。振替認定の申請にあたっては、指導教員の承認を必要とする。
- 2) 提出された上記の届に基づき、研究科委員会で審議の上、最終的に単位の振替を行う。

B. 単位の認定の手続き

- 1) 他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）の認定を希望する院生は、「単位修得認定願」を教務課に提出する。
- 2) 提出された上記の願に基づき、研究科委員会で審議の上、最終的に単位の認定を行う。なお、単位の認定に際して、試験を課す場合がある。

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について

(1) 授業科目

国際地域文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程における専攻科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
文化史A(文化交流史研究)(2)		文化史B(近現代史研究)(2)	
文化史C(物質文化研究)(2)			
文学論A(文学・文化研究)(2)		文学論B(文学研究)(2)	
文学論C(言語・文化研究)(2)			
エスニシティ研究A (人種・民族研究)(2)		エスニシティ研究B (宗教・社会研究)(2)	
エスニシティ研究C (多民族社会研究)(2)			
国際関係論A(外交史研究)(2)		国際関係論B(安全保障論)(2)	
国際関係論C(国際経済論)(2)			
研究指導科目			
研究指導ⅠA(1)		研究指導ⅠB(1)	
研究指導ⅡA(1)		研究指導ⅡB(1)	
研究指導ⅢA(1)		研究指導ⅢB(1)	
研究指導ⅣA(1)		研究指導ⅣB(1)	
研究指導ⅤA(1)		研究指導ⅤB(1)	
研究指導ⅥA(1)		研究指導ⅥB(1)	

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3) 研究指導科目は数字の順に履修するものとする。

科目群	履修要件	必要単位数
専門科目	・ 3科目 6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 12科目12単位 (研究指導ⅠA・B～ⅥA・B)	12単位
修了に必要な単位数		18単位

4) 標準修業年限は3年を原則とする。

5) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）のうち、10単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。認定の方法と手続きに関しては「研究科科目修得単位の振替認定および認定について」に準じる。外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- (1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。

- (3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- (4) 博士論文を提出するには、外国語に関する学力検定（1言語）に合格しなければならない。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- (5) 外国語に関する学力検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、研究科の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもって、これに代えることができる。また、研究科委員会が学歴、業績等により学力の確認を行い得ると認めたときは、試験の全部または一部を免除することができる。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- (1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- (2) 所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- (3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- (1) 博士論文は、博士論文提出の前年度まで（9月修了を希望する場合は、論文提出前年度の第2クォーターまで）に2年以上在学し、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語に関する学力検定に合格した者が、あらかじめ学位論文計画書を提出した上でなければ、これを提出することができない。なお、論文を提出する年度の第2クォーター終了時（9月修了予定者は、前年度の第4クォーター終了時）までに、2編以上の論文が公開されていなければならない（ただし、修士論文もこれに含めることができる）。
- (2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了を希望する場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期の休学者および第1クォーターあるいは第2クォーターの休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期の休学者および第3クォーターあるいは第4クォーターの休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- (3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- (4) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日までに提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。

ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。

- (5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員

会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- (6) 博士論文は、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- (7) 博士論文審査のため必要があるときは、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- (8) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- (9) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- (10) 3月に課程を修了する者は、1月20日までに博士論文を提出しなければならない。その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者の場合は、博士論文の提出期限は、研究科の定める日とし、その審査ならびに最終試験も研究科の定める日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- (1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員(内1名は主査)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。
- (2) 最終試験の日程および方法については、指導教員を通じて指示される。
- (3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するのに必要な研究能力を有することを示すものをもって合格とする。
- (4) 学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士(地域研究)の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- (5) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

Ⅳ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

国際地域文化研究科博士後期課程

年次	4月入学生	9月入学生	項目	内容
1年次	Q1・2	Q3・4	研究計画の立案と先行研究のまとめ	入学直前に開催されるオリエンテーション時に指導教員と副指導教員を決定する。「研究指導ⅠA」において研究指導教員の指導の下で、公開の研究計画発表会を目指して、博士論文の完成までの研究計画の策定を援助する。「研究指導ⅠB」において研究指導教員の指導の下で、まず後期課程指導教員全員が参加する公開の「研究計画発表会」で得られる助言や指摘を踏まえて研究計画や参考文献リストの補正を行わせる。あわせて先行研究の適切な総括を行わせながら、独自のリサーチ・クエスチョン（研究課題の核となる問、以下RQと略）を設定させる。更に並行して関連する学会での口頭発表や学術雑誌への投稿論文の執筆を促す。
	Q3・4	Q1・2	研究計画に沿った研究の推進	「研究指導ⅡA・B」において研究指導教員の指導の下で、研究計画に基づいて先行研究の収集と分析を続けつつ、設定したRQの再検討を重ね、研究史を総括し、RQを補強するメイン・クエスチョン（以下MQと略す）の策定に努める。それらを基に、博士論文の暫定的な章構成の策定ができるように支援する。更に学術雑誌への投稿論文の執筆と投稿を促す。
2年次	Q1・2	Q3・4	博士論文構想発表会	「研究指導ⅢA・B」において研究指導教員の指導の下で、当面は博士後期課程指導教員全員が参加して公開で行われる博士論文構想発表会でのプレゼンテーションを目指し、必要に応じてフィールドワークを交えつつ資料や文献の収集と適切な分析を行うとともに、研究方法に関する最新の理論的検証も行えるように支援する。
	Q3・4	Q1・2	博士論文提出要件の充足	「研究指導ⅣA・B」において研究指導教員の指導の下で、博士論文構想発表会で得られた助言や指摘を踏まえて適宜RQやMQおよび章構成を再検討させ、更なる資料や文献の渉猟と分析を促すとともに、各章の執筆開始を促す。併せて博士論文の構想を関連学会で口頭発表することを促し、博士論文の提出要件としての論文2本以上の学術雑誌への掲載を奨励する。
3年次	Q1・2	Q3・4	博士論文中間審査	「研究指導ⅤA・B」において研究指導教員の指導の下で、博士後期課程の集大成として、これまでの研究指導において深化され具体化された博士論文の最終構想に基づいて実際に執筆にとりかかるために、まず参考文献リストの更なる充実と章構成の再検討を進める。その上で具体的な博士論文執筆の指導を行い、学位論文計画書を提出させる。また博士後期課程指導教員全員が参加して公開で行われる博士論文中間発表会（中間審査）でのプレゼンテーションの準備に向けての指導も行う。並行して、この間に学会での口頭発表や論文の投稿を促す。
	Q3・4	Q1・2	博士論文の完成	「研究指導ⅥA・B」において研究指導教員の指導の下で、これまでの研究指導と博士論文中間発表会を受けての調整を踏まえ、博士論文に関する具体的な執筆の指導を行い、博士論文を完成させ提出期限までに完成版を教務課に提出させる。その後口頭ならびに必要なに応じて筆記での最終試験を実施するとともに、主査1名、副査2名以上（外部の研究者を含む）による審査を行う。修了式で学位が授与された後、1年以内に機関リポジトリ等にて博士論文全文を公表する。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

社 会 科 学 研 究 科

経 済 学 専 攻

経 営 学 専 攻

総 合 政 策 学 専 攻

社会科学研究科経済学専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経済学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科選択必修共通科目]			
社会科学研究（経営学研究概論）	2	社会科学研究（総合政策学研究概論）	2
社会科学研究（経済学研究概論）	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
マクロ経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
理論経済学	2	消費社会論	2
計量経済分析	2	金融論	2
経済分析のための数学	2	財政学	2
経済統計論	2	労働経済学	2
データ解析	2	労働政策論	2
経済思想史研究	2	社会保障研究	2
経済学史研究	2	年金改革論	2
数量経済史研究	2	国際経済学	2
日本経済史研究	2	国際金融論	2
租税法研究	2	国際経済政策論	2
法人税法研究	2	地域経済学	2
所得税法研究	2	開発経済学	2
経済社会学研究	2	日本・アジア経済関係論	2
[研究指導科目]			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1
特別研究指導A	1	特別研究指導B	1
特別研究指導C	1	特別研究指導D	1

Ⅱ. 履修方法

- (1) 経済学専攻博士前期課程を修了するためには、「課程専修コース」の学生は2年以上、短縮修了を承認された学生は短縮修了期間以上、「社会人1年コース」の学生は1年以上、「長期在学コース」では3年以上、それぞれ本専攻博士前期課程に在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合、または社会科学研究科内規に基づき優れた業績を上げた者として本研究科委員会において承認を得た場合には、短縮修了期間在学すれば足りるものとする。その場合にあっては、必要修得単位数は30単位とする。

なお、短縮修了を希望する学生は、所定の期間内に「短縮修了願」を提出しなければならない。

また、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学試験出願時に所定の手続きを取ったうえで、入学手続き時に「短縮修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 学生は入学後、「専攻科目」の中から専修すべき科目「専修科目」を決定し、この科目の研究指導科目の担当者を指導教員とする。学生は、専修科目以外の授業科目の履修選択、論文の作成、研究一般については、指導教員の指導を受けなければならない。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導ⅠA、ⅠB、ⅠC、ⅠD、研究指導ⅡA、ⅡB、ⅡC、ⅡDの8単位を必修とする。ただし、「長期在学コース」の学生は、上記の研究指導科目8単位に加えて、特別研究指導A、B、C、Dの4単位を含めた12単位を必修とする。
- (4) 経済学専攻での研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科選択必修共通科目、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。ただし、「長期在学コース」の学生は、研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目12単位、計30単位を修得すること。
- (5) 研究科選択必修共通科目で修了に必要な4単位を超過して履修する科目は2単位まで、研究科選択共通科目で修了に必要な4単位を超過して履修する科目は6単位まで、合計8単位までの履修を認める。
- (6) 他大学の大学院で修得した単位は、本研究科委員会で教育上有益と認めた場合には、15単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 入学時にすでに大学院で修得していた単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、本研究科委員会で教育上有益と認めた場合には、18単位（他大学の大学院は15単位）までを修了に必要な単位として認める。
- (8) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、本専攻入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)(7)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。

- (9) 上記の(6)(7)(8)により修得した単位数は20単位を超えないものとし、専攻科目として認められるのは8単位までとする。ただし、研究指導科目の単位認定は認めない。また、他の大学院において修得した単位は、15単位を超えないものとする。
- (10) 研究指導科目の履修については、「課程専修コース」および「長期在学コース」の学生は研究指導ⅠおよびⅡをそれぞれ1年次と2年次に、更に「長期在学コース」の学生は、修了希望年度(9月修了を希望する場合は、修了前年度の第3クォーターから修了年度の第2クォーター)に特別研究指導を履修することとする。
- また、「社会人1年コース」、および「短縮修了願」を提出して承認を得た学生は、1年次に研究指導Ⅰと研究指導Ⅱを同時に登録履修することとする。なお、「社会人1年コース」および「短縮修了願」を提出して承認を得た学生を除いて、研究指導Ⅰと研究指導Ⅱの同時履修は認められない。
- (11) 本研究科委員会が、本研究科博士前期課程での勉学のためには、より一層の経済学の基礎知識習得が必要であると判断する学生に対しては、修了のために必要な単位数には算入されない科目として経済学部の授業科目の履修を認める。
- (12) 「社会人1年コース」および「短縮修了願」を提出して承認を得た学生で、入学後2つのクォーターを終えた時点での成績および勉学の進捗状況により、指導教員が1年および短縮期間での修了が困難であると判断し、また学生が1年および短縮期間を超えて在学を希望する場合には、本研究科委員会の議を経て、「課程専修コース」への変更を行うことができる。この場合、(10)に定める研究指導Ⅱの履修単位は無効とする。
- (13) 「社会人1年コース」および「短縮修了願」を提出して承認を得た学生が、「課程専修コース」へコース変更した場合は、2年次において、専攻科目から4単位以上履修しなければならない。
- (14) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は、「課程専修コース」では28単位、「長期在学コース」は16単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。なお、この限度を超えて授業科目の登録を希望する場合には、課程の修了のために必要な単位数には算入されない科目として履修することができる。「社会人1年コース」および「短縮修了願」を提出して承認を得た場合には、この上限は設けない。
- (15) 3月修了希望を9月修了希望に変更しようとする者は、修了前年度の第4クォーターまでに(9月修了希望を3月修了希望に変更しようとする者は、修了年度の第2クォーターまでに)24単位以上を修得しなければならない。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は、「課程専修コース」は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。

「社会人1年コース」および短縮修了から「課程専修コース」へ変更した場合の最長在学年限は、「課程専修コース」の基準を適用するが、特別な理由による延長は認めない。

「長期在学コース」の最長在学年限は、6年とする。

- (2) 願いにより退学した者が再入学を申し出た場合、本研究科委員会が適切であると認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して「課程専修コース」においては4年を、「長期在学コース」においては6年を超えることはできない。「社会人1年コース」および「短縮修了願」を提出して承認を得た学生が再入学する場合は、退学前の在学期間と合わせて1年および短縮期間を超えないものとする。ただし、「課程専修コース」に変更して再入学を認めることができる。

Ⅴ. 修士論文の提出、審査と最終試験

(1) 学位論文計画書

- 1) 学位論文計画書を提出するためには、「課程専修コース」では、前年度までに(9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに)、博士前期課程に1年以上在学し、研究指導Ⅰの4単位を含めて合計16単位以上を修得していなければならない。

「長期在学コース」では、前年度までに(9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに)2年以上在学し、研究指導Ⅰ、Ⅱの8単位を含めて合計16単位以上を修得していなければならない。ただし、「社会人1年コース」および在学期間を短縮する予定の者については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。

- 2) はじめて修士論文を提出しようとする学生が、その年度内(9月修了の場合は修了前年度の第3、第4クォーターと修了年度の第1、第2クォーター)に休学した場合、原則として当該年度の修士論文の審査を受けることはできない。

- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。

- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。

- 5) 学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日(3月修了を希望する場合には、9月30日)までに再提出しなければならない。

- 6) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書を速やかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 修士論文の提出

- 1) 修士論文は、本文および要旨を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は、学位規程様式第5による。なお、修士論文審査のために必要なときには、参考資料等の提出を求めることがある。
- 2) 修士論文提出期限は、当該年度の1月20日（9月修了の場合は、研究科の定める日）とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- 2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。
- 3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。
- 4) 修士論文の審査と最終試験は、2月末日（9月修了の場合は、研究科の定める日）までに行う。

(5) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2) 学長は、当該報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、修士（経済学）とする。

参考：コース比較表

	課程専修コース	社会人1年コース および短縮修了	長期在学コース
修業年限	2年	1年もしくは短縮修了期間	3年以上
在学年限 (休学期間は含まない)	4年 ただし、特別な理由があり、 研究科委員会が認めた場合 には、1年延長可	1年もしくは短縮修了期間 ただし、在学年限を超えて、 在学を希望する場合は、 「課程専修コース」への変 更可	6年
指導教員	専修科目の研究指導担当者	専修科目の研究指導担当者	専修科目の研究指導担当者
授業科目履修 研究科選択必修共通科目 研究科選択共通科目 専攻科目 研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 特別研究指導	4単位以上 4単位以上 10単位以上 4単位（1年次） 4単位（2年次）	4単位以上 4単位以上 10単位以上 4単位 4単位	4単位以上 4単位以上 10単位以上 4単位（1年次） 4単位（2年次） 4単位（3年次以降）
計	30単位以上	30単位以上	30単位以上
年間登録単位数上限	28単位 ただし、他大学大学院での 登録を含む。	上限なし	16単位 ただし、他大学大学院での 登録を含む。

Ⅵ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学部経済学専攻博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。「専攻科目」の中から専修すべき科目「専修科目」を決定し、この科目の研究指導科目の担当者を指導教員とする。学生は、専修科目以外の授業科目の履修選択、論文の作成、研究一般については、指導教員の指導を受けなければならない。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 2-Q 4	Q 4-Q 2	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
2 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間報告	修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	修士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、修士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	修士論文等の審査と最終試験	修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学研究科経済学専攻（社会人１年コース）博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。「専攻科目」の中から専修すべき科目「専修科目」を決定し、この科目の研究指導科目の担当者を指導教員とする。学生は、専修科目以外の授業科目の履修選択、論文の作成、研究一般については、指導教員の指導を受けなければならない。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 2-Q 4	Q 4-Q 2	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
	Q 3	Q 1	中間報告	修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	修士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、修士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	修士論文等の審査と最終試験	修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学部経済学専攻（長期在学コース）博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次～	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。「専攻科目」の中から専修すべき科目「専修科目」を決定し、この科目の研究指導科目の担当者を指導教員とする。学生は、専修科目以外の授業科目の履修選択、論文の作成、研究一般については、指導教員の指導を受けなければならない。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 1	Q 3	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
最終年次	Q 1～Q 4	Q 3～Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間報告	修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	修士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、修士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	修士論文等の審査と最終試験	修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経済学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[学際共通科目]			
社会科学研究特論	2		
[専攻科目]			
経済学特殊研究（理論経済学）	2	経済学特殊研究（実証経済学）	2
経済学特殊研究（国際経済学）	2	経済学特殊研究（経済政策）	2
経済学特殊研究（地域経済社会論）	2		
[研究指導科目]			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1
研究指導ⅢA	1	研究指導ⅢB	1
研究指導ⅢC	1	研究指導ⅢD	1

II. 履修方法

- (1) 経済学専攻博士後期課程を修了するためには、本専攻博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。在学期間に関して、社会科学研究科内規に基づき優れた研究業績を上げた者として認められた場合には、短縮修了期間在学すれば足りるものとする。

なお、短縮修了を希望する学生は、所定の期間内に「短縮修了願」を提出しなければならない。

また、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学試験出願時に「短縮修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 博士後期課程の必要修得単位数は16単位とし、社会科学研究特論2単位、研究指導科目12単位を必修とする。なお、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生は、1年次に研究指導Ⅰ、研究指導Ⅱおよび研究指導Ⅲを同時に登録履修することとする。なお、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生を除いて、研究指導Ⅰ、研究指導Ⅱおよび研究指導Ⅲの同時履修は認められない。

- (3) 必修科目14単位に加えて、経済学専攻科目から2単位以上修得しなければならない。

- (4) 社会科学研究科が適当と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を付与されなかった場合には、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

- (5) 学生は入学後、希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、いったん退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

Ⅴ. 博士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 学位論文計画書
- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うとともに、論文提出期限までに外国語の学力に関する検定（外国語検定試験）に合格しなければならない。
 - 2) 学位論文計画書を提出するためには、博士論文提出資格審査に合格していなければならない。
 - 3) 博士論文提出資格審査願いは、3月修了の場合は5月15日までに、9月修了の場合は11月15日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
 - 4) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。
 - 5) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
 - 6) 外国語検定試験は、本研究科の定める時期に、本研究科の定める方法で行う。ただし、本研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。本研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行われていなければならない。
 - 7) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書を9月30日）までに提出しなければならない。

- 8) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、本研究科が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 指導教員は、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書を速やかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 博士論文の提出

- 1) 博士論文は、本文および要旨を、教務課、本研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。学位申請書は学位規程様式第6による。
- 3) 学位論文審査のために必要があるときは、参考資料等その他を提出させることがある。
- 4) 博士論文の提出期限は、該当年度の1月20日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）とする。

(4) 博士課程を修了しない者の学位論文提出

本研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力があると本研究科委員会が認めた場合には、博士学位論文を提出して審査を請求することができる。博士学位論文の審査および最終試験の実施方法は本学学位規程および本研究科の定める内規による。なお、学位審査手数料は本学学位規程の定めによる。

(5) 博士論文の審査および最終試験

- 1) 博士論文の審査および最終試験は、本研究科委員会で選出された博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員にはなれるが、主査にはならない。
- 2) 学位審査委員は上記の定めにかかわらず、本研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教育職員1名以上に委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。その判定基準は以下の基準に基づいて行う。
 - a) 形式上の基準
 - (ア) 論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。
 - (イ) 文章表現や、先行研究、資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。
 - b) 内容上の基準
 - (ア) 研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適

切な分析が行われているかどうか。

(イ) 当該分野における内外の先行研究が十分に踏まえられているか。

(ウ) 論理の展開が明快であり、整合的であるか。

(エ) 独創的な部分、または学術上の貢献がみられるか。

c) その他

研究倫理上、問題はないか。

4) 最終試験は、論文審査の終了後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。

5) 博士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）までに行う。

(6) 学位の授与

1) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。

2) 学長は、該当報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

3) 授与する学位は、博士（経済学）とする。

Ⅵ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学部研究科経済学専攻博士後期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 2-Q 4	Q 4-Q 2	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
2 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
3 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 1	Q 3	博士論文提出資格審査 願いの提出	指導教員の承認を得て博士論文提出資格審査願いを提出し、その審査に合格しなければならない。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間報告	博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	博士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、博士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	博士論文の審査と最終 試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

社会科学研究科経営学専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経営学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科選択必修共通科目]			
社会科学研究（経済学研究概論）	2	社会科学研究（総合政策学研究概論）	2
社会科学研究（経営学研究概論）	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
マクロ経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
統計学	2	経営戦略論	2
経営数学	2	オペレーションズ・リサーチ	2
資源と環境の経済学	2	マーケティング論A	2
環境の経済評価	2	マーケティング論B	2
企業と法の経済学	2	マーケティング・リサーチ	2
Business English	2	流通システム論	2
日本経営論	2	Corporate Finance A	2
経営史	2	Corporate Finance B	2
財務会計論	2	ファイナンス論A	2
会計監査論	2	ファイナンス論B	2
国際会計論	2	投資論	2
連結会計論	2	経営組織論A	2
管理会計論	2	経営組織論B	2
原価管理論	2	産業・組織心理学	2
経営管理論	2		
[研究指導科目]			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1

Ⅱ. 履修方法

- (1) 経営学専攻博士前期課程を修了するためには、本専攻博士前期課程に2年以上、短縮修了を承認された学生は短縮修了期間以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合、または社会科学研究科内規に基づき優れた業績を上げた者として本研究科委員会において承認を得た場合には、短縮修了期間在学すれば足りるものとする。その場合にあっては、必要修得単位数は30単位とする。

なお、短縮修了を希望する学生は、所定の期間内に「短縮修了願」を提出しなければならない。

また、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学試験出願時に所定の手続きを取ったうえで、入学手続時に「短縮修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 学生は入学後、指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。なお、本研究科委員会が適切であると認めた場合には、指導教員の変更ができるものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 経営学専攻での研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科選択必修共通科目、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 研究科選択必修共通科目で修了に必要な4単位を超過して履修する科目は2単位まで、研究科選択共通科目で修了に必要な4単位を超過して履修する科目は6単位まで、合計8単位までの履修を認める。
- (6) 他大学の大学院で修得した単位は、本研究科委員会で教育上有益と認めた場合には、15単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 入学時にすでに大学院で修得していた単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、本研究科委員会で教育上有益と認めた場合には、18単位（他大学の大学院は15単位）までを修了に必要な単位として認める。
- (8) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、本専攻入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)(7)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。
- (9) 上記の(6)(7)(8)により修得した単位数は20単位を超えないものとし、専攻科目として認められるのは8単位までとする。ただし、研究指導科目の単位認定は認めない。また、他の大学院において修得した単位は、15単位を超えないものとする。
- (10) 「短縮修了願」を提出して承認を得た学生は、1年次の第1クォーターにおいて研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、第2クォーターにおいて研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、第3クォーターにおいて研究指導ⅠCと研究指導ⅡC、第4クォーターにおいて研究指導ⅠDと研究指導ⅡDを同時に登録履修することとする。なお、「短縮修了願」を

提出して承認を得た学生を除いて、研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、研究指導ⅠCと研究指導ⅡCおよび研究指導ⅠDと研究指導ⅡDの同時履修は認められない。

- (11) 「短縮修了願」を提出して承認を得た学生が短縮期間で修了しなかったときは（1年次における休学、退学を含む）、「短縮修了願」の承認を取り消し、標準修業年限の学生とする。この場合、(10)に定める研究指導ⅡA、ⅡB、ⅡC、ⅡDの履修単位は無効とする。
- (12) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は28単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。ただし、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生には、この上限は設けない。
- (13) 3月修了希望を9月修了希望に変更しようとする者は、修了前年度の第4クォーターまでに（9月修了希望を3月修了希望に変更しようとする者は、修了年度の第2クォーターまでに）24単位以上を修得しなければならない。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- (2) 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科委員会で適切であると認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して4か年を超えることはできない。

Ⅴ. 修士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 修士論文プロポーザル公聴会

1年次において、本専攻が指定する所定の時期に修士論文プロポーザル公聴会を受けなければならない（3年修了予定者は2年次と読み替えることとする）。

修士論文プロポーザルは以下の点について記述すること。

- i) 研究の主要課題
 - ii) 研究の全体像（アウトライン）
 - iii) 解決すべき問題・仮説
 - iv) 修士論文完成までの進行予定
- (2) 学位論文計画書

- 1) 学位論文計画書を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前

年度の第2クォーターまでに)、博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上の単位を修得していなければならない。また、前年度までに(9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに)修士論文プロポーザル公聴会を終えていなければならない。ただし、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。

2) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。

3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。

4) 学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日(3月修了を希望する場合には、9月30日)までに再提出しなければならない。

5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(3) 中間報告

1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。

2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。

3) 中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書を速やかに研究科長に提出しなければならない。

(4) 修士論文の提出

1) 修士論文は、本文および要旨を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は学位規程様式第5による。なお、論文審査のために必要なときには、参考資料の提出を求めることがある。

2) 修士論文の提出期限は当該年度の1月20日(9月修了の場合は、研究科の定める日)とする。

(5) 修士論文の審査と最終試験

1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員(内1名は主査)で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。

2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。

3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。

4) 修士論文の審査と最終試験は2月末日(9月修了の場合は、研究科の定める日)までに行う。

(6) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2) 学長は、当該報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、修士（経営学）とする。

Ⅵ. 中部地区大学院商学・経営学研究科単位互換制度

南山大学は、大学間の交流と協力を促進し、大学院教育の充実に資するため、愛知大学、愛知学院大学、中京大学、名城大学の大学院と単位互換についての協定を結んでいる。この制度に従って、他大学の大学院授業科目を履修しようとする学生は指導教員と相談の上、各大学の大学院に問い合わせること。

愛知大学大学院経営学研究科

愛知学院大学大学院商学研究科および経営学研究科

中京大学大学院人文社会科学研究科（経済・経営学専攻）

名城大学大学院経営学研究科

Ⅶ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学研究科経営学専攻博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 2-Q 3 7月～10月	Q 4-Q 1 2月～5月	修士論文プロポーザル公聴会	1 年次において、本専攻が指定する所定の時期に修士論文プロポーザル公聴会を受けなければならない（3 年修了予定者は 2 年次と読み替えることとする）。
	Q 2-Q 4	Q 4-Q 2	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
2 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間報告	修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	修士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、修士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	修士論文等の審査と最終試験	修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試問を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経営学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[学際共通科目]			
社会科学研究特論	2		
[専攻科目]			
経営学特殊研究（企業経営研究）	2	経営学特殊研究（ファイナンス研究）	2
経営学特殊研究（マーケティング研究）	2	経営学特殊研究（オペレーションズ・	2
経営学特殊研究（会計研究）	2	マネジメント研究）	
[研究指導科目]			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1
研究指導ⅢA	1	研究指導ⅢB	1
研究指導ⅢC	1	研究指導ⅢD	1

II. 履修方法

- (1) 経営学専攻博士後期課程を修了するためには、本専攻博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。在学期間に関して、社会科学研究科内規に基づき優れた研究業績を上げた者として認められた場合には、短縮修了期間在学すれば足りるものとする。

なお、短縮修了を希望する学生は、所定の期間内に「短縮修了願」を提出しなければならない。

また、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学試験出願時に「短縮修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 博士後期課程の必要修得単位数は16単位とし、社会科学研究特論2単位、研究指導科目12単位を必修とする。なお、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生は、1年次に研究指導Ⅰ、研究指導Ⅱおよび研究指導Ⅲを同時に登録履修することとする。なお、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生を除いて、研究指導Ⅰ、研究指導Ⅱおよび研究指導Ⅲの同時履修は認められない。
- (3) 必修科目14単位に加えて、経営学専攻科目から2単位以上修得しなければならない。
- (4) 社会科学研究科が適当と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院において授業科目を

履修し、単位を付与されなかった場合には、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

- (5) 学生は入学後、希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、いったん退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

Ⅴ. 博士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 博士論文プロポーザル公聴会

博士論文を提出する年次の前の年次までに、本専攻が指定する所定の時期に博士論文プロポーザル公聴会を受けなければならない。論文プロポーザルは以下の点について記述すること。

- i) 研究の主要課題
- ii) 研究の全体像
- iii) 解決すべき問題・課題
- iv) 博士論文完成までの進行予定

- (2) 学位論文計画書

- 1) 博士論文を提出するためには、博士論文プロポーザル公聴会を終え、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うとともに、論文提出期限までに外国語の学力に関する検定（外国語検定試験）に合格しなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、博士論文提出資格審査に合格していなければならない。
- 3) 博士論文提出資格審査願いは、3月修了の場合は5月15日までに、9月修了の場合は11月15日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。

- 5) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
 - 6) 外国語検定試験は、本研究科の定める時期に、本研究科の定める方法で行う。ただし、本研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。本研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行われていなければならない。
 - 7) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書等を9月30日）までに提出しなければならない。
 - 8) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、本研究科が個別に指定する。
- (3) 中間報告
- 1) 博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
 - 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
 - 3) 指導教員は、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書を速やかに研究科長に提出しなければならない。
- (4) 博士論文の提出
- 1) 博士論文は、本文および要旨を、教務課、本研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。
 - 2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。学位申請書は学位規程様式第6による。
 - 3) 学位論文審査のために必要があるときは、参考資料等その他を提出させることがある。
 - 4) 博士論文の提出期限は、該当年度の1月20日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）とする。
- (5) 博士課程を修了しない者の学位論文提出
- 本研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力があると本研究科委員会が認めた場合には、博士学位論文を提出して審査を請求することができる。博士学位論文の審査および最終試験の実施方法は本学学位規程および本研究科の定める内規による。なお、学位審査手数料は本学学位規程の定めによる。
- (6) 博士論文の審査および最終試験
- 1) 博士論文の審査および最終試験は、本研究科委員会で選出された博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員にはなれるが、主査にはなれない。

- 2) 学位審査委員は上記の定めにかかわらず、本研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教育職員1名以上に委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。その判定基準は以下の基準に基づいて行う。
 - a) 形式上の基準
 - (ア) 論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。
 - (イ) 文章表現や、先行研究、資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。
 - b) 内容上の基準
 - (ア) 研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適切な分析が行われているかどうか。
 - (イ) 当該分野における内外の先行研究が十分に踏まえられているか。
 - (ウ) 論理の展開が明快であり、整合的であるか。
 - (エ) 独創的な部分、または学術上の貢献がみられるか。
 - c) その他
研究倫理上、問題はないか。
- 4) 最終試験は、論文審査の終了後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。
- 5) 博士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）までに行う。
- (7) 学位の授与
 - 1) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
 - 2) 学長は、該当報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
 - 3) 授与する学位は、博士（経営学）とする。

Ⅵ. 中部地区大学院商学・経営学研究科単位互換制度

南山大学は、大学間の交流と協力を促進し、大学院教育の充実に資するため、愛知大学、愛知学院大学、中京大学、名城大学の大学院と単位互換についての協定を結んでいる。この制度に従って、他大学の大学院授業科目を履修しようとする学生は指導教員と相談の上、各大学の大学院に問い合わせること。

愛知大学大学院経営学研究科

愛知学院大学大学院商学研究科および経営学研究科

中京大学大学院人文社会科学研究科（経済・経営学専攻）

名城大学大学院経営学研究科

Ⅶ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学研究科経営学専攻博士後期課程

年次	4月入学生	9月入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 2-Q 4	Q 4-Q 2	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
2 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 2	Q 4	博士論文プロポーザル公聴会	博士論文を提出する年次の前の年次までに、本専攻が指定する所定の時期に博士論文プロポーザル公聴会を受けなければならない。
3 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 1	Q 3	博士論文提出資格審査願いの提出	指導教員の承認を得て博士論文提出資格審査願いを提出し、その審査に合格しなければならない。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間報告	博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	博士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、博士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	博士論文の審査と最終試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課 Web ページを確認してください。

社会科学研究科総合政策学専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業科目

社会科学研究科総合政策学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科選択必修共通科目]			
社会科学研究（経済学研究概論）	2	社会科学研究（経営学研究概論）	2
社会科学研究（総合政策学研究概論）	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
マクロ経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
〈基礎科目〉		〈公共政策領域〉	
総合政策の課題と方法	2	行政機構研究	2
西洋文明史研究	2	社会福祉行政研究	2
東洋文明史研究	2	地方財政研究	2
異文化間コミュニケーション論	2	現代社会研究	2
〈国際政策領域〉		経営管理研究	2
グローバル・ガバナンス研究	2	雇用政策研究	2
民族紛争研究	2		
国際援助政策研究	2	〈環境政策領域〉	
アジア政策研究	2	地球環境システム研究	2
国際経済研究	2	環境経済研究	2
開発経済政策研究	2	政策評価研究	2
		環境社会心理研究	2
		生態系保全研究	2
		環境保全研究	2
		環境倫理研究	2
[研究指導科目]			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1

II. 履修方法

- (1) 総合政策学専攻博士前期課程を修了するためには、本専攻博士前期課程に2年以上、短縮修了を承認された学生は短縮修了期間以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合、または社会科学部研究科内規に基づき優れた業績を上げた者として本研究科委員会において承認を得た場合には、短縮修了期間在学すれば足りるものとする。その場合にあっては、必要修得単位数は30単位とする。

なお、短縮修了を希望する学生は、所定の期間内に「短縮修了願」を提出しなければならない。

また、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学試験出願時に所定の手続きを取ったうえで、入学手続き時に「短縮修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 学生は入学後、国際政策領域、公共政策領域の2つの研究領域から主たる研究領域を決定して指導教員を選び（これら2つの研究領域はともに環境政策領域を含む）、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。なお、本研究科委員会が適切であると認めた場合には、指導教員の変更ができるものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 総合政策学専攻での研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科選択必修共通科目、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 研究科選択必修共通科目で修了に必要な4単位を超過して履修する科目は2単位まで、研究科選択共通科目で修了に必要な4単位を超過して履修する科目は6単位まで、合計8単位までの履修を認める。
- (6) 他大学の大学院で修得した単位は、本研究科委員会で教育上有益と認めた場合には、15単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 入学時にすでに大学院で修得していた単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、本研究科委員会で教育上有益と認めた場合には、18単位（他大学の大学院は15単位）までを修了に必要な単位として認める。
- (8) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、本専攻入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)(7)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。
- (9) 上記の(6)(7)(8)により修得した単位数は20単位を超えないものとし、専攻科目として認められるのは8単位までとする。ただし、研究指導科目の単位認定は認めない。また、他の大学院において修得した単位は、15単位を超えないものとする。
- (10) 「短縮修了願」を提出して承認を得た学生は、1年次の第1クォーターにおいて研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、第2クォーターにおいて研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、第3クォーターにおいて研究指導ⅠCと研究指導ⅡC、第4クォーターにおいて研究指導ⅠDと研究指導ⅡDを同時に登録履修することとする。なお、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生を除いて、研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、研究指導ⅠCと研究指導ⅡCおよび研究指導ⅠDと研究指導ⅡDの同時履修は認められない。

- (11) 「短縮修了願」を提出して承認を得た学生が短縮期間で修了しなかったときは（1年次における休学、退学を含む）、「短縮修了願」の承認を取り消し、標準修業年限の学生とする。この場合、(10)に定める研究指導ⅡA、ⅡB、ⅡC、ⅡDの履修単位は無効とする。
- (12) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は28単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。ただし、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生には、この上限は設けない。
- (13) 3月修了希望を9月修了希望に変更しようとする者は、修了前年度の第4クォーターまでに（9月修了希望を3月修了希望に変更しようとする者は、修了年度の第2クォーターまでに）24単位以上を修得しなければならない。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- (2) 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科委員会で適切であると認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して4年を超えることはできない。

Ⅴ. 修士論文の提出、審査と最終試験（修士論文に代わる「特定課題の研究成果」については別途定める）

- (1) 学位論文計画書
 - 1) 学位論文計画書を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）、博士前期課程に1年以上在学し16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。
 - 2) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。
 - 3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
 - 4) 学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月

- 15日（3月修了を希望する場合には、9月30日）までに再提出しなければならない。
- 5）学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6）修士論文は、課程の目的に応じて適切であると本研究科委員会で認められるときは、特定課題についての個人研究または共同研究の成果をもってこれに代えることができる。審査の方法は修士論文の審査方法に準ずるものとする。
- （2）中間報告
- 1）修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2）中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3）中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書を速やかに研究科長に提出しなければならない。
- （3）修士論文の提出
- 1）修士論文は、本文および要旨を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は学位規程様式第5による。なお、論文審査のために必要なときには、参考資料の提出を求めることがある。
- 2）修士論文の提出期限は当該年度の1月20日（9月修了の場合は、研究科の定める日）とする。
- （4）修士論文の審査と最終試験
- 1）修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- 2）最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。
- 3）修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。
- 4）修士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、研究科の定める日）までに行う。
- （5）学位の授与
- 1）学位審査委員会は修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2）学長は、当該報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3）授与する学位は、修士（総合政策学）とする。

Ⅵ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学研究科総合政策学専攻博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。国際政策領域、公共政策領域の2つの研究領域から主たる研究領域を決定して指導教員を選び(これら2つの研究領域はともに環境政策領域を含む)、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 2-Q 4	Q 4-Q 2	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
2 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間報告	修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	修士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、修士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	修士論文等の審査と最終試験	修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

総合政策学専攻における「特定課題の研究成果」の取り扱い要領

1. 趣旨

総合政策学専攻では、問題発見から問題解決への理論的プロセスの展開とともに政策提言に至るまでの能力を修得することが目的とされている。このような領域または修得すべき能力から見て、そこでの方法および成果物は多様なものとなる可能性がある。従って、本専攻においては、特定課題の研究成果として多様な形態を認め、当該成果をもって修士論文に代えることができるものとする。

2. 特定課題の研究成果についての申請

修士論文に代えて特定課題の研究成果の提出を希望する場合には、研究指導教員の承認を得て1年次の1月末日（9月入学の場合は、1年次の7月末日）までに「特定課題研究届」を研究科長宛に提出するものとする。ただし、「短縮修了願」を提出した者については、当該届の提出期限を5月末日（9月入学の場合は、10月末日）とする。

特定課題の研究成果を修士論文に代えて認めるか否かについては、本研究科委員会で審議する。なお、特定課題の研究成果を認める場合でも、修士論文と同じ手続きを必要とする。

3. 特定課題の研究成果の提出

特定課題の研究成果を提出する場合は、その要旨4部とともに本文4部を、本研究科委員会に提出するものとする。

4. 特定課題研究選択の取り下げについての申請

「特定課題研究届」を提出した者が、やむを得ない理由により修士論文に変更する場合には、研究指導教員の承認を得て「特定課題研究取り消し願」を研究計画書の提出前に研究科長宛に提出するものとする。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
【学際共通科目】			
社会科学研究特論	2		
【専攻科目】			
総合政策特殊研究（地域研究）	2	総合政策特殊研究（国際政策研究）	2
総合政策特殊研究（文明研究）	2	総合政策特殊研究（環境政策研究）	2
総合政策特殊研究（公共政策研究）	2		
【研究指導科目】			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1
研究指導ⅢA	1	研究指導ⅢB	1
研究指導ⅢC	1	研究指導ⅢD	1

II. 履修方法

- （1）総合政策学専攻博士後期課程を修了するためには、本専攻博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。在学期間に関して、社会科学研究科内規に基づき優れた研究業績を上げた者として認められた場合には、短縮修了期間在学すれば足りるものとする。

なお、短縮修了を希望する学生は、所定の期間内に「短縮修了願」を提出しなければならない。

また、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学試験出願時に「短縮修了願」によりその旨申請するものとする。

- （2）博士後期課程の必要修得単位数は16単位とし、社会科学研究特論2単位、研究指導科目12単位を必修とする。なお、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生は、1年次に研究指導Ⅰ、研究指導Ⅱおよび研究指導Ⅲを同時に登録履修することとする。なお、「短縮修了願」を提出して承認を得た学生を除いて、研究指導Ⅰ、研究指導Ⅱおよび研究指導Ⅲの同時履修は認められない。
- （3）必修科目14単位に加えて、総合政策学専攻科目から2単位以上修得しなければならない。
- （4）社会科学研究科が適当と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院において授業科目を

履修し、単位を付与されなかった場合には、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

- (5) 学生は入学後、希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。
- (6) 「研究指導ⅠA～ⅢD」を通じて、学生が計画的に研究を進め、論文完成・提出の目標を達成することを容易にするため、次の3つの節目を設ける。
 - ①研究計画セミナー:「研究指導ⅠB」(9月入学の場合は、「研究指導ⅠD」)において開催される当セミナーにおいて、研究計画を作成し報告を行われなければならない。ただし、1年修了の場合、「研究指導ⅠA」(9月入学の場合は、「研究指導ⅠC」)において開催する。
 - ②研究進行報告セミナー:「研究指導ⅡD」(9月入学の場合は、「研究指導ⅡB」)において開催される当セミナーにおいて、研究の進行状況を、前年度に報告した研究計画と対照しつつ報告しなければならない。これを踏まえてその後の研究計画、博士論文の構成および執筆計画を参加者全員の討論に付し、報告者の研究進行の過不足、論文構成等の修正に資するものとする。ただし、1年修了の場合、研究進行報告セミナーは実施しない。
 - ③博士論文中間報告:「研究指導ⅢC」(9月入学の場合は、「研究指導ⅢA」)において開催される中間報告において研究成果を報告し、そこで得られた助言を基に、学生は研究内容を修正する。
 - ④各セミナーおよび中間報告の実施日については、別に定める。
 - ⑤休学者の各セミナーおよび中間報告の時期については、本研究科が個別に対応して決める。
 - ⑥在学期間が2年をもって修了の学生の各セミナーおよび中間報告の時期については、本研究科が個別に対応して決める。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、いったん退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

Ⅴ. 博士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 学位論文計画書

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うとともに、論文提出期限までに外国語の学力に関する検定（外国語検定試験）に合格しなければならない。
 - 2) 学位論文計画書を提出するためには、博士論文提出資格審査に合格していなければならない。
 - 3) 博士論文提出資格審査願いは、3月修了の場合は5月15日までに、9月修了の場合は11月15日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
 - 4) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。
 - 5) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
 - 6) 外国語検定試験は、本研究科の定める時期に、本研究科の定める方法で行う。ただし、本研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。本研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行われていなければならない。
 - 7) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書を9月30日）までに提出しなければならない。
 - 8) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、本研究科が個別に指定する。
- (2) 中間報告
- 1) 博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
 - 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
 - 3) 指導教員は、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。
- (3) 博士論文の提出
- 1) 博士論文は、本文および要旨を、教務課、本研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。
 - 2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。学位申請書は学位規程様式第6による。
 - 3) 学位論文審査のために必要があるときは、参考資料等その他を提出させることがある。

- 4) 博士論文の提出期限は、該当年度の1月20日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）とする。
- 5) 博士論文提出前の指定された期日までに、審査委員会の下読み用の博士論文（仮）3部を本研究科事務室に提出する。
- (4) 博士課程を修了しない者の学位論文提出
本研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力があると本研究科委員会が認めた場合には、博士学位論文を提出して審査を請求することができる。博士学位論文の審査および最終試験の実施方法は本学学位規程および本研究科の定める内規による。なお、学位審査手数料は本学学位規程の定めによる。
- (5) 博士論文の審査および最終試験
 - 1) 博士論文の審査および最終試験は、本研究科委員会で選出された博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員にはなれるが、主査にはなれない。
 - 2) 学位審査委員は上記の定めにかかわらず、本研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教育職員1名以上に委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。
 - 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。その判定基準は以下の基準に基づいて行う。
 - a) 形式上の基準
 - (ア) 論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。
 - (イ) 文章表現や、先行研究、資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。
 - b) 内容上の基準
 - (ア) 研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適切な分析が行われているかどうか。
 - (イ) 当該分野における内外の先行研究が十分に踏まえられているか。
 - (ウ) 論理の展開が明快であり、整合的であるか。
 - (エ) 独創的な部分、または学術上の貢献がみられるか。
 - c) その他
研究倫理上、問題はないか。
 - 4) 最終試験は、論文審査の終了後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。
 - 5) 博士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）までに行う。
- (6) 学位の授与
 - 1) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
 - 2) 学長は、該当報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
 - 3) 授与する学位は、博士（総合政策学）とする。

Ⅵ. 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程

年次	4月入学生	9月入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	新入生ガイダンスを実施し、履修等に関する説明と指導を行う。希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。
	Q 1	Q 3	研究計画の策定	指導教員および副指導教員の指導に従い、研究テーマの決定、研究計画の策定を行う。
	Q 2	Q 4	研究計画の報告	「研究指導ⅠB」において開催する研究計画セミナーにおいて、3年間の研究計画を作成し報告を行わなければならない。
	Q 2-Q 4	Q 4-Q 2	研究計画の実行	指導教員および副指導教員の研究指導を受けながら、策定した研究計画に基づいて、研究を実行する。
2 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 3・Q 4	Q 1・Q 2	研究計画の進捗報告	「研究指導ⅡD」において開催する研究進行報告セミナーにおいて、過去1年半の研究の進行状況を、前年度に報告した研究計画と対照しつつ報告しなければならない。
3 年次	Q 1-Q 4	Q 3-Q 2	研究の継続	指導教員および副指導教員に研究計画の進捗状況を適宜報告することによって研究指導を受け、研究を継続する。
	Q 1	Q 3	博士論文提出資格審査願いの提出	指導教員の承認を得て博士論文提出資格審査願いを提出し、その審査に合格しなければならない。
	Q 2	Q 4	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間報告	博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	Q 4	Q 2	博士論文の提出	中間報告における審査委員のコメント等に基づき、指導教員および副指導教員による研究指導を受けて研究を完成させ、博士論文を提出する。
	Q 4	Q 2	博士論文の審査と最終試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
	Q 4	Q 2	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課 Web ページを確認してください。

法 学 研 究 科

法学研究科法律学専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業科目

法学研究科法律学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[専門共通科目 (必修)]			
研究倫理特論	2		
[専門共通科目]			
情報法特論	2	英米法特論	2
法哲学特論	2	東アジア法特論	2
西洋法制史特論	2	国際法特論	2
		西洋政治思想史特論	2
[専門分野科目]			
財産法特論	2	人権特論	2
家族法特論	2	統治機構特論	2
企業法特論	2	行政法特論	2
民事手続法特論	2	環境法特論	2
労働法特論	2	刑法特論	2
経済法特論	2	刑事訴訟法特論	2
国際私法特論	2	刑事政策特論	2
知的財産法特論	2	経済刑法特論	2
租税法特論	2		
[専門演習科目]			
民事法演習 A	2	刑事法演習	2
民事法演習 B	2	企業法務演習	2
憲法演習	2	自治体法務演習	2
行政法演習	2		
[研究指導科目]			
前期研究指導 I	2	前期研究指導Ⅲ	2
前期研究指導Ⅱ	2	前期研究指導Ⅳ	2

II. 履修方法

(1) 法律学専攻博士前期課程を修了するためには、学生は2年以上本専攻博士前期課程に在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。長期履修者は3年以上在学しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合には、(5)～(7)に定める単位認定を条件に、1年以上在学すれば足りるものとする。1年の在

学をもって修業年限を充たしたものと認定される場合にあっても、必要修得単位数は30単位とする。

- (2) 学生は入学後所定の期間内に研究分野を決定し、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究倫理特論2単位および研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 専門共通科目および専門分野科目から18単位以上（研究倫理特論を含め、専門共通科目6単位以上を含む）ならびに専門演習科目から4単位以上（民法法演習A、民法法演習B、憲法演習、行政法演習または刑事法演習のうち、いずれかの演習からの2単位以上を含む）を修得しなければならない。
- (5) 教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に他の大学院または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、18単位までを修了に必要な単位として認めることができる。ただし、他の大学院において修得した単位は、15単位を超えないものとする。
- (6) 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院の授業科目を履修し修得した単位については、15単位までを修了に必要な単位として認めることができる。
- (7) 入学する前に他の大学院または本学大学院で修得した単位と入学後に他大学の大学院で修得した単位の合計は20単位を超えることはできない。ただし、他の大学院において修得した単位は、15単位を超えないものとする。
- (8) 1年で課程を修了することが認められた者については、春学期および秋学期において開講される研究指導科目（研究指導Ⅰ～Ⅳ）を複数同時に履修することができる。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験（レポートを含む）を行う。ただし、授業参加度100%で評価する授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は、4年とする。長期履修者の最長在学年限は、6年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。

Ⅴ. 修士論文の提出、審査と最終試験

(1) 学位論文計画書

- 1) 学位論文計画書を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の春学期までに）、研究科博士前期課程に1年以上在学し、前期研究指導Ⅰ、Ⅱの4単位を含めて合計16単位以上を修得していなければならない。ただし、1年で課程を修了することが認められた者は、この限りではない。

長期履修者は2年以上在学し、前期研究指導Ⅰ、Ⅱの4単位を含めて合計16単位

以上を修得していなければならない。

2) はじめて修士論文を提出しようとする学生が、その年度内に休学した場合、原則として当該年度の修士論文の審査を受けることはできない。

3) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了の場合は、12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者で、当該年度に学位論文を提出しようとする者の学位論文計画書の提出期限は、9月30日とする。秋学期休学者で次年度（9月修了）に学位論文を提出しようとする者の学位論文提出期限は4月15日とする。

学位論文計画書は、学位規程様式第7によるものとする。

4) 学位論文計画書等を提出した者で、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日までに再提出しなければならない。9月修了のために学位論文計画書等を提出した者で、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、当該年度の3月修了を希望する場合には、学位論文計画書を9月30日までに再提出しなければならない。

ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。

5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(2) 中間報告

1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。

2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。

3) 中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書を速やかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 修士論文の提出

1) 修士論文およびその要旨は、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は、学位規程様式第5による。なお、修士論文審査のために必要なときには、参考資料等の提出を求めることがある。

2) 修士論文提出期限は、当該年度の1月20日（9月修了の場合は、研究科の定める日）とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会で行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。

2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。

3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。

- 4) 修士論文の審査と最終試験は、2月末日（9月修了の場合は、研究科の定める日）までに行う。
- (5) 学位の授与
 - 1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
 - 2) 学長は、当該報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
 - 3) 授与する学位は、修士（法学）とする。

研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

法学研究科博士前期課程

年次	4月入学生	9月入学生	項目	内容
1年次	4月	9月	指導教員の決定	入学後所定の期間内に研究分野を決定し、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。また、副指導教員を選び、指導教員は副指導教員と協力して、履修科目の指導、研究指導を行う。
2年次	6月	12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	11月	5月	中間報告	修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	1月	7月	修士論文の提出	修士論文を提出する。
	2月	8月	修士論文の審査と最終試験	修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆記試験を併せて行うことがある。
	3月	9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

法学研究科博士前期課程（長期履修者）

年次	4月入学生	9月入学生	項目	内容
1年次	4月	9月	指導教員の決定	入学後所定の期間内に研究分野を決定し、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。また、副指導教員を選び、指導教員は副指導教員と協力して、履修科目の指導、研究指導を行う。
2年次	4月～3月	9月～8月	専門分野のための科目履修と研究の継続	研究指導の中で、研究テーマの設定、資料収集を行う。
3年次	6月	12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	11月	5月	中間報告	修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
	1月	7月	修士論文の提出	修士論文を提出する。
	2月	8月	修士論文の審査と最終試験	修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆記試験を併せて行うことがある。
	3月	9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

法学研究科法律学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[特講科目（共通特講）（必修）]			
研究倫理特講	1	法学研究特講	1
[特講科目（専門特講）]			
民事法特講（財産法）	2	公法特講（憲法）	2
民事法特講（企業法）	2	公法特講（行政法）	2
民事法特講（民事手続法）	2	公法特講（国際法）	2
民事法特講（国際私法）	2	刑事法特講（刑法）	2
民事法特講（金融法）	2	刑事法特講（刑事訴訟法）	2
民事法特講（知的財産法）	2		
[研究指導科目]			
後期研究指導Ⅰ	2	後期研究指導Ⅳ	2
後期研究指導Ⅱ	2	後期研究指導Ⅴ	2
後期研究指導Ⅲ	2	後期研究指導Ⅵ	2

II. 履修方法

- （1）法律学専攻博士後期課程を修了するためには、学生は3年以上本専攻博士後期課程に在学し、所定の科目について18単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、本研究科で実施する英語の学力に関する試験に合格した上で、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- （2）学生は入学後所定の期間内にその主たる領域を決定し、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。副指導教員は、指導教員と連携を図りながら、学生の求めに応じて適宜、助言や指導を行う。
- （3）博士後期課程の必要修得単位数は18単位とし、研究倫理特講1単位、法学研究特講1単位および研究指導科目12単位を必修とする。
- （4）教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に他の大学院または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、10単位までを修了に必要な単位として認めることができる。
- （5）教育上有益と認めるときは、他大学の大学院の授業科目を履修し修得した単位については、10単位までを修了に必要な単位として認めることができる。
- （6）入学する前に他の大学院または本学大学院で修得した単位と入学後に他大学の大学院で修得した単位の合計は10単位を超えることはできない。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験（レポートを含む）を行う。ただし、授業参加度100%で評価する授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、一旦退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

Ⅴ. 博士論文の提出、審査と最終試験

(1) 学位論文計画書

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うとともに、論文提出期限までに英語の学力に関する試験に合格しなければならない。
- 2) 論文提出予定者は、6月20日までに学位論文計画書を提出しなければならない。春学期休学者の学位論文計画書の扱いについては、研究科長が個別に定める。ただし、その計画書の提出を認める場合は、提出期限を9月末日とする。学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 3) 英語の学力に関する試験は、研究科の定める時期に、研究科の定める方法で行う。ただし、研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する英語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行われていなければならない。
- 4) 本課程に3年以上在学し、9月に修了しようとする者は、前年の12月20日（秋学期休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日）までに、指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出するものとする。
- 5) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書を9月末日）までに提出しなければならない。
ただし、学位論文計画書は、休学期間中に提出することはできない。
- 6) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の審査を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 中間報告は、修了年度の11月末日までに実施する。9月修了を希望する者にあつては、これを研究科長が個別に指定する。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。

3) 指導教員は、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書を速やかに研究科長宛に提出しなければならない。

(3) 博士論文の提出

1) 博士論文およびその要旨は、研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。

2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。学位申請書は学位規程様式第6による。

3) 学位論文審査のために必要があるときは、参考資料等その他を提出させることがある。

4) 博士論文の提出期限は1月20日とする。ただし、本課程に3年以上在学した後、9月に修了する者にあつては、これを本研究科が定める日とする。

VI. 博士論文の審査および最終試験

(1) 博士論文の審査および最終試験は2月末日までに行うものとする。ただし、本課程に3年以上在学した後、9月に修了する者にあつては、これを研究科が定める日とする。

(2) 博士論文の審査および最終試験は、研究科委員会で選出された教員3名以上の審査委員（主査および学外審査委員を含む）が構成する学位審査委員会がこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。

(3) 主査は本研究科から選任するものとする。

(4) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。

(5) 最終試験は、論文審査の後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について口頭によって行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。

(6) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位授与の可否を審議し、その結果を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨通知する。

VII. 学位

法学研究科法律学専攻で授与する学位の名称は、博士（法学）とする。

（注）上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

法学研究科博士後期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次	4月	9月	指導教員の決定	入学後所定の期間内にその主たる領域を決定し、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。副指導教員は、指導教員と連携を図りながら、学生の求めに応じて適宜、助言や指導を行う。
2年次	4月～3月	9月～8月	研究の継続	研究指導の中で、博士論文の全体構想を固める。
3年次	6月	12月	学位論文計画書の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出する。学位論文計画書は研究審査委員会の審査を受けなければならない。
	11月	6月	中間報告	中間報告を行い、審査を担当する教員全員（他大学所属の学外審査委員を含む）から論文の草稿の批評を受ける。
	1月	7月	博士論文の提出	博士論文を提出する。
	2月	8月	博士論文の審査と最終試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試問を併せて行うことがある。
	3月	9月	学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

理 工 学 研 究 科

ソフトウェア工学専攻

データサイエンス専攻

電子情報工学専攻（博士前期課程）

機械システム工学専攻（博士前期課程）

機械電子制御工学専攻（博士後期課程）

理 工 学 研 究 科 履 修 要 項

1. 博士前期課程

理工学研究科博士前期課程の専攻は次のとおりである。

理工学研究科	ソフトウェア工学専攻
	データサイエンス専攻
	電子情報工学専攻
	機械システム工学専攻

(1) 授業科目

理工学研究科博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

() 内は単位数。

研究科共通科目			
アカデミックリテラシー		(2)	
ソフトウェア工学専攻 基礎科目			
ソフトウェア工学概論 ^{*2*3*4}		(2)	アルゴリズム研究 ^{*3*4}
情報科学概論 ^{*4}		(2)	(2)
ソフトウェア工学専攻 専攻科目			
ソフトウェアアーキテクチャ		(2)	正当性検証と妥当性確認 ^{*3}
ソフトウェア要求工学		(2)	ソフトウェア生産管理研究 ^{*2}
ソフトウェア構築と保守 ^{*3*4}		(2)	(2)
ソフトウェア工学専攻 研究指導科目			
研究指導ⅠA		(1)	研究指導Ⅱ
研究指導ⅠB		(1)	研究指導Ⅲ
研究指導ⅠC		(1)	研究指導Ⅳ
研究指導ⅠD		(1)	研究指導Ⅴ
データサイエンス専攻 基礎科目			
オペレーションズ・リサーチ概論 ^{*3*4}		(2)	データサイエンスの数理 ^{*3*4}
数理統計学概論 ^{*3}		(2)	(2)
データサイエンス専攻 専攻科目			
最適化手法研究 ^{*4}		(2)	データサイエンス演習(統計学・ビッグデータ解析)Ⅰ
ビッグデータ解析研究		(2)	データサイエンス演習(機械・深層学習)Ⅰ
機械学習研究 ^{*3*4}		(2)	データサイエンス演習(オペレーションズ・リサーチ)Ⅱ
深層学習研究		(2)	データサイエンス演習(統計学・ビッグデータ解析)Ⅱ
データサイエンス演習(オペレーションズ・リサーチ)Ⅰ		(1)	データサイエンス演習(機械・深層学習)Ⅱ
データサイエンス専攻 研究指導科目			
研究指導ⅠA		(1)	研究指導Ⅱ
研究指導ⅠB		(1)	研究指導Ⅲ
研究指導ⅠC		(1)	研究指導Ⅳ
研究指導ⅠD		(1)	研究指導Ⅴ

電子情報工学専攻 基礎科目			
電子工学概論 ^{*1}	(2)	数理論理学概論 ^{*1*2}	(2)
情報工学概論	(2)		
電子情報工学専攻 専攻科目			
通信工学研究	(2)	情報通信セキュリティ研究 ^{*2}	(2)
ネットワーク設計研究	(2)	情報システム工学研究 ^{*1}	(2)
データ工学研究 ^{*1*2}	(2)		
電子情報工学専攻 研究指導科目			
研究指導ⅠA	(1)	研究指導Ⅱ	(1)
研究指導ⅠB	(1)	研究指導Ⅲ	(1)
研究指導ⅠC	(1)	研究指導Ⅳ	(2)
研究指導ⅠD	(1)	研究指導Ⅴ	(2)
機械システム工学専攻 基礎科目			
制御工学概論 ^{*1*2}	(2)	機械工学概論 ^{*1}	(2)
システムの推定と同定 ^{*1*2}	(2)		
機械システム工学専攻 専攻科目			
制御工学研究	(2)	ロボット工学研究	(2)
システム理論研究 ^{*2}	(2)	メカトロニクス研究 ^{*1}	(2)
機械システム工学専攻 研究指導科目			
研究指導ⅠA	(1)	研究指導Ⅱ	(1)
研究指導ⅠB	(1)	研究指導Ⅲ	(1)
研究指導ⅠC	(1)	研究指導Ⅳ	(2)
研究指導ⅠD	(1)	研究指導Ⅴ	(2)

*1：ソフトウェア工学専攻向けの副専門領域科目

*2：データサイエンス専攻向けの副専門領域科目

*3：電子情報工学専攻向けの副専門領域科目

*4：機械システム工学専攻向けの副専門領域科目

(2) 履修方法

(2-1) ソフトウェア工学専攻の履修方法

- 1) 博士前期課程を修了するためには、博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 1) の修士論文の審査は、課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。
- 3) 学生は入学後所定の期間内に、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 4) 学生は、研究科共通科目2単位を修得しなければならない。
- 5) 学生は、所属する専攻の基礎科目から4単位以上を修得しなければならない。
- 6) 学生は、所属する専攻の専攻科目から6単位以上を修得しなければならない。

- 7) 学生は、副専門領域科目（電子情報工学）および副専門領域科目（機械システム工学）のうち選択したいいずれか一方について、4単位以上を修得しなければならない。副専門領域科目は以下のとおりである。

副専門領域科目（電子情報工学）

電子工学概論 数理論理学概論

データ工学研究 情報システム工学研究

副専門領域科目（機械システム工学）

制御工学概論 機械工学概論

システムの推定と同定 メカトロニクス研究

- 8) 学生は、4) の2単位と5) の4単位と6) の6単位と7) の4単位を含め、本研究科の科目（研究指導科目を除く）から20単位以上を修得しなければならない。
- 9) 学生は、所属する専攻の研究指導科目から10単位を修得しなければならない。
- 10) 本研究科委員会が研究上有益と認めるときは、以下の単位を20単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。
1. 本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位。
 2. 入学前に他の大学院または本研究科で修得した単位。
- ただし、他大学の大学院で修得した単位ならびに入学する前に他の大学院または本学大学院において修得した単位は、それぞれ15単位を上限として修了に必要な単位に算入する。この場合、入学前と入学後に修得した単位は合わせて15単位を超えない範囲で算入する。
- 11) 所定の授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 12) 博士前期課程の最長在学年限は4か年とする。ただし、特別の理由があるときには、本研究科委員会の議を経て、更に1か年の延長を認めることがある。
- 13) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科で適当と認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は、通算して4か年を超えることはできない。

(2-2) データサイエンス専攻の履修方法

- 1) 博士前期課程を修了するためには、博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 1) の修士論文の審査は、課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。
- 3) 学生は入学後所定の期間内に、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 4) 学生は、研究科共通科目2単位を修得しなければならない。
- 5) 学生は、所属する専攻の基礎科目から4単位以上を修得しなければならない。
- 6) 学生は、専攻科目からなる以下の3つの科目群から2つを選択し、選択した2つの科目群に含まれるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目群 1

最適化手法研究

データサイエンス演習（オペレーションズ・リサーチ）Ⅰ

データサイエンス演習（オペレーションズ・リサーチ）Ⅱ

科目群 2

ビッグデータ解析研究

データサイエンス演習（統計学・ビッグデータ解析）Ⅰ

データサイエンス演習（統計学・ビッグデータ解析）Ⅱ

科目群 3

機械学習研究

深層学習研究

データサイエンス演習（機械・深層学習）Ⅰ

データサイエンス演習（機械・深層学習）Ⅱ

7) 学生は、6) の単位を含め、所属する専攻の専攻科目から10単位以上を修得しなければならない。

8) 学生は、副専門領域科目から4単位以上を修得しなければならない。副専門領域科目は以下のとおりである。

副専門領域科目

ソフトウェア工学概論 システム理論研究 情報通信セキュリティ研究

制御工学概論 ソフトウェア生産管理研究 数理論理学概論

データ工学研究 システムの推定と同定

9) 学生は、4) の2単位と5) の4単位と7) の10単位と8) の4単位を含め、本研究科の科目（研究指導科目を除く）から22単位以上を修得しなければならない。

10) 学生は、所属する専攻の研究指導科目から8単位を修得しなければならない。

11) 本研究科委員会が研究上有益と認めるときは、以下の単位を20単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。

1. 本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位。

2. 入学前に他の大学院または本研究科で修得した単位。

ただし、他大学の大学院で修得した単位ならびに入学する前に他の大学院または本学大学院において修得した単位は、それぞれ15単位を上限として修了に必要な単位に算入する。この場合、入学前と入学後に修得した単位は合わせて15単位を超えない範囲で算入する。

12) 所定の授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

13) 博士前期課程の最長在学年限は4か年とする。ただし、特別の理由があるときには、本研究科委員会の議を経て、更に1か年の延長を認めることがある。

14) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科で適当と認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は、通算して4か年を超えることはできない。

(2-3) 電子情報工学専攻の履修方法

- 1) 博士前期課程を修了するためには、博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 1) の修士論文の審査は、課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。
- 3) 学生は入学後所定の期間内に、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 4) 学生は、研究科共通科目2単位を修得しなければならない。
- 5) 学生は、所属する専攻の基礎科目から、専門とする分野の科目2単位以上を含め4単位以上を修得しなければならない。専門とする分野と該当科目は以下のとおりである。

電子工学分野

電子工学概論

情報工学分野

情報工学概論 数理論理学概論

- 6) 学生は、所属する専攻の専攻科目から、専門とする分野の科目2単位以上を含め6単位以上を修得しなければならない。専門とする分野と該当科目は以下のとおりである。

電子工学分野

通信工学研究 ネットワーク設計研究

情報工学分野

データ工学研究 情報通信セキュリティ研究

情報システム工学研究

- 7) 学生は、副専門領域科目（ソフトウェア工学）および副専門領域科目（データサイエンス）のうち選択したいいずれか一方について、4単位以上を修得しなければならない。副専門領域科目は以下のとおりである。

副専門領域科目（ソフトウェア工学）

ソフトウェア工学概論 アルゴリズム研究

ソフトウェア構築と保守 正当性検証と妥当性確認

副専門領域科目（データサイエンス）

オペレーションズ・リサーチ概論 数理統計学概論

データサイエンスの数理 機械学習研究

- 8) 学生は、4) の2単位と5) の4単位と6) の6単位と7) の4単位を含め、本研究科の科目（研究指導科目を除く）から20単位以上を修得しなければならない。
- 9) 学生は、所属する専攻の研究指導科目から10単位を修得しなければならない。
- 10) 本研究科委員会が研究上有益と認めるときは、以下の単位を20単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。

1. 本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位。

2. 入学前に他の大学院または本研究科で修得した単位。

ただし、他大学の大学院で修得した単位ならびに入学する前に他の大学院または本学大学院において修得した単位は、それぞれ15単位を上限として修了に必要な単位に算入する。この場合、入学前と入学後に修得した単位は合わせて15単位を超えない範囲で算入する。

- 11) 所定の授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 12) 博士前期課程の最長在学年限は4か年とする。ただし、特別の理由があるときには、本研究科委員会の議を経て、更に1か年の延長を認めることがある。
- 13) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科で適当と認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は、通算して4か年を超えることはできない。

(2-4) 機械システム工学専攻の履修方法

- 1) 博士前期課程を修了するためには、博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 1)の修士論文の審査は、課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。
- 3) 学生は入学後所定の期間内に、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 4) 学生は、研究科共通科目2単位を修得しなければならない。
- 5) 学生は、所属する専攻の基礎科目から4単位以上を修得しなければならない。
- 6) 学生は、所属する専攻の専攻科目から6単位以上を修得しなければならない。
- 7) 学生は、副専門領域科目（ソフトウェア工学）および副専門領域科目（データサイエンス）のうち選択したいずれか一方について、4単位以上を修得しなければならない。副専門領域科目は以下のとおりである。

副専門領域科目（ソフトウェア工学）

ソフトウェア工学概論 情報科学概論

アルゴリズム研究 ソフトウェア構築と保守

副専門領域科目（データサイエンス）

オペレーションズ・リサーチ概論 データサイエンスの数理

最適化手法研究 機械学習研究

- 8) 学生は、4)の2単位と5)の4単位と6)の6単位と7)の4単位を含め、本研究科の科目（研究指導科目を除く）から20単位以上を修得しなければならない。
- 9) 学生は、所属する専攻の研究指導科目から10単位を修得しなければならない。
- 10) 本研究科委員会が研究上有益と認めるときは、以下の単位を20単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。
 1. 本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位。
 2. 入学前に他の大学院または本研究科で修得した単位。

ただし、他大学の大学院で修得した単位ならびに入学する前に他の大学院または本学大学院において修得した単位は、それぞれ15単位を上限として修了に必要な単位に算入する。この場合、入学前と入学後に修得した単位は合わせて15単位を超えない範囲で算入する。

- 11) 所定の授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
 - 12) 博士前期課程の最長在学年限は4か年とする。ただし、特別の理由があるときには、本研究科委員会の議を経て、更に1か年の延長を認めることがある。
 - 13) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科で適当と認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は、通算して4か年を超えることはできない。
- (3) 修士論文の提出
- 1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間審査を受けなければならない。
 - 2) 修士論文を提出するためには、論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を、その内容について指導教員の承認を得た上で、6月20日（9月修了の場合は、12月20日）までに提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。
 - 3) 学位論文計画書等を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）、博士前期課程に1年以上在学し16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
 - 4) 修士論文を提出するためには、学位論文計画書等の内容について研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書等の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
 - 5) 学位論文計画書等で予定された修了学期の修士論文審査に合格しなかった者が、次学期以降に修士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書等を、新たに提出しなければならない。9月修了のための学位論文計画書等を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書等を9月30日（3月修了のための学位論文計画書等を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日）までに提出しなければならない。
 - 6) 修士論文は、研究科委員会に提出する。論文審査のために必要なときには、参考資料の提出を求めることがある。
 - 7) 修士論文の提出期限は研究科の定める日とする。
- (4) 修士論文の審査と最終試験
- 1) 修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会が組織する学位審査委員会でこれを行う。
 - 2) 最終試験は、論文審査が終わった後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。

3) 修士論文は、専攻分野における精深な学識と研究能力とを証示するに足るものをもって合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

(ア) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、産業的意義を有している。

(イ) 新規性、独創性が認められる。

(ウ) 理論的または実証的研究の成果を含んでいる。

(エ) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。

(オ) 論文の体系性（全体としての主題を有すること）が認められる。

(カ) 専攻分野の研究能力または業務遂行に必要な専門性を示している。

4) 学位審査委員会は修士論文の審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(5) 学位

理工学研究科博士前期課程で授与する学位の名称は、各専攻で定める。

ソフトウェア工学専攻	修士（ソフトウェア工学）
------------	--------------

データサイエンス専攻	修士（データサイエンス）
------------	--------------

電子情報工学専攻	修士（電子情報工学）
----------	------------

機械システム工学専攻	修士（機械システム工学）
------------	--------------

(6) 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

理工学研究科博士前期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1年次	Q1	Q3	指導教員の決定	入学後所定の期間内に、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q3	Q1	研究活動の基礎スキルの指導	研究のための文献探索、文書作成、ソフトウェア使用方法習得など研究活動の基礎となるスキルについて指導する。
2年次	Q2	Q4	学位論文計画書等の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書等（論文の主題とその研究計画書）を提出する。学位論文計画書等は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q3	Q1	中間審査	修士論文等を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間審査を受けなければならない。
	Q4	Q2	修士論文等の提出	修士論文等を提出する。
			修士論文等の審査と最終試験	修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
			学位の授与	研究科委員会の報告に基づき、学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTAおよび教務課Webページを確認してください。

2. 博士後期課程

理工学研究科博士後期課程の専攻は次のとおりである。

理工学研究科	ソフトウェア工学専攻
	データサイエンス専攻
	機械電子制御工学専攻

(1) 授業科目

理工学研究科博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

() 内は単位数。

ソフトウェア工学専攻

専攻科目			
数理論理学特論	(2)	ソフトウェアアーキテクチャ特論	(2)
ソフトウェア工学特論	(2)		
学際共通科目			
ソフトウェア解析特論	(2)	データベース工学特論	(2)
研究指導科目			
研究指導ⅠA	(1)	研究指導ⅡC	(1)
研究指導ⅠB	(1)	研究指導ⅡD	(1)
研究指導ⅠC	(1)	研究指導Ⅲ	(1)
研究指導ⅠD	(1)	研究指導Ⅳ	(1)
研究指導ⅡA	(1)	研究指導Ⅴ	(1)
研究指導ⅡB	(1)	研究指導Ⅵ	(1)

データサイエンス専攻

専攻科目			
データサイエンス後期特論(オペレーションズ・リサーチ)	(2)	データサイエンス後期特論(統計科学)	(2)
データサイエンス後期特論(最適化法)	(2)	データサイエンス後期特論(機械学習と人工知能)	(2)
研究指導科目			
後期特別研究ⅠA	(1)	後期特別研究ⅡC	(1)
後期特別研究ⅠB	(1)	後期特別研究ⅡD	(1)
後期特別研究ⅠC	(1)	後期特別研究Ⅲ	(1)
後期特別研究ⅠD	(1)	後期特別研究Ⅳ	(1)
後期特別研究ⅡA	(1)	後期特別研究Ⅴ	(1)
後期特別研究ⅡB	(1)	後期特別研究Ⅵ	(1)

共通科目			
機械電子制御工学後期特論（電子系）（２）		機械電子制御工学後期特論（機械系）（２）	
専門科目			
電子情報工学後期特論（２）		機械システム工学後期特論（２）	
研究指導科目			
後期特別研究Ⅰ A（１）		後期特別研究Ⅱ C（１）	
後期特別研究Ⅰ B（１）		後期特別研究Ⅱ D（１）	
後期特別研究Ⅰ C（１）		後期特別研究Ⅲ（１）	
後期特別研究Ⅰ D（１）		後期特別研究Ⅳ（１）	
後期特別研究Ⅱ A（１）		後期特別研究Ⅴ（１）	
後期特別研究Ⅱ B（１）		後期特別研究Ⅵ（１）	

（２）履修方法

１）博士後期課程を修了するためには、博士後期課程に３年以上在学し、20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、１年以上在学すれば足りるものとする。

２）の１．ソフトウェア工学専攻の履修方法

- ａ）博士後期課程を修了するためには、所属する専攻の専攻科目から４単位以上と所属する専攻の学際共通科目から２単位以上を修得しなければならない。
- ｂ）博士後期課程を修了するためには、研究指導科目以外の科目（他の２専攻の科目も含む）から、ａ）の単位を含めて８単位以上を修得しなければならない。
- ｃ）博士後期課程を修了するためには、研究指導科目12単位をすべて修得しなければならない。

２）の２．データサイエンス専攻の履修方法

- ａ）博士後期課程を修了するためには、所属する専攻の専攻科目から８単位以上を修得しなければならない。
- ｂ）博士後期課程を修了するためには、研究指導科目12単位をすべて修得しなければならない。

２）の３．機械電子制御工学専攻の履修方法

- ａ）博士後期課程を修了するためには、所属する専攻の共通科目から４単位を修得しなければならない。
- ｂ）電子情報工学専修の場合は「電子情報工学後期特論」を、機械システム工学専修の場合は「機械システム工学後期特論」を修得しなければならない。
- ｃ）ａ）の４単位とｂ）の２単位を含めて、理工学研究科博士後期課程の科目（研究指導科目を除く）から８単位以上を修得しなければならない。
- ｄ）博士後期課程を修了するためには、研究指導科目12単位をすべて修得しなければならない。

３）理工学研究科で適当と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範

囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院で履修したときには、単位を付与されない場合でも、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

4) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

5) 博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。

6) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、理工学研究科で適当と認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は通算して6か年をこえることはできない。

7) 1) の履修・指導・試験は、英語で受けることができる。

(3) 課程博士論文の提出

1) 博士論文を提出するためには、論文提出期限の3か月前までに学位審査委員会の中間審査を受けなければならない。

2) 博士論文を提出するためには、論文提出期限までに外国語検定試験に合格していなければならない。この試験は、研究科の定める時期に、研究科の定める方法で行う。ただし、研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行われていなければならない。

3) 博士論文を提出するためには、論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を、その内容について指導教員の承認を得た上で、6月20日（9月修了の場合は、12月20日）までに提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。

4) 学位論文計画書等を提出するためには、計画書の内容について研究指導教員の承認を得なければならない。

5) 学位論文計画書等を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）、博士後期課程に2年以上在学し16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。

6) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書の内容について、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

7) 学位論文計画書等で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書等を、新たに提出しなければならない。

8) 博士論文を提出するためには、論文題目、目次、要旨等を記載した博士学位論文提出資格審査願いを、博士学位論文の内容が公表済みであること（または予定であることを）を示す資料、履歴書および履修・修得科目一覧とともに、指導教員の承認を得た上で、研究科事務室に提出しなければならない。

9) 博士論文を提出するためには、8) の博士学位論文提出資格審査願いについて、研究科委員会の承認を受けなければならない。

10) 博士論文は、研究科委員会を経て学長に提出する。論文審査のために必要なとき

には、参考資料の提出を求めることがある。

- 11) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文要旨および履歴書を併せて提出しなければならない。
- 12) 博士論文の提出期限は研究科の定める日とし、論文審査と最終試験を受けなければならない。

(4) 博士論文の審査と最終試験

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会で選出された教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。
- 2) 最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試験を併せて行う。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

a) 博士論文に要求される内容と水準

- (ア) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、産業的意義を有している。
- (イ) 新規性、独創性が認められる。
- (ウ) 理論的または実証的研究の十分な成果を含んでいる。
- (エ) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。
- (オ) 論文の体系性（全体としての主題を有すること）が認められる。
- (カ) 専攻分野の高度の研究能力または業務遂行に必要な専門性を示している。

b) 博士論文に要求されるその他の要件

- (ア) 査読付きの学術論文2編以上が学術論文誌、学術会議の論文集に掲載済み、あるいは掲載予定であること。ただし、少なくとも1編は学術論文誌への掲載であること。
- (イ) 国際会議での研究発表の経験があること。ただし、(ア)の少なくとも1編が英文（または日本語以外の言語）での記述である場合はこれを課さない。
- (ウ) 少なくとも1編以上の学術論文が博士課程での研究成果をまとめたものであること（課程博士の場合）。

- 4) 学位審査委員会は、博士学位論文に要求される内容と水準に合致するかを最終試験の結果も踏まえて総合的に判断し、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(5) 学位

理工学研究科博士後期課程で授与する学位の名称は、各専攻で定める。

ソフトウェア工学専攻	博士（ソフトウェア工学）
データサイエンス専攻	博士（データサイエンス）
機械電子制御工学専攻	
電子情報工学専修	博士（電子情報工学）
機械システム工学専修	博士（機械システム工学）

(6) 研究指導計画（研究指導の方法とスケジュール）

理工学研究科博士後期課程

年次	4月 入学生	9月 入学生	項目	内容
1 年次	Q 1	Q 3	指導教員の決定	入学後所定の期間内に、指導教員を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
	Q 3	Q 1	学際的科目の履修指導	学際的分野の課題や他専攻の分野から提供された課題について研究を行わせる。
2 年次	Q 1	Q 3	博士論文作成のための課題設定	指導教員とともに課題を設定し、研究課題についての調査と解決策の考案を行う。
	Q 3	Q 1	学界の動向の調査	研究課題についての学会の動向を調査して解決策を考案させる。
3 年次	Q 2	Q 4	学位論文計画書等の提出	指導教員の承認を得て学位論文計画書等（論文の主題とその研究計画書）を提出する。学位論文計画書等は研究審査委員会の承認を受けなければならない。
	Q 3	Q 1	中間審査	博士論文を提出しようとする者は、論文提出期限の3か月前までに学位審査委員会の中間審査を受けなければならない。
			博士学位論文提出資格審査願いの提出	博士論文を提出するためには、論文題目、目次、要旨等を記載した博士学位論文提出資格審査願いを、博士学位論文の内容が公表済みであること（または予定であること）を示す資料、履歴書および履修・修得科目一覧とともに、指導教員の承認を得た上で提出しなければならない。博士学位論文提出資格審査願いについては研究科委員会の承認を受けなければならない。
	Q 4	Q 2	博士論文の提出	博士論文を提出する。
			博士論文の審査と最終試験	博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことがある。
			学位の授与	学位が授与される。

※研究指導計画については「履修要項」と併せてご確認ください。

学位論文計画書および学位論文の提出詳細については、PORTA および教務課 Web ページを確認してください。

「単位互換に関する協定」による単位認定について

名古屋大学大学院情報学研究科、愛知県立大学大学院情報科学研究科の科目を修得した場合、次の対応に基づいて本研究科の単位として認定することができる。

名古屋大学大学院科目

ソフトウェア基礎論特論A
ソフトウェア基礎論特論B
数論アルゴリズム特論1
数論アルゴリズム特論2
ソフトウェア工学特論A
ソフトウェア工学特論B
システムプログラム特論A
システムプログラム特論B
情報システム開発実践特論1
情報システム開発実践特論2
最適化特論1
最適化特論2
離散数学特論1
離散数学特論2

愛知県立大学大学院科目

コードリーディングⅠ

本研究科の科目

ソフトウェア工学専攻の基礎科目
ソフトウェア工学専攻の基礎科目
ソフトウェア工学専攻の基礎科目
ソフトウェア工学専攻の基礎科目
ソフトウェア工学専攻の専攻科目
ソフトウェア工学専攻の専攻科目
ソフトウェア工学専攻の専攻科目
ソフトウェア工学専攻の専攻科目
ソフトウェア工学専攻の専攻科目
ソフトウェア工学専攻の専攻科目
ソフトウェア工学専攻の専攻科目
データサイエンス専攻の専攻科目
データサイエンス専攻の専攻科目
データサイエンス専攻の専攻科目
データサイエンス専攻の専攻科目

本研究科の科目

ソフトウェア工学専攻の専攻科目

追記：2025年度改正

理工学研究科における[特定の研究課題についての研究の成果]の取扱要領

理工学研究科履修要項の1の(2)の2)における「特定の研究課題についての研究の成果」は、以下の要領で行う。

1. 趣旨

理工学研究科では、工学を基礎とする応用研究も研究課題の一つとして指導の対象とする。応用研究の成果は必ずしも論文だけでは無いとの観点から、特定の研究課題についての研究成果を小論文と試作物によって代えられるものとする。

2. 特定の研究課題についての成果とその提出方法

学生は、学問的または職業上の関心に基づき、特定の研究課題を選定し、その研究成果を小論文（研究科の定める要旨で2ページ程度のもの）とその研究課題の成果となる試作物を修士論文に代わり提出できる。試作物については、それがどのようなものであるかを、あらかじめ研究計画書に記述し、研究科で特定の研究課題の成果として妥当であるとの判断を受けなければならない。試作物の例としては、ソフトウェアシステム、ハードウェアシステム、アルゴリズムや方法論を記載したもの等が挙げられる。

3. 特定の研究課題選択の決定時期

修士論文に代えて、特定の研究課題に関する成果を提出しようとするものは、研究科の定める研究計画書提出の時期にその旨を計画書に記述し、研究科の判断を受けなければならない。提出に際しては、研究指導教員とその内容について事前に相談すること。

4. 選択の変更

特定の研究課題を選択した後、変更の必要が生じたときは、研究指導教員と相談の上、随時研究科に届出て、変更の可否の判断を受けなければならない。

理工学研究科外国語検定試験実施要領

1. 理工学研究科履修要項の2の(3)の2)における外国語検定試験は以下のとおり行う。
 - (1) 試験科目は、英文読解、英作文の2科目である。
 - (2) 試験は原則として、各年度の7月上旬と2月下旬に行う。具体的な日程、受験申込の期限は年度毎の案内を参照すること。申込場所は教務課、申込用紙は所定の用紙とする。
 - (3) 試験時間は、各科目60分とし、配点は、各科目100点とする。
 - (4) 各科目で70点以上の者を合格とする。

2. 理工学研究科履修要項の2の(3)の2)における「この試験に相当する外国語の能力」は、

外国語で論文発表を行い、かつ、国際会議等で外国語での口頭発表を行っていること^{*1*2}

などを対象として評価する。この評価によって、この試験の免除を希望する場合は、論文提出前の最後の外国語検定試験申込期限より前に、指導教員に相談すること。

* 1 論文発表には、国際会議のproceedingsを含めることができる。

* 2 国内、国外を問わず査読付きの論文で原稿掲載が決定されているものは、評価の対象にすることができる。その場合は、論文の原稿と掲載決定を示す文書が評価の対象となる。

教 職 関 係

教職関係科目履修要項

本学研究科が認定された免許状について

大学・大学院において学生が免許状取得に必要な資格を得るには、当該大学の学部・学科・研究科があらかじめ文部科学大臣より免許教科に関して課程の認定を受けなくてはならない。本学研究科は以下の通り課程の認定を受けている。

研 究 科	専 攻	認 定 を 受 け た 免 許 状 の 種 類	
		中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状
人 間 文 化	キリスト教思想	宗 教	宗 教
	人 類 学	社 会	地 理 歴 史
	教育ファシリテーション	—————	公 民
	言 語 科 学	英 語	英 語
国 際 地 域 文 化	国際地域文化 (英語コース)	英 語	英 語
	国際地域文化 (スペイン語コース)	ス ペ イ ン 語	ス ペ イ ン 語
	国際地域文化 (中国語コース)	中 国 語	中 国 語
	国際地域文化 (国語コース)	国 語	国 語
社 会 科 学	経 済 学	社 会	公 民
	経 営 学	—————	商 業
	総合政策学	社 会	地 理 歴 史 公 民
理 工 学	データサイエンス	数 学	数 学
	ソフトウェア工学	—————	情 報

教育職員免許状の授与について

1. 教育職員免許状は、一括申請の場合は愛知県教育委員会が授与する。
2. 教育職員免許状は、すべての都道府県において効力を有する。
3. 既に当該教科の一種免許状に係る所要資格を得ているものは、認定を受けた専攻課程の修了要件を満たし、指定された科目を24単位以上修得すれば申請によりその教科の専修免許状を取得することができる。
4. 当該教科の一種免許状を持たないものが新しく専修免許状を取得する場合は、学部科目を聴講・履修し、一種免許状部分の単位を取得する必要があるので、教務課資格係で必ず相談の上、登録・履修すること。履修登録期限内に申し出をしなかった場合、介護等体験、教育実習が行えない場合があるので、注意すること。
詳しくは学部の『授業科目履修案内』を参照すること。
5. 専修免許状取得希望者は、「教職課程費」を支払わなければならない。既に一種免許状を取得している者と、一種免許状部分の単位を取得する必要がある者とは金額が異なるため、教務課資格係で確認の上、入学後速やかに手続きを行うこと。
6. 大学院修了時に専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許状の授与申請の手続についてガイダンスを行うので必ず出席すること。
 - 第6回教職課程ガイダンス（7月下旬）
 - 第7回教職課程ガイダンス（11月中旬）
7. 不明な点があれば、教務課資格係で尋ねること。

・2019年度以降学部入学者対象

	免許状の種類	基 礎 資 格	教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	教育の基礎 的理解に関 する科目等	教科及び教科 の指導法に 関する科目	大学が独自に 設定する科目
学 部	中学校教諭 一種免許状 および 高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること。	・[*1]日本国憲法 (2) ・体育実技 (2) ・[*2]外国語コミュニケーションに関する科目 (2) ・[*3]情報機器の操作に関する科目 (2)	中学 (28) 高校 (24)	中学 (28) 高校 (24)	中学 (4) 高校 (12)
大 学 院	中学校教諭 専修免許状 および 高等学校教諭 専修免許状	イ. 修士の学 位を有する こと。 または、 ロ. 大学の専 攻科または 大学院に1 年以上在学 し、30単位 以上を修得 すること。				[*4] 大学院(24)

() 内は単位数

[*1-3] 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

詳しくは学部の『授業科目履修案内』を参照すること。

[*4] 「大学が独自に設定する科目」の中の大学院 (24) 単位について (専修免許部分)

- ・一種免許状取得者は、指定された科目を24単位以上修得すれば専修免許状を申請できる。
一種免許状を取得していないものは、指定された科目を24単位以上修得する他に学部で取得すべき一種免許状部分の単位をすべて履修すること。
- ・専修免許状には、大学院での専攻名に加えて、授与権者が適当と認めた分野に関する単位を12単位以上修得した場合は、更に当該分野を記入することができる。記入できる分野は、各免許状ごと異なるので、『大学院「大学が独自に設定する科目」(専修部分) 一覧』で確認すること。

大学院「大学が独自に設定する科目」(専修部分) 一覧

人間文化研究科 キリスト教思想専攻(中学専修・高校専修 宗教)

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	聖書神学概論（2）	宗教史研究（2）	キリスト教 思想専攻
		組織神学概論（2）	宗教学研究（2）	
		諸宗教の神学概論（2）	宗教社会学研究（2）	
		旧約聖書研究（2）	宗教心理学研究（2）	
		新約聖書研究（2）	比較宗教学研究（2）	
		組織神学研究（2）	宗教哲学研究（2）	
		諸宗教の神学研究（2）	古典語学（ヘブライ語）A（2）	
		倫理神学研究（2）	古典語学（ヘブライ語）B（2）	
		実践神学研究（2）	古典語学（ギリシャ語）A（2）	
		教父思想研究（2）	古典語学（ギリシャ語）B（2）	
		キリスト教精神史研究（2）	古典語学（ラテン語）A（2）	
		キリスト教文化研究（2）	古典語学（ラテン語）B（2）	
		古代哲学研究（2）	現代語講読A（2）	
		中世哲学研究（2）	現代語講読B（2）	
		近世・現代哲学研究（2）		
	授業研究（宗教）（2）	教職課程		
教育の基礎 的理解に 関する科目		教育学研究A（2）	教育心理学研究A（2）	教職課程
		教育学研究B（2）	教育心理学研究B（2）	
		教育学研究C（2）	教育心理学研究C（2）	

人間文化研究科 人類学専攻(中学専修 社会)

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	人類進化史研究（２） ^{*1 *2}	考古学理論研究（２） ^{*2}	人類学専攻
		情報処理研究（２） ^{*1 *2}	考古学方法論研究（２） ^{*2}	
		人類学理論研究（２） ^{*1}	地域考古学研究（日本列島先史時代）（２） ^{*2}	
		民族誌学研究（２） ^{*1}	地域考古学研究（日本列島歴史時代）（２） ^{*2}	
		歴史人類学研究（グローバル社会論）（２） ^{*1}	地域考古学研究（朝鮮半島・東アジア）（２） ^{*2}	
		歴史人類学研究（ナショナリズム論）（２） ^{*1}	地域考古学研究（中国大陸先史時代）（２） ^{*2}	
		社会人類学研究（宗教人類学）（２） ^{*1}	地域考古学研究（中国大陸歴史時代）（２） ^{*2}	
		社会人類学研究（民族芸術論）（２） ^{*1}	地域考古学研究（環太平洋）（２） ^{*2}	
		人類学応用論研究（医療人類学）（２） ^{*1}	環境考古学研究（２） ^{*2}	
		人類学応用論研究（国際協力論）（２） ^{*1}	人類学演習（考古学）（２） ^{*2}	
		人類学演習（文化人類学）（２） ^{*1}		
教育の基礎 的理解に 関する科目		教育学研究Ａ（２）	教育心理学研究Ａ（２）	教職課程
		教育学研究Ｂ（２）	教育心理学研究Ｂ（２）	
		教育学研究Ｃ（２）	教育心理学研究Ｃ（２）	

分野名：(*1) 文化人類学 (*2) 考古学

人間文化研究科 人類学専攻（高校専修 地理歴史）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び教科の指導法に関する科目	24	人類進化史研究（２）* ¹ * ² 考古学理論研究（２）* ² 情報処理研究（２）* ¹ * ² 考古学方法論研究（２）* ² 人類学理論研究（２）* ¹ 地域考古学研究（日本列島先史時代）（２）* ² 民族誌学研究（２）* ¹ 地域考古学研究（日本列島歴史時代）（２）* ² 歴史人類学研究（グローバル社会論）（２）* ¹ 地域考古学研究（朝鮮半島・東アジア）（２）* ² 歴史人類学研究（ナショナリズム論）（２）* ¹ 地域考古学研究（中国大陸先史時代）（２）* ² 社会人類学研究（宗教人類学）（２）* ¹ 地域考古学研究（中国大陸歴史時代）（２）* ² 社会人類学研究（民族芸術論）（２）* ¹ 地域考古学研究（環太平洋）（２）* ² 人類学応用論研究（医療人類学）（２）* ¹ 環境考古学研究（２）* ² 人類学応用論研究（国際協力論）（２）* ¹ 人類学演習（考古学）（２）* ² 人類学演習（文化人類学）（２）* ¹	人類学専攻
教育の基礎的理解に関する科目		教育学研究Ａ（２） 教育心理学研究Ａ（２） 教育学研究Ｂ（２） 教育心理学研究Ｂ（２） 教育学研究Ｃ（２） 教育心理学研究Ｃ（２）	教職課程

分野名：（*¹）文化人類学 （*²）考古学

人間文化研究科 教育ファシリテーション専攻（高校専修 公民）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び教科の指導法に関する科目		授業研究（社会・公民）（２）	教職課程
教育の基礎的理解に関する科目	24	教育ファシリテーション論（２）* ¹ 教育社会学研究（２）* ¹ 体験学習ファシリテーション基礎研究（２） 教育臨床研究（２）* ² 体験学習ファシリテーション応用研究（２）* ¹ 教育ファシリテーション評価研究（２）* ² 教育心理学研究（２）* ² ファシリテーション研究Ａ（２） 発達心理学研究（２）* ² ファシリテーション研究Ｂ（２） 臨床心理学研究（２）* ² カリキュラム研究（２）* ¹ グループ・アプローチ研究（２）* ¹ 組織開発研究（２）* ¹ 障害児教育実践研究（２）* ²	教育ファシリテーション専攻
		教育学研究Ａ（２） 教育心理学研究Ａ（２） 教育学研究Ｂ（２） 教育心理学研究Ｂ（２） 教育学研究Ｃ（２） 教育心理学研究Ｃ（２）	教職課程
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		キャリア・ガイダンス研究（２）* ² 学校カウンセリング実践研究（２）	教育ファシリテーション専攻

分野名：（*¹）体験学習 （*²）学校心理学

人間文化研究科 言語科学専攻（中学専修・高校専修 英語）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び教科の指導法に関する科目	24	言語運用能力論（英語）（２）* ¹ * ³ 英語文法論Ａ（２）* ² 言語学概論Ａ（２）* ² 英語文法論Ｂ（２）* ² 言語学概論Ｂ（２）* ² 第二言語習得概論（２）* ³ コミュニケーション論（２）* ¹ * ³ 言語教育工学（２）* ¹ * ³ 異文化コミュニケーション論（２）* ¹ * ³ 英語教育研究Ａ（２）* ³ 統語論概論（２）* ² 英語教育研究Ｂ（２）* ³ 意味論概論（２）* ² コミュニケーション教育研究Ａ（２）* ¹ * ³ 音韻論概論（２）* ² コミュニケーション教育研究Ｂ（２）* ¹ * ³	言語科学専攻
		授業研究（英語）（２）	教職課程
教育の基礎的理解に関する科目		教育学研究Ａ（２） 教育心理学研究Ａ（２） 教育学研究Ｂ（２） 教育心理学研究Ｂ（２） 教育学研究Ｃ（２） 教育心理学研究Ｃ（２）	教職課程

分野名：（*¹）コミュニケーション （*²）言語学 （*³）第２言語としての英語教育

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔英語コース〕(中学専修・高校専修 英語)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数	開講主体
教科及び教科の指導法に関する科目	24	国際関係論 (2) アメリカ経済研究 (2) * アメリカ民族集団・人種関係研究 (2) * アメリカ政治社会研究 (2) * 日米関係研究 (2) * 日米比較社会研究 (2) * アメリカ特殊研究 (2) * アメリカ文化研究 (2) * アメリカ歴史社会研究 (2) * 英語表現研究Ⅰ (2) * 英語表現研究Ⅱ (2) *	国際地域文化専攻
教育の基礎的理解に関する科目		授業研究 (英語) (2) 教育学研究 A (2) 教育学研究 B (2) 教育学研究 C (2) 教育心理学研究 A (2) 教育心理学研究 B (2) 教育心理学研究 C (2)	教職課程

分野名：(＊) アメリカ研究

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔スペイン語コース〕(中学専修・高校専修 スペイン語)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数	開講主体
教科及び教科の指導法に関する科目	24	スペイン文化研究 (2) * スペイン文学研究 (2) * スペイン語圏言語研究 (2) * スペイン思想研究 (2) * スペイン社会・政治研究 (2) * スペイン・ラテンアメリカ特殊研究 (2) * ラテンアメリカ経済研究 (2) * ラテンアメリカ政治研究 (2) * ラテンアメリカ社会研究 (2) * スペイン語表現研究Ⅰ (2) * スペイン語表現研究Ⅱ (2) *	国際地域文化専攻
教育の基礎的理解に関する科目		授業研究 (スペイン語) (2) 教育学研究 A (2) 教育学研究 B (2) 教育学研究 C (2) 教育心理学研究 A (2) 教育心理学研究 B (2) 教育心理学研究 C (2)	教職課程

分野名：(＊) スペイン・ラテンアメリカ研究

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔中国語コース〕(中学専修・高校専修 中国語)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数	開講主体
教科及び教科の指導法に関する科目	24	東南アジア文化研究 (2) * 現代中国社会研究 (2) * 現代中国文学研究 (2) * アジア・日本特殊研究 (2) * 中国語表現研究Ⅰ (2) * 中国語表現研究Ⅱ (2) *	国際地域文化専攻
教育の基礎的理解に関する科目		授業研究 (中国語) (2) 教育学研究 A (2) 教育学研究 B (2) 教育学研究 C (2) 教育心理学研究 A (2) 教育心理学研究 B (2) 教育心理学研究 C (2)	教職課程

分野名：(＊) アジア研究

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔国語コース〕(中学専修・高校専修 国語)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数	開講主体
教科及び教科の指導法に関する科目	24	現代日本社会研究 (2) * 近代日本歴史社会研究 (2) * 近現代日本文学研究 (2) * 日本古典文学研究 (2) * アジア・日本文化交流研究 (2) * アジア・日本歴史関係研究 (2) *	国際地域文化専攻
教育の基礎的理解に関する科目		授業研究 (国語) (2) 教育学研究 A (2) 教育学研究 B (2) 教育学研究 C (2) 教育心理学研究 A (2) 教育心理学研究 B (2) 教育心理学研究 C (2)	教職課程

分野名：(＊) 日本研究

社会科学部 経済学専攻（中学専修 社会、高校専修 公民）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	ミクロ経済学（２） マクロ経済学（２）	社会科学 研究科共通
		開発経済学（２） 経済学史研究（２） 理論経済学（２） 経済分析のための数学（２） 計量経済分析（２） 労働政策論（２） 財政学（２） 年金改革論（２） 労働経済学（２） 日本・アジア経済関係論（２） 経済統計論（２） 消費社会論（２） 国際経済学（２） 社会保障研究（２） 日本経済史研究（２） 経済社会学研究（２） 法人税法研究（２） 金融論（２） 国際経済政策論（２） 国際金融論（２） データ解析（２） 租税法研究（２） 数量経済史研究（２） 所得税法研究（２） 経済思想史研究（２） 地域経済学（２）	経済学 専攻
		授業研究（社会・公民）（２）	教職課程
		教育学研究 A（２） 教育心理学研究 A（２） 教育学研究 B（２） 教育心理学研究 B（２） 教育学研究 C（２） 教育心理学研究 C（２）	教職課程
教育の基礎 的理解に 関する科目			

社会科学部 経営学専攻（高校専修 商業）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	会計学（２）	社会科学 研究科共通
		統計学（２） オペレーションズ・リサーチ（２） 経営数学（２） マーケティング論 A（２） 資源と環境の経済学（２） マーケティング論 B（２） 環境の経済評価（２） マーケティング・リサーチ（２） 企業と法の経済学（２） 流通システム論（２） Business English（２） Corporate Finance A（２） 日本経営論（２） Corporate Finance B（２） 経営史（２） ファイナンス論 A（２） 財務会計論（２） ファイナンス論 B（２） 会計監査論（２） 投資論（２） 管理会計論（２） 経営組織論 A（２） 原価管理論（２） 経営組織論 B（２） 経営管理論（２） 産業・組織心理学（２） 経営戦略論（２）	経営学 専攻
		授業研究（商業）（２）	教職課程
		教育学研究 A（２） 教育心理学研究 A（２） 教育学研究 B（２） 教育心理学研究 B（２） 教育学研究 C（２） 教育心理学研究 C（２）	教職課程
教育の基礎 的理解に 関する科目			

社会科学部 総合政策学専攻（中学専修 社会）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	国際政治経済研究（2） 国際組織研究（2）	社会科学 研究科共通
		西洋文明史研究（2） 社会福祉行政研究（2） 東洋文明史研究（2） 地方財政研究（2） グローバル・ガバナンス研究（2） 経営管理研究（2） 民族紛争研究（2） 雇用政策研究（2） 国際援助政策研究（2） 地球環境システム研究（2） アジア政策研究（2） 環境経済研究（2） 国際経済研究（2） 政策評価研究（2） 開発経済政策研究（2） 環境社会心理研究（2） 行政機構研究（2） 生態系保全研究（2）	総合政策学 専攻
		授業研究（社会・公民）（2）	教職課程
		教育学研究A（2） 教育心理学研究A（2） 教育学研究B（2） 教育心理学研究B（2） 教育学研究C（2） 教育心理学研究C（2）	教職課程

社会科学部 総合政策学専攻（高校専修 地理歴史）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び 教科の指導法に 関する科目	24	西洋文明史研究（2） アジア政策研究（2） 東洋文明史研究（2） 地球環境システム研究（2） 民族紛争研究（2） 生態系保全研究（2）	総合政策学 専攻
教育の基礎 的理解に 関する科目		教育学研究A（2） 教育心理学研究A（2） 教育学研究B（2） 教育心理学研究B（2） 教育学研究C（2） 教育心理学研究C（2）	教職課程

社会科学部 総合政策学専攻（高校専修 公民）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	国際政治経済研究（2） 国際組織研究（2）	社会科学 研究科共通
		グローバル・ガバナンス研究（2） 地方財政研究（2） 国際援助政策研究（2） 経営管理研究（2） 国際経済研究（2） 雇用政策研究（2） 開発経済政策研究（2） 環境経済研究（2） 行政機構研究（2） 政策評価研究（2） 社会福祉行政研究（2） 環境社会心理研究（2）	総合政策学 専攻
		授業研究（社会・公民）（2）	教職課程
		教育学研究A（2） 教育心理学研究A（2） 教育学研究B（2） 教育心理学研究B（2） 教育学研究C（2） 教育心理学研究C（2）	教職課程

理工学研究科 データサイエンス専攻（中学専修・高校専修 数学）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	12 オペレーションズ・リサーチ概論（２）＊ 最適化手法研究（２）＊ 数理統計学概論（２）＊ 機械学習研究（２）＊ データサイエンスの数理（２）＊ 深層学習研究（２）＊ ビッグデータ解析研究（２）＊	データサイエンス 専攻
		アルゴリズム研究（２）	ソフトウェア 工学専攻
		数理論理学概論（２）	電子情報 工学専攻
		授業研究（数学）（２）	教職課程
教育の基礎 的理解に 関する科目		教育学研究Ａ（２） 教育心理学研究Ａ（２） 教育学研究Ｂ（２） 教育心理学研究Ｂ（２）	教職課程

分野名：（＊）応用数学

理工学研究科 ソフトウェア工学専攻（高校専修 情報）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	24	12 ソフトウェア工学概論（２）＊ 正当性検証と妥当性確認（２）＊ 情報科学概論（２）＊ ソフトウェア要求工学（２）＊ ソフトウェアアーキテクチャ（２）＊ アルゴリズム研究（２）＊ ソフトウェア構築と保守（２）＊ ソフトウェア生産管理研究（２）＊	ソフトウェア 工学専攻
		機械学習研究（２）	データサイエンス 専攻
		通信工学研究（２）	電子情報 工学専攻
		システム理論研究（２）	機械システム 工学専攻
教育の基礎 的理解に 関する科目		教育学研究Ａ（２） 教育心理学研究Ａ（２） 教育学研究Ｂ（２） 教育心理学研究Ｂ（２）	教職課程

分野名：（＊）応用情報学

學位論文審查基準

学位論文審査基準
人間文化研究科

専攻名	学位論文審査基準
キリスト教思想専攻 (博士前期課程)	[修士論文] 修士論文は当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (研究テーマ、研究目的の適切性) 研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。 (研究方法の適切性) 先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。 (論証の適切性) 論証の展開が明確であり、整合性を有していること。 (専門性) 専攻分野における研究能力および専門性を有する職業等に必要の高度の学識を有すると認められること。 (倫理性) 研究者倫理が守られていること。 [特定課題研究] 特定の課題についての研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。ただし特定課題に関して、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。また共同制作である場合は各自の担当部分を明確化すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (課題の目的と有用性) 課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。 (方法論) 課題に対して斬新で妥当な方法によってアプローチされていること。 (倫理性) 研究倫理にかなった研究であること。
宗教思想専攻 (博士後期課程)	[博士論文] 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するのに必要の高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (研究テーマ、研究目的の適切性) 研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。 (研究方法の適切性) 先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。 (論証の適切性) 論証の展開が明確であり、整合性を有していること。 (専門性) 専攻分野について自立して研究活動を行い、専門的業務に従事するのに必要の高度の研究能力を有すると認められること。 (独創性) 学術上の貢献が認められる新たな知見や独創性があり、説得力ある論拠が示されていること。 (倫理性) 研究者倫理が守られていること。

学位論文審査基準
人間文化研究科

専攻名	学位論文審査基準
人類学専攻 (博士前期課程)	[修士論文] 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (研究テーマ、研究目的の適切性) 学術的・社会的に研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。 (研究方法の適切性) 先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。 (論証の適切性) 論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。 (独自性) 研究成果に独自の知見が含まれていること。 (形式的適切性) 学位論文としてふさわしい形式（注記、引用、文献リスト等）を有し、文章表現や表記、図版、表等の使用が適切であること。 (倫理性) 研究倫理にかなった研究であること。
	[特定課題研究] 特定課題研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。ただし成果物および、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題の成果物と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (課題の目的の適切性) 課題設定の目的が明確で、社会的および学術的意義が認められること。 (方法論) 課題に対して斬新かつ妥当な方法によってアプローチされていること。 (成果物と報告書) 専門分野の専門性や新たな知見を反映し、学術的または社会的貢献が認められること。 (独自性) 研究成果に独自の知見が含まれていること。 (倫理性) 研究倫理にかなった研究であること。
人類学専攻 (博士後期課程)	[博士論文] 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (課題の目的と有用性) 学術的・社会的に適切な課題に対し、明確な研究目的が設定されていること。 (先行研究への配慮) 当該分野の先行する知見が適切に整理され、研究に反映されていること。 (方法論の適切性) 研究目的を達成するために妥当な方法が選択されていること。 (斬新性) 研究成果に新しい知見が含まれていること。 (論文の構成) 学術論文としてふさわしい形式（注記、引用文献の取り扱い等）を有し、文章表現や表記が適切であること。 (専門性) 専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度な学識を有すると認められること。 (倫理性) 研究倫理にかなった研究であること。

学位論文審査基準
人間文化研究科

専攻名	学位論文審査基準
教育ファシリテーション専攻 (修士課程)	[修士論文] 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (研究目的の適切性) 学術的・社会的に適切な課題に対し、明確な研究目的が設定されていること。 (学識) 当該分野の先行する知見が適切に整理され、研究に反映されていること。 (方法の適切性) 研究目的を達成するために適切な方法が選択されていること。 (独自性) 研究成果に独自の知見が含まれていること。 (形式的適切性) 学術論文として適切な構成と体裁であること。 (倫理性) 倫理性をふまえた研究であること。 [特定課題研究] 特定課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (課題設定の適切性) 課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。 (学識) 当該分野に関する知見が課題に対するアプローチおよび成果に反映されていること。 (課題に対するアプローチの独自性および適切性) 課題に対して独自性のある、適切な方法によってアプローチされていること。 (倫理性) 倫理性をふまえた研究であること。

学位論文審査基準
人間文化研究科

専攻名	学位論文審査基準
言語科学専攻 (博士前期課程)	[修士論文] 修士論文の当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (研究テーマ、研究目的の適切性) 研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。 (研究方法の適切性) 先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。 (論証の適切性) 論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。 (専門性・学術的貢献) 専攻分野における研究能力および専門性を有する職業等に必要とされる高度の学識を有すると認められること。また、新たな知見や独創性が備わっており、主張に学術上の貢献が認められること。 (形式的適切性) 学位論文としてふさわしい形式（注記、引用、文献リスト等）を有し、文章表現や表記、図版、表などの使用が適切であること。 (倫理性) 研究者倫理が守られていること。 [特定課題研究] 特定課題研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。ただし成果物および、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題の成果物と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (課題の目的の適切性) 課題設定の目的が明確で、学術的または社会的意義が認められること。 (方法論) 課題に対して斬新かつ妥当な方法によってアプローチされていること。 (成果物と報告書) 専攻分野の専門性や新たな知見を反映し、学術的または社会的貢献が認められること。 (倫理性) 研究倫理にかなった研究であること。
言語科学専攻 (博士後期課程)	[博士論文] 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (研究テーマ、研究目的の適切性) 研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。 (研究方法の適切性) 先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。 (論証の適切性) 論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。 (専門性) 専攻分野について自立して研究活動を行い、専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有すると認められること。 (形式的妥当性) 学位論文としてふさわしい形式（注記、引用文献の取扱等）を有し、文章表現や表記、図版、表などの使用が適切であること。 (学術上の貢献) 新たな知見や独創性が備わっており、主張に学術上の貢献が認められ、当該分野の学会誌などへの投稿が十分に考えられる水準に達していること。 (倫理性) 研究者倫理が守られていること。

学位論文審査基準
国際地域文化研究科

専攻名	学位論文審査基準
国際地域文化専攻 (博士前期課程)	[修士論文] 「修士論文は、専門分野における豊かな学識と研究能力を有すると認められるものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。」 (1) 論文の体裁 (A⁺/A/B/C/F) a. 論文の章別構成が明確に提示されているか。 b. 誤字、脱字などの不注意によるミスはないか。 c. 本文中の段落、引用部分の記述に問題はないか。 d. 注、参考文献の体裁は整っているか。 (2) 先行研究に関する言及との関連 (A⁺/A/B/C/F) a. 当該テーマの先行研究が整理されたうえで立論がなされているか。 b. 研究の枠組ならびに研究の意義が明示されているか。 (3) 文献の利用目的 (A⁺/A/B/C/F) a. データあるいは史(資)料をもとに説得的に論証されているか。 b. 引用文、図表などが論述と適合しているか。 (4) 全体の論旨の展開 (A⁺/A/B/C/F) a. 全体として、説得力ある論述が展開されているか。 b. 論拠が的確に示されているか。 c. 結論が明確に提示され、問題設定・研究課題と符合しているか。 (5) 学術的価値、独創性等 (A⁺/A/B/C/F) a. テーマ・問題設定が明確に示されているか。問題設定に独創性が認められるか。 b. 研究方法が適切か。研究方法に独創性が認められるか。 (6) 研究倫理 (P/F) a. 研究倫理にかなった研究であるか。
国際地域文化専攻 (博士後期課程)	[博士論文] 「博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有すると認められるものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。」 (1) 論文の体裁 (A⁺/A/B/C/F) a. 論文の章別構成が明確に提示されているか。 b. 誤字、脱字などの不注意によるミスはないか。 c. 本文中の段落、引用部分の記述に問題はないか。 d. 注、参考文献の体裁は整っているか。 (2) 先行研究に関する言及との関連 (A⁺/A/B/C/F) a. 当該テーマの先行研究が整理されたうえで立論がなされているか。 b. 研究の枠組ならびに研究の意義が明示されているか。 (3) 文献の利用目的 (A⁺/A/B/C/F) a. データあるいは史(資)料をもとに説得的に論証されているか。 b. 引用文、図表などが論述と適合しているか。 (4) 全体の論旨の展開 (A⁺/A/B/C/F) a. 全体として、説得力ある論述が展開されているか。 b. 論拠が的確に示されているか。 c. 結論が明確に提示され、問題設定・研究課題と符合しているか。 (5) 学術的価値、独創性等 (A⁺/A/B/C/F) a. テーマ・問題設定が明確に示されているか。問題設定に独創性が認められるか。 b. 研究方法が適切か。研究方法に独創性が認められるか。 (6) 研究倫理 (P/F) a. 研究倫理にかなった研究であるか。

学位論文審査基準
社会科学研究科

専攻名	学位論文審査基準
経済学専攻 経営学専攻 総合政策学専攻 (博士前期課程)	[修士論文] I. 形式上の基準：修士論文としてふさわしい形式を有しているか。 ①論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。 ②文章表現や、先行研究・資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。 II. 内容上の基準：修士論文としてふさわしい内容を有しているか。 ①研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適切な分析が行われているか。 ②当該分野における先行研究が踏まえられているか。 ③論理の展開が明快であり、整合的であるか。 III. その他 研究倫理上、問題はないか。
総合政策学専攻 (博士前期課程)	[特定課題研究] 特定課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (課題設定の適切性) 課題設定の目的が明確で、社会的および実践的有用性が認められること。(学識) 当該分野に関する知見が課題に対するアプローチおよび成果に反映されていること。 (課題に対するアプローチの適切性) 課題に対して適切な方法によってアプローチされていること。(倫理性) 研究倫理上、問題がないこと。
経済学専攻 経営学専攻 総合政策学専攻 (博士後期課程)	[博士論文] I. 形式上の基準：博士論文としてふさわしい形式を有しているか。 ①論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。 ②文章表現や、先行研究・資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。 II. 内容上の基準：博士論文としてふさわしい内容を有しているか。 ①研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適切な分析が行われているかどうか。 ②当該分野における内外の先行研究が十分に踏まえられているか。 ③論理の展開が明快であり、整合的であるか。 ④独創的な部分、または学術上の貢献がみられるか。 III. その他 研究倫理上、問題はないか。

学位論文審査基準

法学研究科

専攻名	学位論文審査基準
法律学専攻 (博士前期課程)	[修士論文] I. 形式上の基準：修士論文としてふさわしい形式を有しているか。 ①論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。 ②文章表現や、先行研究・資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。 II. 内容上の基準：修士論文としてふさわしい内容を有しているか。 ①研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、実務的意義を有しているか。 ②理論的または実証的研究の成果を含んでいるか。 ③先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確であるか。 ④論文の体系性が認められ、専攻分野の研究に必要な専門性を示しているか。 III. その他 研究倫理上、問題はないか。
法律学専攻 (博士後期課程)	[博士論文] I. 形式上の基準：博士論文としてふさわしい形式を有しているか。 ①論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。 ②文章表現や、先行研究・資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。 II. 内容上の基準：博士論文としてふさわしい内容を有しているか。 ①研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、実務的意義を有しているか。 ②新規性、独創性が認められるか。 ③理論的または実証的研究の十分な成果を含んでいるか。 ④先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確であるか。 ⑤論文の体系性が認められ、専攻分野の高度な研究に必要な専門性を示しているか。 III. その他 研究倫理上、問題はないか。

学位論文審査基準
理工学研究科

専攻名	学位論文審査基準
ソフトウェア工学専攻 データサイエンス専攻 電子情報工学専攻 機械システム工学専攻 (博士前期課程)	[修士論文] 修士論文は、専攻分野における精深な学識と研究能力とを証示するに足るものをもって合格とする。その判断基準は以下のとおりである。 (1) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、産業的意義を有している。 (2) 新規性、独創性が認められる。 (3) 理論的または実証的研究の成果を含んでいる。 (4) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。 (5) 論文の体系性（全体としての主題を有すること）が認められる。 (6) 専攻分野の研究能力または業務遂行に必要な専門性を示している。 [特定課題研究] 特定課題についての研究の成果は、高度の専門性を要する職業等に必要高度の学識や技術を有することを示すものをもって合格とする。ただし特定課題について、その目的と成果物の製作について記述した成果報告書を併せて提出すること。また共同制作である場合は各自の担当部分を明確にすること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、成果報告書の内容を中心として、これに関連する学識や技術について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。 (課題の適切性) 課題設定の目的が明確で、製作した成果物が高度の専門性を要する職業等における成果物相当と判断できること。 (学識および技術) 抽象的・一般的な視点から課題の本質を考察して適用する技術の比較検討を行い、高度の学識や技術が課題に対するアプローチおよび成果に反映されていること。 (取組) 成果物製作の取組によって高度の学識や技術が得られたと判断できること。 (倫理性) 人を対象とする研究などは研究審査委員会において、実施が承認されていること。
ソフトウェア工学専攻 データサイエンス専攻 機械電子制御工学専攻 (博士後期課程)	[博士論文] 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。その判断基準は以下のとおりである。 1. 博士論文に要求される内容と水準 (1) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、産業的意義を有している。 (2) 新規性、独創性が認められる。 (3) 理論的または実証的研究の十分な成果を含んでいる。 (4) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。 (5) 論文の体系性（全体としての主題を有すること）が認められる。 (6) 専攻分野の高度の研究能力または業務遂行に必要な専門性を示している。 2. 博士論文に要求されるその他の要件 (1) 査読付きの学術論文2編以上が学術論文誌、学術会議の論文集に掲載済み、あるいは掲載予定であること。ただし、少なくとも1編は学術論文誌への掲載であること。 (2) 国際会議での研究発表の経験があること。ただし、(1)の少なくとも1編が英文（または日本語以外の言語）での記述である場合はこれを課さない。 (3) 少なくとも1編以上の学術論文が博士課程での研究成果をまとめたものであること（課程博士の場合）。

制 度 ・ 施 設 案 内

学 生 生 活 に 関 す る 心 得

1. 授業

授業時間帯は次のとおりです。

	授業時間
1 時限	9 : 10～10 : 50
2 時限	11 : 05～12 : 45
3 時限	13 : 35～15 : 15
4 時限	15 : 30～17 : 10
5 時限	17 : 25～19 : 05
夜間開講の大学院	
1 時限	18 : 30～20 : 10
2 時限	20 : 15～21 : 55

2. 試験

(1) 定期試験

試験時間は次のとおりです。授業時間とは異なり、通常の試験は1時限50分ですが、研究科また科目によってはそれ以外の時間で試験を実施する場合があります。

	試験時間	
1 時限	9 : 20～10 : 10 (50分)	
2 時限	10 : 35～11 : 25 (50分)	
3 時限	11 : 50～12 : 40 (50分)	11 : 50～13 : 10 (80分)
4 時限	13 : 40～14 : 30 (50分)	
5 時限	14 : 55～15 : 45 (50分)	14 : 55～16 : 15 (80分)
6 時限	16 : 40～17 : 30 (50分)	16 : 40～18 : 00 (80分)

試験場では、必ず学生証を机の上に提示してください。試験当日学生証を忘れた場合は、学生課(C棟2階)で「定期試験受験資格証明書」の交付を受けて受験してください。

答案には研究科、専攻、学生番号、氏名を記入してください。無記名の答案は、無効扱いになります。

遅刻が認められるのは、試験開始後15分以内です。開始後15分間は退出できません。

試験中の不正行為および不正行為と思われるまぎらわしい行為は、絶対行わないでください。不正行為と判断された場合は、懲戒処分とします。

その他、試験場では、すべて監督者の指示に従ってください。

(2) 追試験

やむを得ない理由により、定期試験等を受験できない場合、当該授業科目の追試験を申請することができます。

やむを得ない理由：天災、交通事故、病気、教育実習、介護等体験実習、裁判員制度に基づく裁判員等の職務、就職試験、家族の死亡・危篤、交通機関の遅滞、大学が認めた研修、大学行事など

追試験の申請および受験手続きについては、定期試験等時間割発表時にPORTAにてお知らせします。

(3) 成績疑問調査

発表された成績について、次のケースについては成績疑問調査を申請することがで

きます。

- ①授業に出席していたにもかかわらず成績が「S」（欠席過多）となっている。
- ②定期試験を受験した・レポートを提出したにもかかわらず成績が「X」（試験欠席）となっている。
- ③成績評価について、疑問がある場合。（ただし、疑問点について根拠が明確であること、かつ講義概要（シラバス）等で、評価方法を確認していること。）

申請期間は原則、成績発表日から1週間以内ですが、休日等で締切日がずれる場合があるので、締切日は必ずPORTAのお知らせを確認してください。

問合せ先：教務課（C棟3階）

3. 休学と復学

病気・留学、その他の事由により、長期にわたり大学院の学業を離れるときは、休学を願い出ることができます。休学すると自動的に修了時期が延期されます。

- (1) 休学を希望する場合は、指導教員・保証人に相談の上、学生課で「休学願」、「保証人の理由書」等の必要書類を受け取り、在籍料を振り込み、必要事項を記入した後、同窓口へ提出してください。なお、各書類には指導教員の承認の署名、捺印が必要です。また、健康上の理由による休学の場合は医師の診断書が必要です。

なお、春入学の学生は1年生の春学期（第1・第2クォーター）からの休学、秋入学の学生は1年生の秋学期（第3・第4クォーター）からの休学は、特別な事由がない限り認められません。

- (2) 申請期限

法学研究科・法務研究科以外の大学院生

第1クォーター休学	3月31日までに申請
第2クォーター休学	第1クォーター定期試験最終日までに申請 (定期試験予備日も含む)
第3クォーター休学	第3クォーター授業開始日の前日までに申請
第4クォーター休学	第3クォーター定期試験最終日までに申請 (定期試験予備日も含む)

法学研究科・法務研究科の大学院生

春学期休学	3月31日までに申請
秋学期休学	秋学期授業開始日の前日までに申請

注) 申請期限が、事務休業日（学生課窓口閉鎖日）となっている場合は、その前日までとなります。申請期限については、PORTAおよび学生生活（学生課）Webページをご確認ください。

- (3) 2学年にわたり休学する場合は、当該研究科委員会の許可する授業科目にかぎり、春学期と翌年秋学期をつないで履修することができます。
- (4) 休学期間は最長在学年限に算入されませんが、在学期間中通算して以下の期間を越えて申請することはできません。

博士前期課程・修士課程	通算2年
博士後期課程	通算3年
専門職学位課程	通算2年

- (5) 休学期間中は在籍料として1クォーターにつき25,000円を納入してください。
- (6) 許可された休学期間が終了すると、自動的に復学となります。更に休学を継続する場合は、改めて所定の手続きをしてください。
- なお、詳しい情報、手続方法等については、学生課にお尋ねください。
- (7) 休学をしたまま修了を迎えることはできません。修了を希望しているクォーター(学期)は休学をしないようにしてください。

4. 退学

(1) 退学が許可される場合

(イ) 病気、家庭の事情その他やむを得ない理由により退学を希望する場合は、指導教員・保証人に相談の上、学生課で「退学願」および「保証人の理由書」を受け取り、必要事項を記入した後、学生証を添えて同窓口へ提出してください。

なお、各書類には指導教員の承認の署名、捺印が必要です。また、健康上の理由による退学の場合は医師の診断書が必要です。

(ロ) 退学日付は、退学の申請をしたクォーター(クォーター制をとる大学院生)または、退学の申請をした学期(セメスター制をとる大学院生)の末日です。

(2) 退学を命じられる場合

南山大学大学院学則(第96条の3または第109条)に該当する場合は、退学を命じられることがあります。

(注) 本学を退学した者が再入学を希望する場合は、当該研究科委員会の議を経てこれを許可することがあります。

5. 留学

外国の大学院に留学を希望する場合は、大学「留学・国際交流」Webページを参照してください。

6. 保証人・緊急連絡先

死亡・転居またはその他の理由で保証人や緊急連絡先を変更する場合は、新たに保証人・緊急連絡先を選定して学生課に届け出てください。

7. 奨学金制度

奨学金に関する質問・相談は、学生課で扱っています。また、奨学金に関する情報は、PORTAおよび大学「学生生活」Webページにてご案内いたします。見落とさないようにしてください。本学で取り扱っている主な奨学金については次ページをご参照ください。

1 日本学生支援機構の奨学金制度

(1) 種 類

第一種 無利子

授業料後払い制度 無利子

第二種 有利子（上限年利率3%）

(2) 貸与額（月額、下記いずれかから選択）

第一種奨学金

修士課程・博士前期課程・
専門職学位課程（法科大学院） } 月額 50,000円、88,000円

博士後期課程 月額 80,000円、122,000円

授業料後払い制度

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程（法科大学院）

授業料支援金 上限年額 776,000円（学校が金額を決定します）

生活費奨学金 月額 0円（利用しない）、20,000円、40,000円

第二種奨学金

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程（法科大学院）・博士後期課程

月額 50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円

ただし、専門職学位課程（法科大学院）において15万円を選択した場合、
4万円または7万円の増額貸与を受けることができます。

(3) 募集および出願

募集は、春（4月）と秋（9月～10月）に行います。出願書類の配布日程を
PORTAおよび大学「学生生活」Webページでお知らせしますので、学生課で出願
書類を入手の上、所定の期間内に願書等書類を提出してください。

(4) 出願資格

大学・大学院での成績が特に優れ、将来研究者として活動を行い、またはその他
の高度の研究能力を備えていると認められる者について、経済的理由により修学が
困難な場合に貸与します。

(5) 選考および推薦

奨学生に採用されるためには、まず学内の選考を経て大学の推薦を受けなければ
なりません。学内の選考は、日本学生支援機構の推薦基準に照らして、成績、その
他の資料に基づいて行い、適格者を日本学生支援機構に推薦します。

(6) 奨学金の交付方法

奨学金は、毎月各個人の銀行口座に振り込まれます。ただし、授業料後払い制度
の授業料支援金は、学校へ直接振り込まれます。

(7) 返還誓約書の提出について

採用決定後、奨学金返還誓約書を定められた期限までに大学を経て日本学生支援
機構に提出しなければなりません。期限までに提出がない場合は、振込済額を全額
返戻した上で採用取消となります。

(8) 奨学金の返還

奨学金は、貸与が終了すると、その翌月から数えて7カ月目に返還が始まります
（3月に貸与終了の場合は10月に返還開始）。

- (9) 大学院第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）返還免除制度について
大学院で第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される（特に優れた業績による返還免除）制度があります。詳細は、申請時期に対象者へ通知します。
- (10) 高校・大学時代に日本学生支援機構の奨学生であった人は返還猶予手続のため「在学猶予願」をスカラネット・パーソナルより提出してください。

2 南山大学の奨学金制度

(1) 随時奨学金

① 貸与金額

奨学金の貸与額は、当該学期授業料および施設設備費相当額とします。

② 目 的

学費支弁が困難な本学大学院、または学部学生に対し、学費一部相当額を貸与して、その奨学に資することを目的とする制度です。

③ 資 格

本学の大学院または学部に進学し、次の各号の一に該当する者から採用します。

1. 学費納入が困難であって品行方正かつ学業成績が平均水準以上のもの
2. 家計支持者の死亡、倒産その他の事由により家計状況が急に悪化したもの
3. 学費納入が困難であって、面接の結果、貸与することが適切であると判断されたもの

④ 出 願

貸与は随時出願できますので、学生課で相談してください。

⑤ 貸与期間

貸与する期間は原則2学期以内です。2学期を超えて貸与を希望する場合は、奨学生選考委員会の承認を必要とします。

⑥ 選 考

奨学生の選考は、奨学生選考委員会で行います。

⑦ 返 還

貸与を受けた奨学金は、修了時に大学が提携する銀行において大学が指定する奨学ローンへの借り替えにより、または一括支払いにより、大学に返還しなければなりません。

修了年度の11月頃に返還説明会がありますので必ず出席のうえ、指定期間内に所定の書類を学生課に提出してください。

(2) 南山大学大学院社会人入学者奨学金

- ① 概要：本学大学院博士前期課程または修士課程へ社会人入学特別選考により入学した者で、あらかじめ2か年を超えて履修することを希望する者に対し、奨学金を給付します。

- ② 給付額：3年目の履修年度の授業料および施設設備費相当額

※「南山大学大学院社会人入学者奨学金規程」を参照してください。

(3) 南山大学大学院博士後期課程奨学支援制度

- ① 概要：本学大学院博士後期課程に在学し、研究科委員会において奨学支援の資格有と認められた者を対象に、授業料および施設設備費の一部を支援（減免）します。
- ② 支援額：標準修業年限（在学3年まで）：1年間の授業料および施設設備費の半額
在学延長（在学4年目以降）：1年間の授業料の全額と施設設備費の半額
- ③ 申請方法：各研究科事務室で確認してください。

※「南山大学大学院博士後期課程奨学支援に関する規程」を参照してください。

(4) その他の奨学金

各種の募集があります。その都度、国際センター事務室掲示板（R棟2階）、PORTA、ならびに大学Webページに掲示します。

3 学外団体による奨学金制度

本学の大学院生を対象とした学外奨学財団等による奨学金制度についても、本学に案内があったものをPORTAおよび大学「学生生活」Webページでご案内いたします。詳しくは学生課までご相談ください。

南山大学大学院社会人入学者奨学金規程

第1条 この規程は、本学大学院博士前期課程または修士課程へ社会人入学特別選考により入学した者のうち、あらかじめ2か年を超えて履修することを希望する者に対し、3年目の履修年度に奨学金を給付し、その学業達成に資することを目的とする。

第2条 奨学金の給付額は、在学3年目（休学期間を除く）の1年間の授業料および施設設備費相当額とし、当該年度学生納入金納入時に給付する。

第3条 奨学金の給付を希望する者は、4月入学者は入学年度第3クォーター、9月入学者は入学翌年度第1クォーター所定の期日までに、所定の書類を提出しなければならない。

② クォーター制を導入しない研究科の課程においては、前項に定める期日を4月入学者は入学年度の秋学期の所定期日まで、9月入学者は入学翌年度の春学期の所定期日まで、と読み替えるものとする。

③ 奨学金の給付を希望する者は、在学1年目（休学期間を除く）に原則として16単位を超えて履修登録することができない。

第4条 奨学生の採用は、給付希望者の中から、研究科長の推薦に基づき、学長が決定する。

第5条 奨学生が奨学生として適当でないと認められたとき、奨学金の給付を停止し、また奨学金の返還を求めることがある。

第6条 削 除

第7条 削 除

第8条 この規程による奨学金の給付を受ける者も、他機関または他団体の奨学金に出願することができる。

第9条 この奨学金に関する事務は、学事第一課が取り扱う。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。ただし、第3条については2019年度入学生から適用し、2018年度入学生以前は従前のとおりとする。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

南山大学大学院博士後期課程奨学支援に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本学大学院博士後期課程に在学する学生を対象に、授業料等の減免を行い、博士の学位取得を支援すること（以下「奨学支援」という。）を目的とする。

(条 件)

第2条 博士後期課程の在学期間が標準修業年限（3年）以内に奨学支援を希望する学生は、次の条件をすべて満たさなければならない。

- 1 博士後期課程の在学期間（休学期間を除く）が3年以内であること。
- 2 博士の学位取得に向けて研究活動を行っていること。
- 3 前2号のほか、各研究科が条件を定める場合には、これを満たしていること。

② 博士後期課程に標準修業年限を超えて在学し奨学支援を希望する学生は、次の条件をすべて満たさなければならない。

- 1 博士後期課程に3年を超えて在学し、修了に必要な所定の単位を修得していること。
- 2 博士後期課程入学時から起算して最長在学年限（6年）以内に学位論文の審査を受け、学位を取得する見込みがあること。
- 3 前2号のほか、各研究科が条件を定める場合には、これを満たしていること。

(手 続)

第3条 前条に定める条件を満たす学生は、指導教員に相談の上、所定の期日までに定められた方法で奨学支援の資格の有無の審査を研究科委員会に申請する。研究科委員会において奨学支援の資格が有るものと認められた学生は、「南山大学学生納入金減免規程」に基づき必要な手続きを行わなければならない。

(審 査)

第4条 学生からの申請に基づき、研究科委員会は第2条の条件を満たしているかについて審査を行い、奨学支援の資格の有無を決定する。

(奨学支援の内容)

第5条 奨学支援の資格が有るものと認められた学生は、授業料と施設設備費について減免する。

② 減免される者の学生納入金の徴収率は、「南山大学学生納入金減免規程」の定めるところによる。

第6条 奨学支援の期間は1年間とする。ただし、第3条の手続きを行うことにより引き続き奨学支援を受けることができる。

(奨学支援の制限)

第7条 奨学支援を受ける学生が休学する場合は、休学期間中は奨学支援を停止し、復学後に再開するものとする。

第8条 奨学支援を受ける学生が、南山大学学生懲戒規程により懲戒処分が確定した場合は、当該期間の奨学支援の資格を取り消し、減免した授業料および施設設備費を支払わなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 「南山大学大学院博士後期課程学位取得支援に関する規程」(2017年4月1日施行)は廃止する。

8. 学生納入金

(1) 2025年度の学生納入金は次のようになっています。引落日は、春学期が2025年4月14日(月)、秋学期が2025年9月29日(月)です。

〈春学期入学者〉

〈博士前期・修士課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学・法学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2020～ 2023	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2024～ 2025	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

理工学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2020～ 2023	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2024～ 2025	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

〈博士後期課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学・法学研究科*

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2017～ 2023	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2024～ 2025	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

* 法学研究科は2019年度開設

理工学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2017～ 2023	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2024～ 2025	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

〈秋学期入学者〉

〈博士前期・修士課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学・法学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2019	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
2020～ 2022	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2023	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生以外
2024	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
2025	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

理工学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2019	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
2020～ 2022	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2023	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生以外
2024	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
2025	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

〈博士後期課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学・法学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授 業 料	施設設備費	同窓会費	合 計	備 考
2017～ 2022	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2023	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生以外
2024	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
2025	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

* 法学研究科は2019年度開設

理工学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授 業 料	施設設備費	同窓会費	合 計	備 考
2017～ 2022	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2023	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生以外
2024	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
2025	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

- (注) 1) クォーター制導入の研究科の課程について、各クォーターの納入金は年次納入金の4分の1とし、第1・第2クォーター分を春学期に、第3・第4クォーター分を秋学期に徴収します。
- 2) 休学等により上記に該当しない場合もあります。
- 3) 私費外国人留学生と認定された場合は、授業料および施設設備費の2分の1が減免されます。
- 4) 社会科学研究科経済学専攻博士前期課程において、社会人1年コースを希望して入学した学生は、当該課程の授業料の1.5倍を徴収します。
なお、同窓会費については、秋学期に21,000円を徴収します。また、社会人1年コースを希望して入学した学生で、1年で修了しない場合の2年目の授業料はその年度の授業料の0.5倍を徴収します。
- 5) 社会科学研究科経済学専攻博士前期課程において、長期在学を希望して入学した学生は、当該課程の授業料の3分の1が減免されます。
また、長期在学を希望して入学した学生の在学4年目以降は施設設備費および1年間につき50,000円の在籍料を徴収します。
- 6) 法学研究科法律学専攻博士前期課程において、長期在学を希望して入学した学生は、当該課程の授業料の3分の1が減免されます。
また、長期在学を希望して入学した学生の在学4年目以降は施設設備費および1年間につき50,000円の在籍料を徴収します。
- 7) 博士後期課程に在学し、研究科委員会において奨学支援の資格有と認められた学生は、授業料および施設設備費の一部が減免されます。
- 8) 2026年度以降の金額は、改定される可能性があります。

- (2) **学生納入金の納入は登録口座から引落となります。**納入金額、期日をお知らせしますので、所定期日の前日までに必ず納入金相当額を入金しておいてください。(期日当日に入金されますと引落が出来ないこともあります。)万一、納入期日に引落ができなかった場合は、納入金未納の扱いになります。

登録口座の変更をする場合は、事前に本学のWebでご確認の上、手続きを行ってください。(手続の時期により納入期日に引落ができないこともあります。)万一、納入期日に引落ができなかった場合は、納入金未納の扱いになります。

不明な点がありましたら、学生課に問い合わせてください。

- (3) 事前に予想できなかった事態が発生して、所定の期日までに納入できない場合は、延納を認めることがあります。延納を希望する場合は、学生課あるいは本学のWebより「延納願」の用紙を入手し、指導教員の承認を受けて、保証人と連名で学生部長宛に提出し、許可を受けなければなりません。延納による納入期限は、本学のWebおよび掲示でご確認ください。

ただし、延納は特別な事情がある場合に限り、やむを得ず認められる措置であることを十分認識し、安易に申請することは慎んでください。

- (4) 標準修業年限を超えた各クォーターにおいて1科目以内の履修登録をした者を「1科目登録者」といいます。

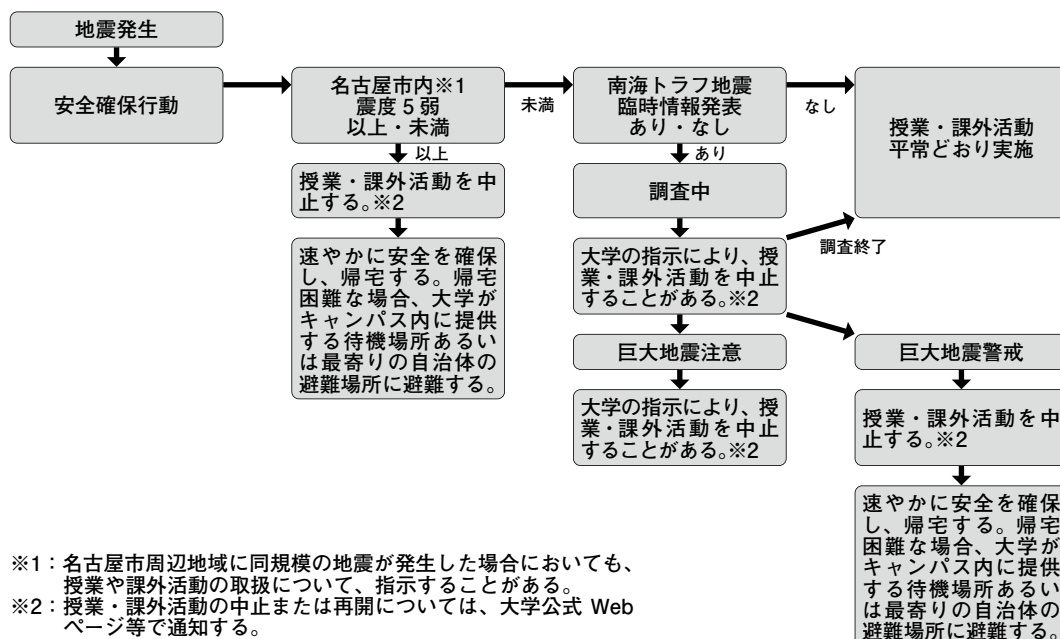
1科目登録者は授業料および施設設備費が半額に減免されます。詳細は、本学のWebおよび掲示でご確認ください。

※標準修業年限については、大学院学則で確認してください。

- (5) 一旦納入した納入金は返還しません。ただし、退学および休学あるいは納入金減免の申請日によっては、学内手続と承認日の関係上、所定の請求額全額を引落される場合があります。この場合には後日過納分を納入金引落口座に返還することになります。
- (6) 授業料その他の納入金を、納期が過ぎても特別の理由もなく完納しない場合は、大学院学則第96条により退学を命じられますので、十分注意してください。

9. 大規模地震について

1 地震発生時の対応について



2 地震の発生および緊急地震速報が発表された場合の避難行動

本震はおおむね 1 分以内です。学内の建物は耐震設計となっており一般に予想されている地震の際は、建物内の方が安全です。揺れている間はむやみに外へ飛び出さず、次のような方法で避難してください。本震後の余震を考えて落ち着いて行動してください。

地震の発生 緊急地震速報の発報	ゆれが収まった後	避難・安全確認後
身の安全確保を最優先にする	避難経路に従い、避難場所に避難する グラウンド、パッヘスクエア	災害対策本部からの指示を待つ
- 教室・研究室・事務室・食堂など室内にいる場合は、慌てて外へ飛び出さず、頭を保護し、机の下に身を隠す。 - 体育館・廊下・階段など、落下物から身を隠すものがない場合は、ガラスなどの落下物に注意し、できるだけ中央に伏せる。 - 図書館・部室などでは、棚から離れる。 - 屋外にいる場合は、校舎や他の建造物などの倒壊・落下の恐れのある場所から離れ、できるだけ中央に伏せる。 - プール内にいる場合は、直ちに上がる。特に両サイドのガラスの落下に注意する。 - 余裕があれば、出入口や窓を開けて避難口を確保する。使用中の火を消す。	- 避難経路に従い、周りの学生と協力しながら、避難場所に避難する。 - エレベータは最寄りの階で停止するので、すぐに降り、階段を使って避難場所に避難する。もしも、エレベータ内に閉じ込められた場合には、エレベータ内の緊急電話で連絡を取る。 - 火災が発生した場合は、初期消火に努める。 - 大学内の避難場所は最終ページを参照のこと。	災害対策本部からの指示があるまで、避難場所待機する。

3 緊急地震速報装置の設置について

南山大学では、学生の皆さんの安全の確保と地震の被害を最小限度に食い止めるため、キャンパス内各所に緊急地震速報装置を設置しています。緊急地震速報放送後地震の強い揺れが来るまでは数秒～数十秒しかありません。その短い間に身を守る行動ができるよう、常に心の準備をしておく必要があります。

10. 暴風警報発表時などの授業等措置について

1 暴風警報発表時の授業等の措置について

尾張東部地域または同地域のいずれかの市町村に「暴風警報」または大雨、暴風、暴風雪、もしくは大雪に関する「気象特別警報」が発表された場合の授業等（定期試験を含む）の措置については、以下の措置に従います。

授業開始以降に警報の発表があった場合は、全学放送等で授業措置の情報を提供します。

なお、警報が発表されていない場合でも、気象状況が時間の経過とともに悪化し、数時間後には警報の発表が十分予測されるときは、休講の措置を行うことがあります。措置の有無については、大学公式Webページ等に掲載します。

上記の各地域に警報が発表されていない場合であっても、周辺地域に発表されている場合がありますので、通学および帰宅する際には、安全確保に十分注意して行動するようにしてください。

なお、学生の居住地域ならびに通学経路上の地域に警報が発表されて帰宅が困難となった場合には、学生の求めに応じ、大学が待機場所を提供します。

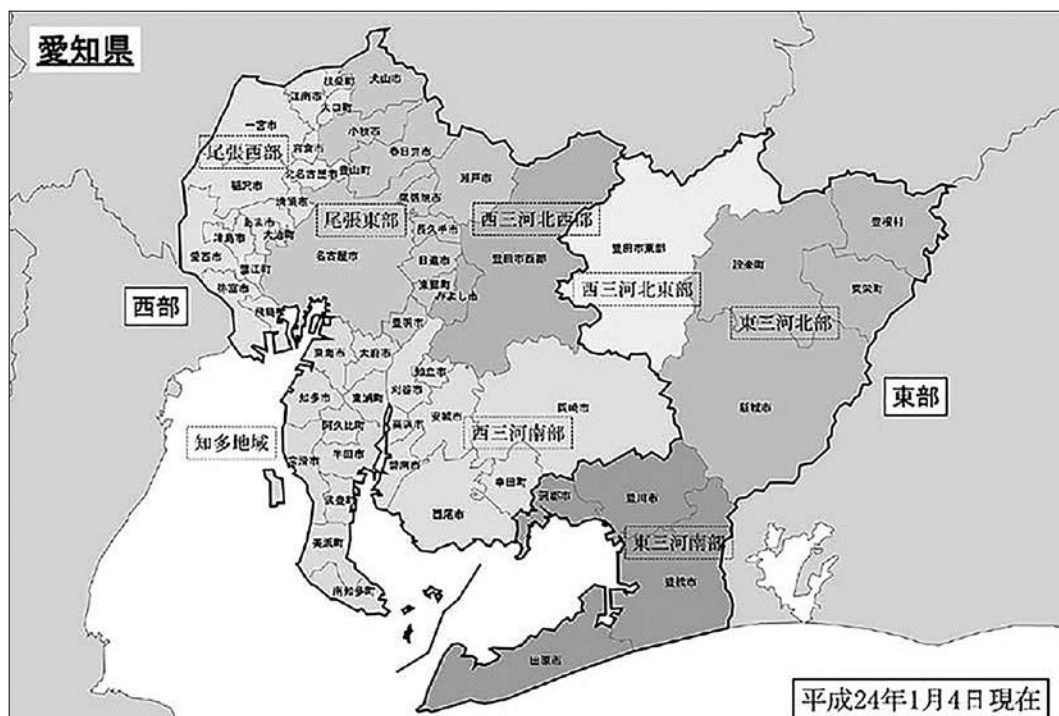
・警報発表時の授業措置について

午前6時より前に解除の場合	1時限目(9:10～)より平常どおり授業
午前6時以降午前10時より前に解除の場合	3時限目(13:35～)より平常どおり授業
午前10時以降午後1時より前に解除の場合	5時限目(17:25～)より平常どおり授業
午後1時以降に解除の場合	全時限休講
授業開始以降に発表された場合	大学の指示による

・警報発表時の定期試験措置について

午前6時より前に解除の場合	1時限目(9:20～)より平常どおり試験
午前6時以降午前10時より前に解除の場合	4時限目(13:40～)より平常どおり試験
午前10時以降午後1時より前に解除の場合	6時限目(16:40～)より平常どおり試験
午後1時以降に解除の場合	全時限試験不実施
試験開始以降に発表された場合	大学の指示による

参考) 愛知県内における警報・注意報や天気予報の発表区域
(出典：気象庁Webページ)



2 災害等による大規模な公共交通機関の計画運休に伴う授業等の措置について

台風の接近等により、事前に交通機関各社より、計画運休の実施のアナウンスが発表された場合、授業の休講や定期試験の延期等の措置が講じられることがあります。主に、主要な路線において大規模運休が実施される場合にこれらの措置を講じる可能性があります。措置の有無については、大学公式Webページ等に掲載します。

居住地域ならびに通学経路上の地域に運休等が生じる場合も想定されます。通学および帰宅する際には、安全確保に十分注意して行動するようにしてください。

3 公共交通機関のストライキ時の授業等の措置について

- 名古屋市営交通機関のストライキの場合
「暴風警報発表時の授業等の措置について」に準じる。
- JRおよび私鉄のストライキの場合
平常通り授業

主 な 事 務 取 扱 い 業 務 一 覧

内 容	担 当 事 務
学生証	学生課
学割証	C棟3階ロビー（証明書自動発行機）
通学定期券用通学証明	学生課
自動車通学	（夜間の授業がある者のみ対象）学生課
退学願／休学願	学生課
授業科目の履修	教務課
各種証明書	教務課
学位論文	教務課
海外派遣留学制度	国際センター事務室
学生納入金	学生課
学生納入金延納	学生課
奨学金（日本学生支援機構）	学生課
奨学金（社会人入学者奨学金）	学事第一課
奨学金（その他）	学生課 学事第一課（法務研究科事務室） 国際センター事務室（私費外国人留学生対象）
就職	キャリア支援課
大学院入試	入試運営課
科目等履修生・研修生	教務課

■窓口事務取扱い時間

平日：9時～17時

（時間外窓口（第1研究室棟受付）：17時～20時30分〔平日の授業日〕

9時～17時 〔土曜日の授業日〕

※時間外窓口（第1研究室棟受付）で、事務取次ぎを行います。時間外窓口（第1研究室棟受付）の詳細は、教務課Webページ掲載の「第1研究室棟窓口受付カレンダー」で確認してください。

各種証明書の発行および手数料

各種証明書は、証明書自動発行機または教務課で発行できます。

証 明 書 種 類	手数料	取扱窓口
在学証明書（和文）	200円	証明書自動発行機
（欧文）*	200円	
修了見込証明書（和文）	200円	
（欧文）*	200円	
学業成績証明書（和文）	200円	
（欧文）*	500円	
健康診断証明書	200円	
修了証明書（和文）	200円	教務課窓口
（欧文）*	200円	
単位修得証明書（和文）	200円	
（欧文）*	500円	
満期退学証明書（和文）	200円	
（欧文）*	200円	
副領域履修証明書（和文）	200円	
（欧文）*	200円	
日本語教員養成プログラム修了証明書	200円	

*欧文とは原則英文を指します。

和文、英文以外の証明書の作成については、教務課にお問い合わせください。

※証明書自動発行機で発行できない証明書が必要な場合は、教務課窓口で申し込みをしてください。

※窓口申し込みの証明書には、即日発行できないものがあります。余裕を持って申し込みをしてください。

■証明書自動発行機利用時間

C棟3階ロビー 月～日 8時～22時

※システムメンテナンス等による証明書自動発行機停止日については、教務課Webページでお知らせします。

各 種 研 究 助 成

[学会発表補助]

大学院学生の学会、研究会等での研究発表を奨励し、交通費、参加費および印刷代を補助しています。

対 象：学会発表における交通費、参加費

学会発表に係る資料印刷代金

補 助 額：20,000円（上限）

申請期間：4月1日より

申請方法：所定様式に学会プログラム（発表者明記）を添えて学事第一課へ申請

参加費および印刷代については領収書を添付

※詳細はPORTAのお知らせを要確認

備 考：申請は年度ごと1人1回のみで、予算がなくなり次第終了

[研究成果の発表（紀要）]

大学院学生の研究成果を広く公開する目的で、毎年1回、次の論文集を刊行しています。

研究科	専攻名	誌 名
人 間 文 化	キリスト教思想・宗教思想	南山神学別冊
	人 類 学	南山考人
	言 語 科 学	南山言語科学
国際地域文化	国際地域文化	国際地域文化研究
社 会 科 学	経 済 学	南山論集 ― 経済学・経営学編―
	経 営 学	
	総 合 政 策 学	南山総合政策研究(The Nanzan Journal of Policy Studies)

[日本学術振興会]

特別研究員

1. 趣旨

日本学術振興会では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するために、大学院博士課程在学者および大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給しています。

2. 概要

制度変更の可能性があるため、応募要項等の詳細は、以下の Web ページをご確認ください。日本学術振興会 (<https://www.jsps.go.jp/j-pd/>)

(参考) 2025年度採用の概要

区 分	DC (大学院博士課程在学者)	PD (大学院博士課程修了者)
応 募 資 格	DC 1 : 採用年度の4月1日現在、博士課程後期第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者(外国人も含む) DC 2 : 採用年度の4月1日現在、博士課程後期第2年次以上の年次相当(在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者(外国人も含む)	①採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者(申請時においては、見込みでも可)。 ②受入研究機関は、大学院博士課程在学当時の所属研究機関以外の研究機関を選定し、受入研究者は、大学院博士課程在学当時の研究指導者以外(特例措置あり) ③日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人
研 究 奨 励 金	月額 200,000円	月額 362,000円
研 究 費 (応募が必要)	毎年度 150万円以内	毎年度 150万円以内
採 用 期 間	DC 1 : 3年間 DC 2 : 2年間	3年間

※特別研究員-RPD (博士の学位取得者)

子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する制度(研究奨励金: 月額362,000円、研究費: 毎年度150万円以内、採用期間: 3年間)

※DC応募希望の場合は、指導教員に相談のうえ、研究推進課までお知らせください。

PD応募希望の場合は、指導教員に相談のうえ、受入研究機関まで直接ご連絡ください。

[財団等からの助成]

各種の募集があります。その都度、PORTAにてお知らせします。

特別聴講学生制度（単位互換）

大学院特別聴講学生制度とは、大学間の学術的提携・交流を促進し、教育研究の充実をはかる目的により設けられたものです。これは、大学院学生が研究上の必要から本大学院と特別聴講学生に関する締結をした他の大学院の授業科目を相互に履修する単位互換制度です。

本大学院で他の大学院と単位互換に関する協定を結んでいる研究科は以下のとおりです。

- 人間文化研究科
- 社会科学研究科経営学専攻
- 理工学研究科

詳細については、各研究科・専攻の履修要項を確認してください。

■出願手続

各大学により異なりますので、教務課で確認してください。

豊田工業大学との連携聴講生制度（単位互換）

「南山大学と豊田工業大学における単位互換に関する包括協定書」に基づき、豊田工業大学が聴講を許可する授業科目（大学院の基幹科目・専門科目の全科目（セミナーを除く））を履修し、単位を修得することができます。修得した単位は、南山大学の単位として認定されます。工学系の分野に興味のある学生は是非利用してください。

■出願手続

教務課で確認してください。

学内情報ネットワークシステム利用案内

1. AXIAについて

AXIA（アクシア：Advanced eXchange for Information Access）とは、南山大学の教育・研究を目的とした学内情報ネットワークシステムです。利用申請することで各種AXIAサービスをご利用いただけますが、情報センターWebサイトを参照し、利用ガイドラインを必ず遵守してください。

2. 情報環境

南山大学ではBYOD（Bring Your Own Device）化を推進しており、教室棟、図書館、食堂、ラーニング・コモンズの他、院生研究室でも学内無線LANを使用できます。

また、ネットワーク経由で学内のプリンタに印刷できるオンデマンドプリント環境も整っています。

3. 窓口

学内情報ネットワークシステムに関するお問合せは、以下の窓口で受け付けています。

■申請受付

S棟3階受付 月～土 9：00～17：00（長期休暇期間を除く）

■利用サポート

S棟3階TA室 月～金 9：00～17：00（長期休暇期間を除く）

4. 情報センターWebサイト

情報センターWebサイトで、利用ガイド、FAQを含め様々な情報を提供していますのでご参照ください。

<https://office-a.nanzan-u.ac.jp/ocict/>（AXIAのアカウントとパスワードが必要です）

南山大学個人情報保護に関するガイドライン

1. 目的

高度情報通信社会の進展の下、個人情報の取扱いに関して、いままで以上に細心の注意をもってその適正さに配慮することが必要となってきました。「人間の尊厳のために」をモットーとする南山大学（以下「本学」という。）は、プライバシー保護と基本的人権の尊重の観点から、本学が取得、保有および利用に供している総ての個人情報を、適正に、最大限の配慮をもって取り扱うために「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」を定めます。

②特定個人情報等に関する事項については、「南山学園特定個人情報取扱要項」に定めるところに従うものとします。

2. 基本原則

本学は、「人間の尊厳のために」のモットーの下、個人情報を以下の原則にのっとり、慎重かつ適正に取り扱わなければなりません。このために必要な措置を迅速に採ることとします。

（1）利用目的による制限

個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければなりません。

（2）適正な方法による取得

個人情報は、その利用目的の達成に必要な限度において、適正かつ公正な手段・方法によって取得されなければなりません。

（3）個人情報内容の正確性の確保

個人情報は、正確かつ最新の内容に保たれなければなりません。

（4）安全保護措置の実施

個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われなければなりません。

（5）本人関与の保障

個人情報の内容・取扱いに関しては、本人が適切に関与できることが保障されていなければなりません。

3. 定義

（1）個人

このガイドラインにおいて「個人」とは、現在および過去において、本学にかかわりのある、またはかかわりがあったすべての者をいいます。

（2）個人情報

このガイドラインにおいて「個人情報」とは、個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。他の情報と容易に照合することが可能であり、それにより特定の個人を識別することができることとなるような情報も含まれます。

(3) 要配慮個人情報

このガイドラインにおいて「要配慮個人情報」とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいいます。

(4) 匿名加工情報

このガイドラインにおいて「匿名加工情報」とは、個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（その一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含みます。）により、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、その個人情報を復元することができないようにしたものをいいます。

(5) 保有個人データ

このガイドラインにおいて「保有個人データ」とは、本学が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの以外のものをいいます。

4. 個人情報の管理義務等

(1) 個人情報総括管理責任者、個人情報取扱管理責任者および個人情報取扱所管責任者

本学において個人情報が適正に取得、利用、管理、廃棄されるように、本学に個人情報総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）、個人情報取扱管理責任者（以下「管理責任者」という。）および個人情報取扱所管責任者（以下「所管責任者」という。）を置きます。総括管理責任者は、個人情報の保護のための業務について総括的権限を有し、責任を負います。所管責任者は、その所管する事務に関して取り扱う個人情報について個人情報取扱要領を作成し、それに従って個人情報が取り扱われるように管理する義務を負います。管理責任者は、所管責任者を管理監督する義務を負います。

(2) 注意義務および守秘義務

本学の職員およびそれに準ずる者は、その業務に関して個人情報を適正に取り扱う義務を負うとともに、個人情報について守秘義務を負います。その業務に関する職を退いた後も同様とします。

(3) 外部委託の場合

個人情報を含む業務を外部委託する場合には、安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定し、契約書のなかに、個人情報の保護に関する条項を必ず入れなければなりません。受託業者およびその業務に関連する者も本学の職員と同様の義務を負います。

5. 個人情報の取扱いにおいて配慮すべきこと

(1) 取得の制限および方法

個人の権利利益の侵害を防止するために、個人情報の取得にあたっては、利用目的

を明確かつ具体的に明示することが必要です。また、利用目的の達成のために必要最小限の範囲内に限定しなければなりません。本学が、本人から取得した個人情報に加えて、本人に対する評価や判定などの個人情報を作り出す場合には、その個人情報も必要な範囲内に限定しなければなりません。

要配慮個人情報の取得にあたっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

(2) 保有についての届出と閲覧

本学が保有する個人情報に関する事項は、本学が効率的に業務を遂行するためにも、本人がその内容について関与するためにも、明示しておかなければなりません。そのため、以下の事項について、所管責任者は南山大学個人情報保護委員会に届け出なければならず、本学は閲覧に供しなければなりません。

- ①個人情報取扱事務の名称
- ②その事務の目的および概要
- ③その事務を分掌する組織の名称および管理責任者および所管責任者
- ④個人情報の対象者の範囲
- ⑤個人情報の記録項目
- ⑥個人情報の取得方法
- ⑦個人情報の存在形態
- ⑧個人情報の廃棄ルール

(3) 適正な管理

本学が取得した個人情報は、本学が行う業務の基礎データとなります。個人情報の漏えい、滅失、改ざん等が万一発生した場合、個人の権利利益を侵害するばかりでなく、本学の業務に支障が出たり、信用が失墜したりすることになり、その被害は極めて深刻になる可能性があります。したがって、所管責任者および管理責任者は、個人情報を保護し、常に正確で最新のものに保つために、必要な措置を講じなければなりません。

(4) 利用の方法

本学が保有する個人情報は、一定の場合を除き、原則として取得の際に明示した利用目的の範囲内において取り扱われなければなりません。また、違法または不当な行為を助長または誘発するおそれのある方法によって利用してはなりません。

(5) 第三者への提供の制限

本学は、原則として個人データを本人の同意なしに第三者へ提供してはなりません。

外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法令等に基づき、当該第三者の個人情報の保護に関する法制等について、本人に情報を提供した上で、本人の同意を得なければなりません。また、提供後は、個人情報の保護に関する措置を継続的に実施し、本人の求めに応じて必要な措置に関する情報を提供しなければなりません。

6. 保有個人データの公表等、開示、訂正等および利用停止等

(1) 公表等

本学は、保有個人データに関する管理部署名および管理責任者の役職名、利用目的

などについて、本人の知りうる状態にしなければなりません。本人の請求に応じて遅滞なく回答する場合を含みます。

(2) 開示

本学は、本人から、その本人が識別される保有個人データについて開示を請求されたときは、本人に対し、原則として遅滞なく開示しなければなりません。その保有個人データについて、本学が全部もしくは一部を開示しない決定をしたときまたは存在しないときは、本学は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

(3) 訂正等

本学は、本人から、その本人が識別される保有個人データについて内容が事実ではないことを理由としてその訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を請求されたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正等を行わなければなりません。その保有個人データについて、本学が全部もしくは一部訂正等を行ったときまたは訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければなりません。訂正等を行ったときは、その内容を含みます。

(4) 利用停止等

本学は、本人から、その保有個人データについて不適正な取得または利用等がされたことを理由としてその利用の停止、消去または第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求された場合において、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく利用停止等を行わなければなりません。その保有個人データについて、本学が全部もしくは一部について利用停止等を行ったときまたは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

(5) 不服申立て

本学が保有する個人情報の開示、訂正等または利用停止等の請求に対する本学の決定に不服がある者は、南山大学個人情報苦情処理委員会に対し、不服申立てをすることができます。

7. 苦情申立て

本学が本人の保有個人データについて不当な取扱いをしていると本人が思料するときは、本人は、南山大学個人情報苦情処理委員会に対し、苦情申立てをすることができます。

8. 問題発生時の対応

所管責任者は、その所管する個人情報の取扱いに関して疑義をもったときまたは自己の権限では対応不可能であると判断したときは、その事実および問題の所在を文書で速やかに管理責任者を経て学長および南山大学個人情報苦情処理委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければなりません。

このような報告を受けたときは、委員長は、南山大学個人情報苦情処理委員会を開催して、その対処方法を決定しなければなりません。事態が緊急の対応を必要とするために、同委員会を開催することができないときは、委員長が必要な措置を講じ、事後速やかに同委員会および南山大学個人情報保護委員会に対して、事実、問題の所在および対

処措置について報告をしなければなりません。

本学が保有する個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じたときは、その事態の発生について、国の個人情報保護委員会に報告し、原則として本人に対し通知しなければなりません。

9. 南山大学個人情報保護委員会の設置

本学に南山大学個人情報保護委員会を設置します。同委員会は、以下の職務を行います。

- ① 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- ② 個人情報の適切な取扱いのための研修活動等の実施
- ③ 個人情報を取り扱う部署から個人情報の取得、利用、提供、開示、訂正等または利用停止等について付議された事項
- ④ その他個人情報の保護に関する重要な事項

10. 南山大学個人情報苦情処理委員会の設置

本学に南山大学個人情報苦情処理委員会を設置します。同委員会は、以下の職務を行います。

- ① 本人から開示、訂正等または利用停止等の請求に対する本学の決定に対して不服申立てがあった場合に、対応について審議、決定すること。
- ② 個人情報についての苦情の処理を行うこと。
- ③ 問題発生時にその対応方法について決定すること。

11. 匿名加工情報

(1) 作成

匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないように、「南山大学個人情報保護に関する規程」に定める基準に従ってその個人情報を加工しなければなりません。

匿名加工情報を作成したときは、その作成に関する情報の漏えいを防止するため、安全管理措置を講じるとともに、その匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公開しなければなりません。

(2) 第三者への提供

匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめその匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、その第三者に対して、その提供に関する情報が匿名加工情報である旨を明示しなければなりません。

(3) 識別行為の禁止

匿名加工情報を取り扱うときは、その作成に用いられた個人情報に係る個人を識別するために、その作成に関する情報等を取得しまたはその匿名加工情報を他の情報と照合してはなりません。

(4) 安全管理措置等

本学は、匿名加工情報について、安全に管理するために必要かつ適切な措置、その取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、その措置の内容を公表するように努めなければなりません。

12. 個人情報の保護に関する事務の処理

個人情報に関する事務は、その個人情報を取り扱う部署が行います。

個人情報の保護に関連する事務の取りまとめは、学長室が行います。

13. ガイドラインの改正

このガイドラインの改正は、南山大学個人情報保護委員会および南山大学個人情報苦情処理委員会ならびに大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければなりません。

附 則

このガイドラインは、2005年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2023年9月1日から施行する。

ハラスメント防止への取り組み

1. ハラスメントのない環境づくりに向けて

「人間の尊厳のために」を教育のモットーとする南山学園では、人間の尊厳を傷つけ、人権を侵害し、または、教育・研究をする環境や、それを支える職場環境を損なうような行為は、断じてこれを許すものではありません。許されざるそのような行為の一つがハラスメントです。

学園では、ガイドラインを定め、「人間の尊厳のために」という教育モットーの下、憲法、教育基本法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法および育児・介護休業法等の精神に則り、さまざまなハラスメントの問題に対して厳しい姿勢で臨み、本学園すべての構成員の尊厳と人権を擁護し、ハラスメントのない平穏で快適な学習・教育・研究・就労環境を保障することに努めています。

2. ハラスメントとは

ハラスメントとは、教育・研究・仕事等の場で、他者を不快にさせたり、傷つけたりする言動のことです。こうした言動をする人自身に、他者を傷つける意図がなくても、ハラスメントに該当する場合があります。

教育機関で起こりやすい代表的なハラスメントには、モラル・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、育児ハラスメント・介護ハラスメントなどがあります。

3. 防止・対応体制、相談体制

学園では、ハラスメントの防止および問題解決のために、学園内の独立した機関として、「南山学園ハラスメント問題対策委員会」を常設しています。対策委員会は、相談者から申立てがあった際に手続きを進め、問題解決に当たります。あわせて、ハラスメントの防止に向けて周知・啓発活動に取り組みます。

また、「南山学園ハラスメント相談室」を対策委員会の下に開設しています。相談室では、専門相談員が、相談を通じてハラスメント問題に対処するための情報提供をしたり、解決に向けて相談者が自己決定していけるように支援をします。

4. あなたがハラスメントの被害にあったら

ハラスメントは多くの場合、「いや」とは言えない状況で起こります。不快な気持ちを相手に伝えられなかったとしても、自分を責めたり、「自分さえ我慢すれば」と沈黙したりする必要はありません。

ハラスメントだと感じるような言動を受けたら、日時・場所などについて、できる限り詳しい記録を残しておきましょう。

そして、一人で解決するのが難しいと感じたら、身近な信頼できる人に相談したり、学園のハラスメント相談室を利用しましょう。

5. 誰かを傷つけてしまわないように

ハラスメントは、どのような人との間でも、どのような場所・時間帯でも起こりえます。「弱い」立場にある人は、「強い」立場にある人に「いや」と意思表示できないことがあるからです。「強い」立場と「弱い」立場は、状況によっても変わります。相手が不快なのかどうかに気付くアンテナをだれもが持ち、互いに信頼関係を築くことが、ハラスメントを起こさない環境づくりにつながります。

また、ハラスメントは、差別意識や固定的な観念等を背景として引き起こされます。ハラスメントが起こらないようにするためには、お互いの違いや価値観の多様性を認め、互いの人格を尊重し合うことが必要不可欠です。

そして、従来はごく当たり前のことで、社会的には許容されると思われていたことや、その人にとっては「常識」の範囲内の言動でも、今日では社会的に許されず、他者を不快にして傷つけるかもしれないことに注意しておかなければなりません。たとえその「常識」が目目の成果や結果につながるとしても、ハラスメントになりうるのです。

学園のハラスメント相談室では、自分の言動がハラスメントに当たるかもしれないと悩んでいる方からの相談にも対応しています。

6. 困っている人を見かけたり、相談を受けたりしたら

困っていることを相談するには、大変な勇気を要します。困っている人を見かけたら、まずは優しく声をかけてあげましょう。

もし、相談されたときは、困っている人の話にしっかりと耳を傾けましょう。困っている人の主張を、真摯に受け止め、あなたを信頼して気持ちを打ち明けてくれた勇気に敬意を払いましょう。

そして、その人がどうしたいかを自分自身でじっくり考えられるようサポートすることが大切です。学園のハラスメント相談室の利用を勧めることも、一つの方法です。

詳しくは、Webページをご覧ください。

<https://www.nanzan-u.ac.jp/harassment/>

南山学園ハラスメントに関するガイドライン

目次

- 一 ハラスメントのない環境づくりに向けて
 - 1 ガイドラインの趣旨
 - 2 ガイドラインの対象
 - (1) ハラスメントとは何か
 - (2) 適用対象者
 - (3) ハラスメントの種類
 - 3 ハラスメントの防止
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 留意すべき事項
 - (3) ハラスメント防止のための周知・啓発
 - 4 ハラスメントへの対応
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 留意すべき事項
 - (3) ハラスメントに対応する学園の組織
- 二 ハラスメント問題の解決に向けて
 - 1 問題解決のための手続き
 - (1) 手続きの概要
 - (2) ハラスメントの判断基準
 - (3) 手続きの利用方法および一般的な流れ
 - 2 問題解決のための手続きにおける構成員の義務
 - (1) 不利益取扱いの防止
 - (2) 協力義務および守秘義務
- 三 ガイドラインの改訂

ー ハラスメントのない環境づくりに向けて

1 ガイドラインの趣旨

「人間の尊厳のために」を教育のモットーとする南山学園（以下「学園」という。）では、人間の尊厳を傷つけ、人権を侵害し、または、教育・研究をする環境や、それを支える職場環境を損なうような行為は、断じてこれを許すものではありません。許されざるそのような行為の一つがハラスメントです。学園では、「人間の尊厳のために」という教育モットーの下、憲法、教育基本法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法および育児・介護休業法等の精神に則り、さまざまなハラスメントの問題に対して厳しい姿勢で臨み、個人の尊厳と人権を擁護し、ハラスメント等のない平穏で快適な環境において学び、研究し、働く権利を保守するために、このガイドラインを定めます。

2 ガイドラインの対象

（1）ハラスメントとは何か

ハラスメントとは、教育・研究・仕事等の場で、他者を不快にさせたり、傷つけたる言動のことです。「いじめ」や「嫌がらせ」という短い日本語で置き換えることもできますが、こうした言動をする人（行為者）自身が他者（行為対象者）を傷つける意図を持っていなくても、ハラスメントに該当する場合があります。

以下では、本ガイドラインの適用対象者を示した上で、ハラスメントとは何かをさらに詳しく説明するために、ハラスメントの種類について説明します。

（2）適用対象者

このガイドラインは、学園の構成員である、教員・職員および学生を主たる対象として適用します。教員・職員とは、学園と雇用契約を結んでいる者を指し、常勤・非常勤、正規雇用・非正規雇用等、どのような雇用形態であるかを問いません。なお、このガイドラインでは、派遣・業務委託等により、主たる業務を学園において行う者や、任用発令のある研究（所）員も、「教員・職員」に含みます。学生とは、学園と在学契約を結んでいる者を指し、各単位校の園児、児童、生徒、学部生、大学院生、研究生、外国人留学生別科生、研修生、科目等履修生、受入れ交換留学科目等履修生を指し、公開講座の受講生等、学園で教育を受ける関係にある、あらゆる者を含みます。

これら学園の構成員は誰もが、「問題解決のための手続き」として提供されている、南山学園ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）の利用や、南山学園ハラスメント問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）による問題解決を求める「申立て」が可能です。「相談」に関しては、そのハラスメントが起こった時間帯・場所を問いません。つまり、学園内での授業中または就業時間中に起こったハラスメントに限定されず、学外実習、ゼミや部活の合宿、教育実習、インターンシップ、就職活動、学会活動、留学、出張のほか、アルバイト、余暇活動、私的な交流活動の間に起こったハラスメントでも、構成員の教育・研究・仕事等に悪影響を及ぼすものに関しては、「相談」することができます。もちろん、構成員は、「申立て」もできます。た

だし、被申立人と学園との雇用関係・在学関係の有無により制約が生じる場合があります。

また、学園の構成員は、このガイドラインの定める「ハラスメントの防止」のための諸注意を遵守し、ハラスメントのない環境づくりに自ら協力する義務を負うという意味でも、ガイドラインの適用対象となります。たとえば、構成員は対策委員会による問題解決への協力が要請されますので、被申立人とされたにもかかわらず、対策委員会の要請に従わない場合は、そのこと自体が、服務規律違反等の問題となりえます。そして、学園の各組織またはその各構成員は、それぞれが運営または所属する場においてハラスメントが生じた場合には、対策委員会からの協力要請を待つのではなく、自律的に、必要に応じて他の組織や他の構成員と協力して、問題の解決に当たることも求められます。

なお、学園の元構成員（退職や離任した教員・職員、および卒業・修了、退学等で学園の学籍や教育を受ける関係を失った者）にも、その性質に反しない限り、学園の構成員に準じて、このガイドラインを適用します。

さらに、構成員や元構成員（以下「構成員等」という。）のいずれにも該当しない人が構成員等からハラスメントを受けた場合も、構成員等にはこのガイドラインを遵守する義務があるため、手続きを利用できる場合があります。

(3) ハラスメントの種類

教育・研究・仕事等の場では、様々なハラスメントが起こりうるとされています。ハラスメントの種類として、たとえば、モラル・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントがあります。セクシュアル・ハラスメントは、「ハラスメント」という言葉が普及するきっかけになった言葉ですが、社会や人々の意識の変化により、次々と「〇〇ハラスメント」という言葉が生まれています。たとえば、通信に関する技術の発展は、ソーシャル・ハラスメントやデジタル・ハラスメントという言葉を生み出しています。また、マタニティ・ハラスメントに続いてパタニティ・ハラスメントという言葉も生まれましたが、母か父かを区別するのをやめて「育児ハラスメント」という呼び方とすることで、「介護ハラスメント」と同様に、行為対象者による分類ではなく、ハラスメントが起こる場面の問題として把握する試みもされています。

また、ハラスメントという言葉は、法律が明確に禁じている行為を表すものだけでなく、倫理的・道徳的に認められるべきでない言動も含み、ある集団や組織が常識的であるとする考え方や振る舞いから個人が感じる同調圧力を指摘するためにも用いられます。前者の例としては、障がい者差別、雇用差別等があり、後者の例としては、「結婚」にまつわるハラスメントや、コロナ禍で問題提起されたワクチン・ハラスメントもあります。アルコール・ハラスメントは、行為者と行為対象者の組み合わせによって、法律違反にも、同調圧力に起因するハラスメントにもなりえます。

そして、ハラスメントは、行為者の言動を直接に受ける行為対象者だけでなく、その言動を見せつけられている周囲の者、または直接の行為対象者が苦しんでいる様子を知った者の教育・研究・仕事等の環境に悪影響を及ぼすことがあります。人前で過度に厳しい叱責を行う、罵倒するといった行為は、行為対象者本人に悪影響を及ぼす

だけでなく、環境そのものを悪化させます。つまり、ハラスメントは、直接的にだけでなく、間接的にも起こります。

さらに、1回の言動だけでハラスメントになる場合も、繰り返し続くことでハラスメントとなる場合もあり、最初に起こったハラスメントについて救済を求めたこと自体に対して起こるネガティブな反応を意味するセカンド・ハラスメントもあります。セカンド・ハラスメントは、ハラスメントのない環境づくりの根幹を揺るがす深刻な事態ですので、このガイドラインでも、「二2（1）不利益取扱いの防止」に明記しています。

このように、ハラスメントは、その内容・形態・手段も多様で、あらゆる時間・場所・場面において起こりえます。そこで、このガイドラインでは、教育機関で起こりやすいハラスメントのみを取り上げて基本的な言葉の意味や態様を説明し、具体的なハラスメントの例に関しては別に掲げます。

（ア）モラル・ハラスメント

モラル・ハラスメントとは、直訳すれば「倫理や道徳に反した嫌がらせ」ですので、とても広い内容を含みます。肉体的な暴力や、他者の人格や尊厳を否定することが明確な言葉を投げつけて精神的に攻撃する場合のように、ハラスメントであることがわかりやすい場合だけでなく、あえて言葉を発しないことや、冷徹な態度・振る舞い等によって他者の心を傷つける場合もあり、時に陰湿で巧妙な手段で行われることもあります。対等であるべき仲間や同僚の間でも起こりうる行為で、特に行為者側が集団化したときに行為対象者が追い込まれ、出校・出勤できなくなる等、重大な環境悪化を招く場合があります。そして、モラル・ハラスメントの傍観者の存在は、行為者のハラスメント行為を助長し、行為対象者をさらに追い込みます。行為対象者が孤立させられることで、傍観者だけでなく、行為対象者までもが、行為者の行いがむしろ正しいかのような錯覚に陥ることすらあります。こうしてモラル・ハラスメントが横行し、常態化すると、直接の行為対象者だけでなく、それ以外の人にも悪影響が強く及びます。その結果、教育・研究に不可欠な自由闊達な雰囲気失われ、構成員の意欲の低下や人材流出を招くことがあります。

（イ）セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、「性的嫌がらせ」と訳され、男性を加害者、女性を被害者として、対価（利益や不利益）をちらつかせて性的関係や交際を迫る例や、性的な冗談を述べたり性交渉の経験等を詮索することで職場環境を悪化させる例が伝統的には挙げられてきました。しかし、セクシュアル・ハラスメントは、女性から男性にも行われること、もしくは同性間でも起こりうるということが知られており、セクシュアリティに関わる「狭義の性的言動」だけでなく、社会的に固定した性的役割の意識を当然視して、これを押し付けたりする、いわゆるジェンダー・ハラスメントによって生じているとも考えられています。さらに、近時は、SOGI^{ソジ}すなわち個人の性的指向（Sexual Orientation〔恋愛・性愛がどのような者を対象とし、または対象としないか〕）や性自認（Gender Identity〔性別に関する自己意識〕）の多様性や、性に関する自己決定の重要性への社会的理解が進んでいます。自分自身を含む誰にもその人ごとのSOGIがあることに気づくことが、まずは大切

です。

(ウ) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場で起こるハラスメントを指しますが、特に、指導者が立場・権力を利用して、その指導を受ける者の学ぼうとする意欲・研究する意欲を削ぎ、教育・研究環境を悪化させる結果をもたらす、不適切な指導や言動のことです。学園は、学校法人設立にあたり、その目的を「キリスト教世界観に基づき、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」であるとしていますので（学校法人南山学園寄附行為第3条）、アカデミック・ハラスメントにより、構成員の尊厳が侵害されたり、人材の育成が阻害される事態はあってはならないと考えます。

(エ) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、行為者が持つ権力や優越的地位に着目した言葉で、職場で起こる上位役職者から下位者への不適切な指導や言動等が、行為対象者の就業環境を阻害する結果を招くような場合が、その典型例とされます。また、人前で過度に厳しい叱責を行ったり、乱暴な言葉遣いで罵倒するといった行為は、行為対象者を傷つけるのはもちろんのこと、それを目にせざるを得ない他の者にとってもパワー・ハラスメントとなりえます（いわゆる環境型のパワハラ）。上位者か下位者かは、その職務上の地位や雇用形態だけでなく、広く人間関係によっても左右されます。したがって、モラル・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントが、同時にパワー・ハラスメントになることも少なくありません。なお、上位者が教育・訓練の意味で厳しい指導を行うことは職務の範囲内の必要性のある行為である場合もありますので、パワー・ハラスメントとの区別がされなければなりません。

(オ) 育児ハラスメント・介護ハラスメント

育児ハラスメントとは、労働者が妊娠・出産、育児に関わる就業制限や休業等の制度を利用し、または利用しようと申し出ることに対して、精神的・身体的な嫌がらせをしたり、解雇や雇止め、自主退職の強要、降格、減給等の不利益な取扱いをすることです。また、介護ハラスメントとは、労働者が、家族（事実上の家族も含む）の介護のために各種の制度を利用し、または利用しようとする場面で、同様の嫌がらせや不利益な取扱いをすることを指します。育児・介護休業法は、労働者が育児や介護に関して不利益な取扱いを受けないように、事業主が措置を取るべきことを義務付けるものですが、職場の同僚の間でも育児ハラスメント・介護ハラスメントを行ってはならず、生徒・学生が育児や介護に従事する場合への配慮も必要です。

3 ハラスメントの防止

(1) 基本的な考え方

ハラスメントは、①教育・研究環境や職場環境等におけるさまざまな力関係を背景に起こります。教員・職員と学生、職階の異なる教員同士・職員同士、上級生と下級生との人間関係等では、下の立場、弱い立場にある人は、さまざまな形の利益や不利

益のために、上の立場、強い立場にある人による不快な言動を拒否したり、阻止したりすることが困難なためです。また、すでに述べたとおり、強い弱い、上か下かは、固定的な場合もあり、その都度、変化することもあります。そのため、ハラスメントは、どのような者同士の間でも、どのような場所・時間帯でも起こりえます。

また、ハラスメントは、②差別意識や固定的な観念等を背景として引き起こされます。人種、国籍、信条、宗教、性別、年齢、社会的身分、職業、身体的特徴、性的指向等は多様であり、どれかが優れていてどれかが劣っているということはありません。ハラスメントが起こらないようにするためには、お互いの違いや価値観の多様性を認め、互いの人格を尊重し合うことが必要不可欠です。

そして、従来はごく当たり前のことで、社会的には許容されると思われていたことや、行為者本人にとっては「常識」の範囲内の言動でも、今では、他者を不快にして傷つけるかもしれないこと、また、社会的にも許容されなくなっているかもしれないことに注意しておきましょう。

(2) 留意すべき事項

自身の言動がハラスメントにならないよう、日頃から留意しておくべき事柄として、以下のことがあります。

- ①個々の言動に対する受け止め方には、相手によって大きな差があることを十分に意識し、対等な関係づくりを心がけましょう。
- ②ある言動について、相手が拒否し、または嫌がっていることに気が付いた時には、同じ言動を繰り返すのを止めましょう。
- ③ハラスメントがあるかどうかについて、相手からいつもその旨の意思の表明や反応があるとは限らないことを知しましょう。
- ④相手の従順的な態度・行為や相手の示す好意的な感情は、あなたの社会的地位や各種の力を前提に行われ、示されるものであって、場合によっては「個人」としてのあなたに向けられるものではないことを忘れないでおきましょう。
- ⑤人は、疲れている時、余裕のない時に、他者への配慮を欠きやすくなることを知り、セルフ・ケアも大切にしましょう。
- ⑥他者を貶めるという方法で自分の価値を確認するのではなく、真に自己肯定感を高めることが、自身にとっても他者にとっても望ましいことを知しましょう。

(3) ハラスメント防止のための周知・啓発

学園では、ハラスメントが生じた場合には厳正に対処しますが、ハラスメントによる人権侵害や心の傷をなかったことにするのは困難です。また、できる限りの回復・改善に努めるとしても、少なからぬ時間と、関係する人々の努力を要します。そこで、ハラスメントについては、まず、これが学園において生じないようにすること、すなわち、ハラスメントの防止こそが最も大切です。防止のための周知・啓発活動を行うため、学園では次のような活動に取り組みます。

- ①パンフレットやポスター等を作成して、これを学園内で配布・掲示することで、ハラスメントの防止について、日常的に意識できるようにします。
- ②入学時・入職時等のオリエンテーションやガイダンスの機会を利用して、このガイドラインの存在を周知し、また、学園の構成員として、ハラスメントのない環

境づくりへの協力の必要性や、問題解決のための手続きの利用方法等についての理解を促します。

③学園の構成員のうち特に教員・職員に対しては、継続的な研修を行います。

4 ハラスメントへの対応

(1) 基本的な考え方

ハラスメントを受けた人が、その事実を無視したり、受け流したりしているだけでは、状況は必ずしも改善されません。ハラスメント行為者が意図してハラスメントをしているのであれば、沈黙に乗じてますますハラスメント行為を強めるかもしれません。また、行為者が自身の言動がハラスメントに該当すると気が付いていない場合、漫然と、ハラスメント行為を続けるかもしれません。

ハラスメントを受けて傷つかない人はいません。また、ハラスメントはそれを受けた人の活力や意欲を削ぎ、ハラスメント行為を拒否する力だけでなく、救済を求める力さえも失わせていきます。一人で悩む必要はありません。できるだけ早い段階で、周囲の力を借りて、問題を解決し、適切な就学環境・就労環境を取り戻してください。学園では、問題解決のために、いくつかの手続きを用意しています。

(2) 留意すべき事項

(ア) ハラスメントを受けた場合

もし、自分の身にハラスメント問題が降りかかっているかもしれないと感じた時は、以下のことを思い出し、救済を求める行動をとってください。

- ①ハラスメントは、多くの場合「いや」と言えない状況で起こります。不快な気持ちをその瞬間にハラスメント行為者に伝えられなかったとしても、自分を責めたり、「自分さえ我慢すれば」と沈黙したりする必要はありません。
- ②ハラスメントだと感じるような言動を受けたら、その言動の内容や起こった日時・場所等について、できる限り詳しい記録を残しておきましょう。
- ③ハラスメントの問題は一人で解決することが難しい場合も少なくありません。身近な信頼できる人に相談するとともに、学園の「問題解決のための手続き」を利用してください。

(イ) ハラスメントを受けている人から話を聴く等の場合

ハラスメント行為を見かけたり、ハラスメントで苦しんでいる人の存在に気づいたりした時に留意したい事柄として、以下のことがあります。

- ①助けを求めないからといって、ハラスメントを受けている人が傷ついていないわけではありません。
- ②ハラスメントで苦しんでいることを他者に話すことは、大変な勇気と、聞き手に対する信頼を要することを知しましょう。その信頼に応えるために、苦しんでいる人に寄り添う気持ちで接しましょう。
- ③ハラスメントを受けている人の話に、まずはしっかりと耳を傾け、安易に加害者を擁護したり、被害者の言動に原因があるといった指摘をしたりしないでください。
- ④ハラスメントを受けている人の心は傷つき、力を失っていることがあるため、

解決に向けた自己決定にも時間を要する場合があることを知り、自己決定のサポートに徹しましょう。

- ⑤このガイドラインの内容を紹介し、学園の「問題解決のための手続き」を利用できることを伝えてみましょう。

(3) ハラスメントに対応する学園の組織

学園では、ハラスメントの防止および問題解決のために、学園内の独立した機関として、「南山学園ハラスメント問題対策委員会」を常設します。また、対策委員会の下に、「相談」手続きのための「南山学園ハラスメント相談室」を開設し、ハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）を配置します。相談室では、「相談」を通じて、ハラスメント問題に対処するために情報提供をしたり、解決に向けて相談者が自己決定していけるように支援をします。

これに対して、対策委員会は、構成員等からの「申立て」があった場合は、その内容に応じて、「調整等」手続きを進めるための調整等委員会、または、「苦情調査」手続きを進めるための調査委員会を臨時に設け、自ら問題の解決にあたります。対策委員会の委員は、学園の教員・職員が務めます。その委員は、定期的に開催される対策委員会に出席し、調整等委員会や調査委員会の責任者としてハラスメント問題の解決に当たる審議委員と、調整等委員会や調査委員会の一員として、もしくは、後述するように、相談室での相談業務に従事することのあるサポート委員とに分かれて、それぞれハラスメントのない環境づくりに寄与します。

つまり、学園では、ハラスメント問題が起こった場合には、専門相談員による「相談」手続きと、対策委員会の委員による「調整等」および「苦情調査」手続きという二段構えで解決を図る仕組みを整えており、その二つの段階を「申立て」の前後で分けることにしています。

二 ハラスメント問題の解決に向けて

1 問題解決のための手続き

(1) 手続きの概要

(ア) 相談

ハラスメント問題を解決するために、相談室における専門相談員との「相談」手続きを設けています。専門相談員は、相談者のプライバシーを遵守し、相談者の立場に沿って、話を聴きながら、相談者に生じている状況の把握や気持ちの整理を手伝います。そして、今後取るべき方法について、相談者の意向を尊重しつつ、専門相談員がともに考え、相談者本人の意思決定を手助けします。こうした支援を充実させるため、専門相談員は、必要に応じて、学園内外の機関を相談者に紹介することや、関係機関と連携を取ることがあります。その場合も、専門相談員や連携した関係機関は、守秘義務を負うことで、相談者のプライバシーや秘密を守ります。

相談者は、専門相談員の支援を受けて、何らかの解決に向かうことができる場合もあるでしょう。その方法は、さまざまです。仮に相手方に言動の中止等を求める場合でも、相談者が相手方に対して直接かつ明確に拒絶の意思を示す方法もあれ

ば、相談者が信頼する友人や同僚等から相手方に対し、相談者が困っていることを伝えてもらう方法もあるでしょう。また、相談者からある部署や構成員の誰かに対して問題解消の依頼をする方法もあります。これらの積極的な方法に限らず、専門相談員への「相談」をきっかけに、相談者の権利回復が図られ、または、就学環境・就労環境が改善されるのであれば、一定の解決が図られたとして、「相談」はその目的を果たして終了します。

ただし、この「相談」手続きでは、専門相談員が相手方（相談者にとってハラスメント行為を行う者）や第三者（ハラスメント行為の当事者以外の者。たとえば、相談者の友人や同僚、ハラスメント行為の目撃者、相談者の就学・就労環境の調整に責任を負う者等）に接触することはありません。ハラスメント問題の解決にあたって相手方や第三者へのアプローチが必要となる場合も、相談員は支援に徹し、相談者が自ら行動することを想定しています。

(イ) 申立て

ハラスメントの内容や相談者の心身の状況によっては、相談者が自ら相手方等に接触する等の行動を取ることが困難な場合もあるでしょう。そうした場合は、対策委員会による問題解決（「調整等」や「苦情調査」）を求める「申立て」を検討してください。「調整等」も「苦情調査」も、対策委員会が相手方や第三者に接触することを前提とする手続きであり、第一段階の「相談」と、その担い手や解決に関する基本的な姿勢は異なります。

「申立て」は、申立人が書面によって行いますが、この申立書の作成についても、相談室を利用しながら進めることができます。申立人になろうとする相談者は、対策委員会に求める手続きの種別やその特徴、それぞれについて予定されている一般的な手続きの流れ等についても、専門相談員に「相談」することができます。なお、「申立て」は、「相談」を経ずに行うことも可能です。

(ウ) 調整等

学園では、対策委員会による「調整等」手続きとして、①「通知・注意」、②「対話」、③「環境調整のための措置」を設けています。

①の「通知・注意」は、対策委員会が、被申立人に対し、申立人が被申立人の言動によりハラスメントを受けていると主張していることにつき、確認された事実を踏まえてこれを伝達し、必要に応じて、被申立人の注意を喚起し、被申立人の言動について自省を促します。申立人自身が直接には被申立人に言うことができないけれども、迷惑しているという事実はやはり伝えたい、そして、これによって事態の改善を期待したいという場合や、被申立人自身が自己の言動で申立人に迷惑をかけていることに気づいていない場合に、そのような問題が生じていることについて、通知・注意により被申立人に自覚してもらうことによってハラスメント問題の解決を図ることを目的とするものです。

また、②の「対話」は、申立人と被申立人との間での話し合いによって問題解決を図ることを目的とするものです。相手方との話し合いは自己解決の一つの方法ですが、申立前には、相談者自身が相手方に話し合いを提案し、話し合いのための場所等を約束しなければなりません。これに対し、申立後に行われる「対話」では、

学園内の落ち着いた場所を対策委員会が準備し、また、対策委員会のメンバーが話し合いに立ち会います。このように対策委員会が関与した話し合いを通じて、ハラスメント問題の解決を図ることを目的とするものです。

そして、③の「環境調整のための措置」は、申立人の就学・就業環境の改善のために、被申立人や関係者（ハラスメントが生じた場の責任者や、当事者が所属する部局の責任者等であって、個人ではなく部署・組織である場合もあります。）に協力を求めることです。誰に協力を求めると良いか等について検討しながら、就学・就業環境の改善を効果的に図ることになります。

なお、「調整等」手続きは、上記の①～③に限定されるものではありません。申立人が①～③の手続きでは自身のハラスメント問題を解決できないと考える場合は、どのような手続きが相応しいのかを具体的に申立書に記載してください。対策委員会が適当と認めれば、申立人が希望した手続きにより「調整等」が行われます（このような手続きを「その他申立人が希望し、対策委員会が適当と認める手続き」と呼びます。）。

（エ）苦情調査

ハラスメント問題の解決のために、学園では、対策委員会による「苦情調査」手続きも設けています。これは、たとえば、ある者から執拗なハラスメントを受けた、または受けているとか、ハラスメントにより辛い目にあっている、苦痛を感じている、危害を被っている場合のために、話し合い等による関係修復型の解決ではなく、申立人が被申立人に対して処分を含む何らかの強制措置（具体的には、懲戒手続き）を取ることを要望する場合に選択できる手続きです。

対策委員会自体は懲戒権を有していませんが、ハラスメント行為者に対する懲戒について権限を持つ学園内の個人または組織に対して、対策委員会は、懲戒手続等を含む対策原案を提出することができます。「苦情調査」手続きは、対策原案の提出の可否を判断し、またその内容を確定する目的で行います。つまり、単なる真実の解明を求めるための調査は行いません。

対策委員会による「苦情調査」の結果、被申立人に懲戒手続きが開始された場合は、被申立人には大きな精神的負担や就学・就業上の不利益が発生することが予想されます。そのため、防御的になる被申立人もいるかもしれませんが、対策委員会は、公平・公正な立場で、「苦情調査」手続きを進めますので、被申立人も協力してください。被申立人の言動がハラスメントにあたるか否かの判断は、主観的な観点と客観的な観点をふまえて慎重に行われ、被申立人には十分な反論の機会も保障されます。

（オ）緊急時の対応

学園におけるハラスメント問題の解決手続きは、相談者や申立人の自己決定に基づき、定められた手続きに沿って進められるものとされていますが、そのためには一定の時間を要します。しかし、問題となっているハラスメント行為の性質や、行為対象者等が置かれた状況によっては、直ちに何らかの対応をしなければ、行為対象者等にとって重大な権利侵害が起こり、または、回復し難い不利益や損害が生じる場合があります。

そこで、学園では、相談室室長および対策委員会委員長は、緊急時の対応として、担当理事または理事長と協議の上、学園内外の関係機関に通報をし、または、仮の措置を取ることを求める等の対応を行う場合があります。この緊急時の対応は、行為対象者等の権利・利益を守る目的で発動されなければならない、速やかに対策委員会でその妥当性が検証されなければなりません。

(2) ハラスメントの判断基準

ハラスメントへの対応にあたり、ハラスメントに該当するかどうかの判断を要する場合があります。その際は、行為者がハラスメントをするつもりではなかったことよりも、行為対象者がハラスメントを受けた、受けていると感じたことを重視すべきであることは、「一 2 (1) ハラスメントとは何か」でも述べたとおりです。ただし、行為対象者の主観（ハラスメント感情）だけでハラスメント該当性が決まるわけでもありません。ハラスメントかどうかを判断するにあたっては、客観的な視点も欠かせないからです。

ハラスメントに該当するかどうかは、ケース・バイ・ケースですが、その判断にあたっては、労働施策総合推進法（いわゆるパワハラ防止法）で、「職場」におけるパワー・ハラスメントを、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであると捉えていることが参考になるでしょう。これを「教育現場・研究現場」に置き換えれば、①優越的な関係を背景とした言動であって、②教育・研究上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③生徒・学生・研究者の教育・研究環境が害されるもの、となります。そして、厚生労働省は、職場でのパワー・ハラスメントについて、この③に関する判断をする際には「『平均的な労働者の感じ方』、すなわち、『同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうか』を基準とすることが適当」と解説しています。いわば、ハラスメントかどうかは、客観的な視点で判断されるということです。

しかしながら、学園では、冒頭にも述べたとおり、主観的な意味で「ハラスメント」という言葉が使われることを否定しません。他者の言動によって教育・研究・仕事等に支障が出てしまっている人自身が、その他者の言動を「ハラスメント」だと感じているのであれば、それを「平均的な感じ方とは違う」と言って排除してはいけなからず、考えるからです。そして、ハラスメントであると感じて苦しんでいる人がいるのであれば、誰かが手助けをして、その人の教育・研究・仕事等の環境を整える必要があると考えるからです。苦しんでいる人は、まず、相談室を利用してください。

つまり、学園では、「ハラスメント」という言葉には、（平均的・一般的な行為対象者の感じ方を想定し、それを基準として判断する）客観的なハラスメントと、（行為対象者自身の感じ方を基準とする）主観的なハラスメントの2つの意味があるという前提で、その対策を講じます。多くの場合、客観的なハラスメントは主観的なハラスメントにもなるでしょう。ある行為者の言動が誰の目にもハラスメントに見える場合、そのような言動のターゲットになっている行為対象者も実際に苦しんでおりハラスメントだと感じていると思われるからです。他方で、客観的なハラスメントの評価

と、主観的なハラスメントの評価が一致しないこともあります。行為対象者自身はハラスメントであると強く感じる状況でも、平均的・一般的には教育・研究・業務上必要な指導・指揮や叱責の範囲内であると評価される場合があることは上に述べたとおりです。また、反対に、行為者の言動について周囲は酷いハラスメントだと心配をしているのに、行為対象者はハラスメントではないと捉えている場合や、ハラスメントと感じていても救済を求めることができない場合もあって、そのようなケースでは事態はより深刻であるかもしれません。こうした様々なハラスメントに対応できるよう、学園では、相談室による「相談」手続きと、対策委員会による「調整等」または「苦情調査」手続きという段階的な手続きを設けています。

(3) 手続きの利用方法および一般的な流れ

手続きは、ハラスメントを受けた人だけでなく、ハラスメント行為者であると他者から指摘されて困惑している人や、そのような指摘を受けるかもしれないと悩んでいる人も利用可能です（いわゆる「ハラスメント・ハラスメント」の問題にも対応します）。また、ハラスメント行為の直接の対象者ではないが、そのハラスメントの存在により自身の就学・就業環境に悪影響がある場合は、間接的にせよその人がハラスメント行為対象者ですので、手続きを利用することができます。

本学園のハラスメント対策は、あくまで行為対象者本人が関わる事態を共に解決しようとするものです。ですから、申立ては必ず行為対象者本人が行ってください。ただし、行為対象者本人が、その年齢や心身の状況により、自分自身で手続きの利用をするのが困難なときは、保護者等が本人に代わって、手続きを利用することが認められる場合がありますので、まずは「相談」を検討してください。

なお、手続きの利用は、行為対象者ごとに行ってください。一人のハラスメント行為者の同一または同種の言動により複数の行為対象者が存在する場合がありますが、そのハラスメント感情や相応しい対応はそれぞれ異なることが通常であり、行為対象者が相互に遠慮せずに、手続きを利用できる状況を保障するためです。

また、申立ての手続きが開始された場合には、当該申立ての基礎とされた言動のあった事実を確認し、さらに今後の解決の方向性を探るため、申立人、被申立人その他の第三者と面談を行う場合があります。この場合において、行為対象者本人の年齢や心身の状況により格別の事情がある場合を除いて、原則として、代理人が対応することは認めません。

ただし、相談あるいは申立て後に行われる面談において、相談者や面談対象者が、日本語能力または心身の状況により単独での面談に堪えないことを理由に同伴者を要することをあらかじめ相談室に申し出たときは、相談者あるいは申立人が希望する人の付添いが認められることがあります。

(ア) 相談

- ①「相談」は予約制です。「相談」を希望する人は、氏名・連絡先・所属（学園との関係）を明記して、相談室事務局にメールを送信し、相談の申込みをしてください。
- ②相談日時と相談場所を、相談室事務局から案内します。
- ③専門相談員は、原則として、1名で対応します。別の専門相談員やサポート委員

が「相談」に加わることや、専門相談員の代わりにサポート委員が、原則として2名で対応することがあります。

④相談時間は、1回あたり1時間を目安とします。

(イ) 申立てと調整等委員会または調査委員会の設置

- ①「申立て」は、申立書に必要事項を記入して、対策委員会事務局に提出してください。書式は、相談室事務局に請求して入手することができます。
- ②「相談」手続きを利用している相談者は、申立書の入手・作成・提出に関しても、専門相談員の支援を受けることができます。
- ③申立書が提出された場合、対策委員会では、形式的な不備がないかを確認した上でこれを受理します。形式的な不備がある場合は、対策委員会が申立人に対して補正を求めることがあります。
- ④申立書が対策委員会に受理されたときは、原則として、手続きが開始されます。対策委員会が手続きを開始しない決定をしたときは、申立人に対して、速やかにその結果と理由を文書で説明します。
- ⑤申立人が求める手続きが「調整等」である場合、対策委員会は、申立受理後速やかに、複数名の対策委員（審議委員およびサポート委員）からなる調整等委員会を設置します。申立人が求める手続きが「苦情調査」である場合は、対策委員会は、調査を開始して良いかをコンプライアンス室長に諮問をした上で、同様に調査委員会を設置します。ただし、コンプライアンス室長の回答によっては、調査委員会を設置せずに手続きを終了することがあります。
- ⑥調整等委員会または調査委員会の構成（人数や人選）は、当事者や申立内容を考慮して対策委員会が決定して、直ちに申立人に通知します。その人選では申立人に不利益が生じるおそれがあると申立人が考える場合は、特定の委員について忌避を願い出ることができます。
- ⑦調整等委員会は、「申立て」の基礎となる事実関係の把握に努めつつ、申立人が求める解決方法の適否について検討し、調整等の原案を対策委員会に報告します。調査委員会は、懲戒に相当するハラスメントの事実があるか否かを調査し、報告書にまとめ、対策委員会に提出します。
- ⑧調整等委員会も、調査委員会も、「申立て」にかかる事実を確認するために、申立人だけでなく、被申立人から話を聴くことになります。さらに、必要に応じて、第三者から話を聴くこともありえます。被申立人や第三者に話を聴く場合は、事前に申立人の承諾を得ます。この手順に関して申立人に特段の希望があるときは、そのことも申立書に記載してください。この場合、可能な範囲でその希望に添えるよう、配慮がなされることになります。

(ウ) 通知・注意

- ①「申立て」にかかる事実が確認できた場合、調整等委員会は、対策委員会にそのことを報告し、通知・注意の適否およびその内容について、対策委員会の審議に委ねます。
- ②対策委員会が通知・注意を適当であると認めた場合は、対策委員会の名で、「申立て」のあること等を被申立人に伝達し、必要に応じて、被申立人に自身の言動

を省みるよう注意を促します。

(エ) 対話

- ①「申立て」の基礎となる事実関係の把握と並行して、調整等委員会は、被申立人に申立人が話し合いを望んでいることを伝達し、これに応じてもらえないか、説得を試みます。
- ②被申立人が対話に同意した場合、調整等委員会は、対策委員会にそのことを報告し、対話の適否およびその方法等について、対策委員会の審議に委ねます。
- ③対策委員会が対話を適当であると認めた場合は、対策委員会が当事者の話し合いに立ち会って、これが円滑に進むためのサポートをします。
- ④対話を強制することはできません。また、そのような強制された対話では、問題の解決は望めません。そこで、対策委員会は、被申立人が対話に同意する見込みがないと判断したときには、手続きを終了させることがあります。

(オ) 環境調整のための措置

- ①「申立て」の基礎となる事実関係の把握と並行して、調整等委員会は、申立人が求める環境調整のための措置について具体的に検討し、申立人に提案します。
- ②措置案の決定にあたっては、調整等委員会は、申立人の意向を尊重しつつ、その実現性や実効性を確保するために、関係する組織やその責任者とも連絡を取り、協力を得られるかどうかを見定めます。
- ③環境調整のための措置の準備ができた場合、調整等委員会は、対策委員会にそのことを報告し、措置の実施の適否について、対策委員会の審議に委ねます。
- ④対策委員会が措置の実施を適当であると認めた場合は、対策委員会の名でこれを実施します。

(カ) 苦情調査

- ①調査委員会は、当事者の名誉・プライバシーに十分に配慮しつつ事実関係の調査を行います。特に、懲戒手続きに繋がりうる調査手続きは、それ自体が被申立人にとって大きな心理的負担になることに留意をして、被申立人に十分な主張・反論の機会を保障します。
- ②調査が完了した後、調査委員会はその結果を直ちに対策委員会に報告します。
- ③対策委員会は、調査委員会の報告に基づいて速やかに審議をし、問題とされた被申立人の言動をハラスメントであると認定したときには、対策委員会としての対応策（対策原案）をまとめ、これを理事長または学長等の懲戒手続きを発議する権限がある人に報告します。
- ④これ以降の手続きの詳細は、被申立人が所属する組織の懲戒手続きを確認してください。それぞれの懲戒委員会がプライバシーに配慮しながら主導しますので、対策委員会にもその途中経過は知らされません。

(キ) 「申立て」後の相談室の利用

相談者は、「申立て」前に、相談室の専門相談員から支援を受けることができますが、申立人となった後も、その手続き継続中の心理的な負担等を軽減するために、相談室の利用が可能です。また、下に述べるとおり、相談室の利用は、手続きの終了後も可能です。

相談室の利用は、被申立人（および被申立人であった者）にも可能です。ただし、申立人からの「相談」を担当する専門相談員が重ねて被申立人からの「相談」の担当者となることはありませんので、申立人を担当する専門相談員とは別の専門相談員またはサポート委員が担当します。

(ク) 手続きの終了

手続きの結果、申立人の権利が守られ、またはその環境が改善されたと認められる場合には、対策委員会は手続きを終了します。

また、調整等および調査の手続きを進めても、申立人の主観的な認識とは異なり、一定のハラスメントと言える客観的な事実を確認できない場合は、手続きを途中で終了する場合があります。このように「申立て」の結果が申立人の期待どおりにならないこともあります。そのことは、申立人が主観的にハラスメントであると感じたことを否定するものではありませんので、申立人であった者は、必要に応じて、相談室での「相談」を再開することができます。ただし、再度の「申立て」のための支援を専門相談員がすることはできません。

なお、手続きの終了後に、被申立人であった者が相談室を利用することも妨げられません。

(ケ) 手続きの利用期間等

構成員による「申立て」は、原則として、ハラスメントが発生した時から3年以内に行ってください。なぜなら、早い段階での手続きの利用によりハラスメントの拡大を防ぐことができる一方で、時間の経過により、「調整等」や「苦情調査」の前提となる事実関係の把握が困難になる場合が多いからです。また、被申立人と学園との雇用契約または在学契約が終了することによって、「調整等」や「苦情調査」の実効性に制約が生じるからです。これに対し、構成員による「相談」には利用期間や回数の制限を一律に設けませんが、利用に当たっては、相談室が問題解決に向けた相談者の自己決定を支援する目的で設置されていることに留意してください。

元構成員が構成員であったときに受けたハラスメントを対象とする「申立て」は、原則として、その者が構成員でなくなった日から1年以内に行ってください（この場合、「ハラスメントが発生した時から3年」の利用期間は適用されません）。なぜなら、「調整等」手続きは、学園における就学・就労環境を整えることを主たる目的とするからです。同様に、元構成員が「相談」をする場合も、構成員でなくなった日から1年以内に申し込んでください。

構成員等に該当しない人が、構成員等からハラスメント行為を受けたことについて「相談」する場合は、原則として、ハラスメントが発生した時から1年以内に申し込んでください。なお、元構成員によるハラスメント行為についての「相談」は、元構成員が構成員であった時の行為に限ります。以上に対して、構成員等に該当しない人が、構成員等からハラスメント行為を受けたことについてする「申立て」は、構成員に対するものも元構成員に対するものも、原則としてできません。なぜなら、構成員等に該当しない人が構成員等から受けるハラスメントは、もっぱら構成員等にとってプライベートな時間・場所・場面において生じるものであって、学園が雇用契約や在学契約に基づいて介入することはできず、また、介入すること自体

が学園から構成員に対するハラスメント（個の侵害）に該当する可能性が高いからです。

2 問題解決のための手続きにおける構成員の義務

（1）不利益取扱いの防止

学園は、構成員に対しハラスメント「相談」や「申立て」をしたことによる不利益な取扱いを禁止し、二次被害の防止に努めます。また、問題解決に関わった者についても同様とします。

（2）協力義務および守秘義務

学園の構成員は、対策委員会から問題の解決のために手続きに関与することを求められた場合は、これに協力してください。また、協力するにあたっては、虚偽の申述をしないでください。

手続きを申し立て、または手続きに関与することで、構成員はさまざまな秘密を知るかもしれませんが、その秘密を漏らしてはなりません。秘密を漏らすことで、申立人にとってのセカンド・ハラスメントや、被申立人にとっての新たなハラスメントになるおそれがあります。また、秘密が漏洩することで、手続きの円滑な進行が妨げられ、問題解決のための手続きそのものに対する信頼を損ねる場合があります。対策委員や専門相談員には、その職務上の義務として特に守秘義務が強く課せられますが、手続きに協力を求められた者にも、また、「申立て」の当事者にも、学園の構成員である以上、守秘義務が課せられます。守秘義務に関しては、その学籍や職を離れたのちも同様とします。

三 ガイドラインの改訂

このガイドラインについては、これが適切に理解・運用されているかどうか、毎年度、点検評価を加え、必要な場合には、随時、改訂します。

附 則

- 1 このガイドラインは、2022年4月1日から施行する。
- 2 「南山大学ハラスメントに関するガイドライン」（2011年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 このガイドラインの改正は、2024年4月1日から施行する。

研究倫理教育の受講について

昨今、研究活動上の不正行為が大きな社会問題となっており、研究者や学生が論文やレポート等の作成に際して、存在しないデータをねつ造したり、インターネット上で公開されている他人のアイデアや文章を無断で借用したりするなどして、厳しい処分を受ける事例が報道されています。このような行為は許されるものではなく、学生を含めて全ての研究者は研究倫理の正しい知識を身に付けた上で研究活動を進めなければなりません。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月文部科学大臣決定）」が2015年4月に施行され、学生への研究倫理教育の実施が大学に求められたことに伴い、本学では全ての大学院学生を対象として本学が指定する研究倫理教育用e-learning教材の受講を義務付けています。受講方法等については、別途、ガイダンスまたはPORTA等によりお知らせしますので、必ず定められた期限までに受講してください。

なお、本学では、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として「南山大学研究活動上の行動規範」、「南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン」、「南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン」等の諸規程を定めていますので、それらに従って研究活動を行ってください。

以上

南山大学研究活動上の行動規範

(目 的)

第1条 南山大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において学術研究に携わる者（以下「研究者」という。）およびそれを支援する事務職員等（以下「研究支援者」という。）の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

(定 義)

第2条 この規範において「研究者」とは、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

② この規範において「研究支援者」とは、本学の公的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

(基本理念)

第3条 研究者および研究支援者は、次の各号の実現をその研究活動の基本におかなければならない。

- 1 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施とその支援
- 2 生命と人間の尊厳および人権の尊重
- 3 科学的または社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- 4 個人情報保護の徹底
- 5 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- 6 捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用その他の研究上の不正行為の防止
- 7 法令、本学の諸規程および学会等において認められた研究に関わる規範の遵守

(人を対象とする研究)

第4条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて行う人を対象とした研究については、「南山大学『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」に定める手続に従って、当該の対象となる個人等から明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(研究審査委員会)

第5条 研究者は、本学の規程等により研究審査委員会の審査を受けなければならない研究を実施しようとする場合は、当該研究についてその審査を受けなければならない。

② 前項のほか、法令または当該分野の学会等の規程において、研究の実施に先立って審査を受けるものとされている場合には、その審査を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用または保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(捏造、改ざんおよび盗用の防止)

第7条 研究者は、いかなる場合にも、研究活動に関する次の各号の不正行為を行ってはならない。

- 1 捏造（存在しないデータの作成）
- 2 改ざん（データの変造、偽造）
- 3 盗用（他人のデータや研究成果、著作物等を適切な引用なしで使用）

② 研究者は、前項に規定する不正行為が、自らの指導のもとにある研究者、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者、学生等（以下「指導下にある研究者等」という。）によって行なわれることのないよう適切な措置を講じなければならない。

（研究データの保存・開示）

第7条の2 研究者は、研究成果の検証可能性を確保するために、必要な資料、データおよび研究実施経過に関する記録（実験ノート等）を適切な期間保存しなければならない。なお、具体的な保存期間等については、別に定める。

② 研究者は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合には、原則として開示に応じなければならない。

（研究費の不正使用の防止）

第8条 研究者は、研究費の使用に当たって、法令および本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

② 研究者および研究支援者は、研究費の源泉が、国・地方公共団体からの運営交付金、補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費および寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

（不正行為を知り得た時の対応）

第9条 研究者および研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、適切な手続きを経て、すみやかに全てこれを明らかにしなければならない。

（研究成果の適切な発表）

第10条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

② 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

（利益相反）

第11条 研究者は、自らの研究行動に当たって、公共性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行なわなければならない。

（公正な審査）

第12条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査または学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行なうことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行なわなければならない。

② 前項の審査を行なった研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。

（指導下にある研究者等への配慮）

第13条 研究者は、研究活動の遂行に当たって、指導下にある研究者等の利益に常に配慮するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為を行なうことはもとより、指

導下にある研究者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行ってはならない。

(安全管理)

第14条 研究者は、実験等に用いる機器、装置および薬品等が、研究に従事する者はもとより、その他の本学構成員および学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、その安全管理に万全を尽くさなければならない。

② 研究で用いた廃液、薬品および材料等は、法令および本学の諸規程を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究支援者の役割)

第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。

② 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、公的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

(規範の改廃)

第16条 この規範の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規範は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2016年10月1日から施行する。

南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン

このガイドラインは、南山大学研究活動上の行動規範第7条の2に基づき、南山大学における研究データの保存期間等について、必要な事項を定める。

1. 定義

- (1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生し、または使用する以下に掲げるもののうち、雑誌等により外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。
 - ① 文書（実験ノート等を含む）、数値データ、画像等の資料
 - ② 実験試料、標本等の試料および模型・装置
- (2) このガイドラインにおいて「研究者」とは、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

2. 研究データの保存

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すものとする。実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等、事後の利用・検証が可能となるよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (2) 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (3) 論文、報告等、研究成果発表のもととなった資料および試料は、事後の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、検索・参照が可能となるよう留意することとする。
- (4) 具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、学部・研究科等において定めることができる。
- (5) 個人データ等その取扱いに法的規制があるもの、契約等により別に定めがあるものまたは倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制、契約、ガイドライン等に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて、資金配分機関との取決め等がある場合には、それに従うものとする。

3. 保存期間

- (1) 資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存するものとする。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管場所の制約等やむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 試料、模型および装置の保存期間は、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、

保存が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコスト（維持費、人件費等の費用）がかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

4. 研究者の責任および退職等の取扱い

- （１）研究データは、それを生み出した研究者自身が責任を持って保存しなければならない。研究者は、退職、修了または卒業等（以下、退職等という。）により本学に所属しなくなった後も、本ガイドラインの定めに従わなければならない。
- （２）研究者の退職等にして、当該研究者の所属する学部・研究科等は、当該研究者が保存すべき研究データの所在を確認するとともに退職後の連絡先を把握して追跡可能とするなどの措置を講ずるものとする。

5. 事 務

このガイドラインに関する事務は、研究推進課の担当とする。

6. 改 廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2016年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2025年4月1日から施行する。

南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

1. 目 的

このガイドラインは、本学の内外で行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を行うすべての者（以下、「研究者」という。）の行動、態度の倫理的ガイドラインを示し、その研究計画等の審査に関する事項を定める。

2. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、南山大学の建学の理念に則り、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- （１）人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等および「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守しなければならない。
- （２）研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学のおよび社会的利益よりも優先しなければならない。
- （３）研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。
- （４）研究および研究に関連する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

3. 定 義

このガイドラインにおいて、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- （１）「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。
- （２）「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（「南山大学個人情報保護に関する規程第２条」）。

4. 研究者の説明責任

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見さ

れる状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

5. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得なければならない。

- (1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱（管理方法、保存期間、廃棄方法など）および発表の方法などに関わる事項を含むものとする。
- (2) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示をその保存期間中に求められたときは、これを開示しなければならない。
- (3) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- (4) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (5) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (6) 研究者は、研究終了後も情報、データ等を活用する場合は、委員会の審議を経て、提供者に対して説明し、同意を得なければならない。

6. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

7. 授業等における収集・採取

教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得なければならない。

教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

8. 個人の情報、データ等の保存

- (1) 研究者は、個人の情報、データ等を保存する場合は、可能な限り匿名化して厳重に管理しなければならない。また、保存の必要がなくなった個人の情報、データ等は、適切な方法で廃棄しなくてはならない。
- (2) 個人の情報、データ等の保存期間は、南山大学における研究データの保存に関するガイドラインの定めに従わなければならない。

9. 研究計画等の審査

本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査は、研究（申請）者からの事前の申請書（南山大学研究審査委員会（以下「委員会」という。）所定のもの）およびその他の添付資料に基づき、委員会で審査を行うものとする。審査に当たっては、南山大学研究審査規程第2条第4項に基づき、研究内容の重要性に応じて、迅速審査または本審査にて行うものとする。通常は委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行い、申請者に通知し委員会に報告する。迅速審査として審査できない重要な内容は、本審査として委員会審議を行う。ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。

- （1）法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- （2）資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究
- （3）自治体等から研修のため派遣された者が、自らの担当業務に係わる資料のみを使用し、本学において個人が匿名化されている情報のみを用いる研究

10. 事務

このガイドラインに関する事務は、研究推進課の担当とする。

11. 改 廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2007年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2018年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2025年4月1日から施行する。

大 学 院 生 の 就 職 活 動

民間の企業に就職を希望する場合は、基本的に学部生の就職活動と変わりはありません。ただし、面接時において『なぜ大学院に進学したのですか?』『専攻した研究分野の成果は何ですか?』など大学院の研究について問われることが多くあります。また、企業の採用活動は、1年次の夏から2年次の前半に行われる場合が多く、研究成果を形としてまとめる前に行われます。そのためにも入学した時点から、どういう分野で、どのような能力を活かして働きたいのかを、じっくりと考える必要があります。

研究職や民間企業でも専門的な分野に進むことを希望する学生は、指導教員の助言を参考にしながら、自ら積極的に情報を収集する必要があります。

就 職 や キャ リ ア に 関 す る 支 援

修了予定者に対する就職やキャリアに関する支援は、キャリア支援課で行っています。キャリア支援課は、Q棟2階にあります。

本学では大学院生に特化したガイダンス等は実施していないので、就職希望者は学部生対象のガイダンスに積極的に参加してください。

また、キャリア支援課Webページでは就職関連の情報を提供していますので、ぜひ利用してください。

<http://office.nanzan-u.ac.jp/CAREER>

○就職の相談

指導教員やキャリア支援課に相談してください。キャリア支援課ではキャリアカウンセラーやスタッフが相談に応じますので、気軽にご相談ください。

○就職ガイダンス

就職希望者を対象にして、求人概況、応募手続、活動方法などについてガイダンスを開催します。就活手帳や各種資料も配付しますので必ず出席するようにしてください。

その他「就職対策講座」「学内企業説明会」「公務員ガイダンス」など各種支援プログラムを実施します。スケジュール等はPORTA、キャリア支援課Webページ、SNS (Instagram)、学内掲示板などで確認してください。

○資料コーナー

キャリア支援課では、会社四季報、業界研究、その他最新の就職参考資料を備えており、一部のレファレンス資料を除いて貸出可能です。進路選択のために活用してください。

○「PORTA」による就職情報の提供

PORTAの「学生メニュー→キャリア支援・就職支援」から、就職関連の情報を得ることができます。企業から大学に直接届く求人情報や、先輩が書いた就職活動体験記の検索システムは、就職活動を行っていくうえで貴重な情報源となります。

○求人先企業の紹介

大学に申し込みのあった企業の「求人票」は、PORTAに掲載します。求人内訳欄に「大学院」の項目がありますので、求人の有無を確認してください。

障がいや病気等で就職に関して不安のある人は、早めに、遠慮なく、キャリア支援課へご相談ください。個人の秘密は厳守します。

○求職登録

大学の情報等を利用して就職しようとする学生は、職業安定法第33条の2により全員、求職登録をしなければなりません。PORTA「進路希望調査」画面に従って希望を入力し、求職登録を行ってください。求職登録は就職支援のための基礎資料であり、就職指導の際の参考資料となります。求職登録を行わない学生に対しては、就職の支援、紹介状の発行ができません。

○企業訪問（OB・OG訪問）

会社案内や資料だけでは、会社の実態や労働環境などは、なかなか読みとれません。先輩に直接話を聞いたり、先輩がいない場合には、人事担当者にお問い合わせで企業訪問を行うなど、積極的に会社を研究することが大切です。キャリア支援課にて、過去5年分の企業別卒業生名簿を閲覧することができます。

○企業説明会

採用活動は、ほとんどの企業で企業説明会への出席が選考の前提条件となっています。本学では、文系・理系の企業説明会を開催しています。積極的に参加し、企業の採用・選考情報を収集してください。

学外で行われる企業説明会の案内は求人票と同様にPORTAに掲載しますので、興味のある企業には指定された方法で予約して参加してください。

○自由応募と学校推薦応募

応募方法には「自由応募」と「学校推薦応募」があります。

「自由応募」とは、希望する学生が誰でも応募でき、企業の応募要領に従い各自直接企業に申し込む方法です。

「学校推薦応募」とは、大学に推薦依頼のあった企業に対し、大学の推薦を受けたうえで申し込む方法です。推薦の種類には「学校推薦」や「教授推薦」があり、推薦人数に制限がある場合とない場合があります。推薦応募の場合、内定辞退は決して認められませんので、慎重に応募してください。

○学内選考

「学校推薦応募」など、受験者の人数枠が設定された求人の場合は、学内選考のうえ、推薦学生を決定します。学内選考は、応募者の成績や適性を考慮して行います。

○応募書類

求人先に提出する書類は、特に指定されない限り、原則として次のものがが必要です。

1. 写真添付履歴書（本学指定）
2. 学業成績証明書
3. 修了見込証明書
4. 健康診断証明書

これらの書類の提出、特に郵送する場合は締め切り日ぎりぎりではなく、できるだけ早めに提出するようにしてください。

1. については所定の書式をキャリア支援課 Web ページからダウンロードできます。

○推薦状について

企業から「推薦状」を求められた場合は、キャリア支援課に申し出てください。

○内定報告と辞退

求人先から採用内定（内々定）をいただいたら、速やかに「進路届」でキャリア支援課に報告をしてください。また、内定を辞退する場合は、先方に出向き、誠意をもって辞退を申し入れてください。

研 修 生 ・ 科 目 等 履 修 生

本大学院では研修生・科目等履修生の制度を設けています。詳細は、各志願手続要項を参照してください。

■研修生

本学大学院生以外の者で、各研究科において特定の問題について特定の指導教員のもとで研修することを目的とするものです。

	志 願 資 格
学 部	4年制大学を卒業した者、または本学においてこれと同等以上の学力があると認めた者
大 学 院	修士課程・博士前期課程研修生 次のいずれかに該当する者 ・大学院当該研究科またはこれに相当する研究科の修士課程を修了して、修士の学位を有する者 ・本学大学院において、上記と同等以上の学力があると認めた者
	博士後期課程研修生 次のいずれかに該当する者 ・大学院当該研究科またはこれに相当する研究科に5年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者 ・本学大学院において上記と同等以上の学力があると認めた者

※外国人留学生在が日本語で研修を受けようとする場合は、上記のほかに以下の条件が必要となります。なお、南山大学外国人留学生別科を修了された方、もしくは修了予定の方については別途条件があります。詳細は手続要項を参照してください。

- ・日本国際教育支援協会の実施する『日本語能力試験』1級またはN1レベル、または日本学生支援機構の実施する『日本留学試験』（受験科目：日本語）350点以上を満たしている者。ただし、本学を卒業予定あるいは既に卒業した外国人留学生在で研修生として志願しようとする者を除く。

■科目等履修生

本学大学院生以外の者で、本学における一部の科目を履修し、その科目の単位取得を目的とするものです。

	志 願 資 格
学 部	次のいずれかに該当する者 1) 大学に2年以上在学した者（見込みを含む） 2) 短期大学を卒業した者（見込みを含む） 3) 高等学校卒業後4年を経過した者 4) その他特に教務部長ならびに関係学科長の協議によって履修志願を許可する者
大 学 院	次のいずれかに該当する者 1) 大学院入学志願者と同等の資格を有する者 2) 面接試験によって科目を履修するに足る学力を有すると認定された者

大 学 院 学 生 研 究 室

南山大学ライネルス中央図書館3階、第1研究室棟地下1階、J棟3・4階、L棟3～5階、法科大学院棟（A棟）3～5階、S棟2～5階およびQ棟6階に大学院学生のための研究室があります。

1. 研究室の割当て

研究室の割当ては、毎年度学期の始めに、各研究科専攻別に学生数をもとに調整の上割り当てます。

2. 使用時間

原則として午前8時30分から午後10時まで、S棟・Q棟は午後11時までとします。

3. 入退室管理

研究室の入退室管理は、電子錠（暗証番号またはカードキーによる開錠）によるものとします。

4. 保守・修理等

研究室の保守・修繕や備品修理の必要が生じた場合は、総務課および施設課へ申し出てください。

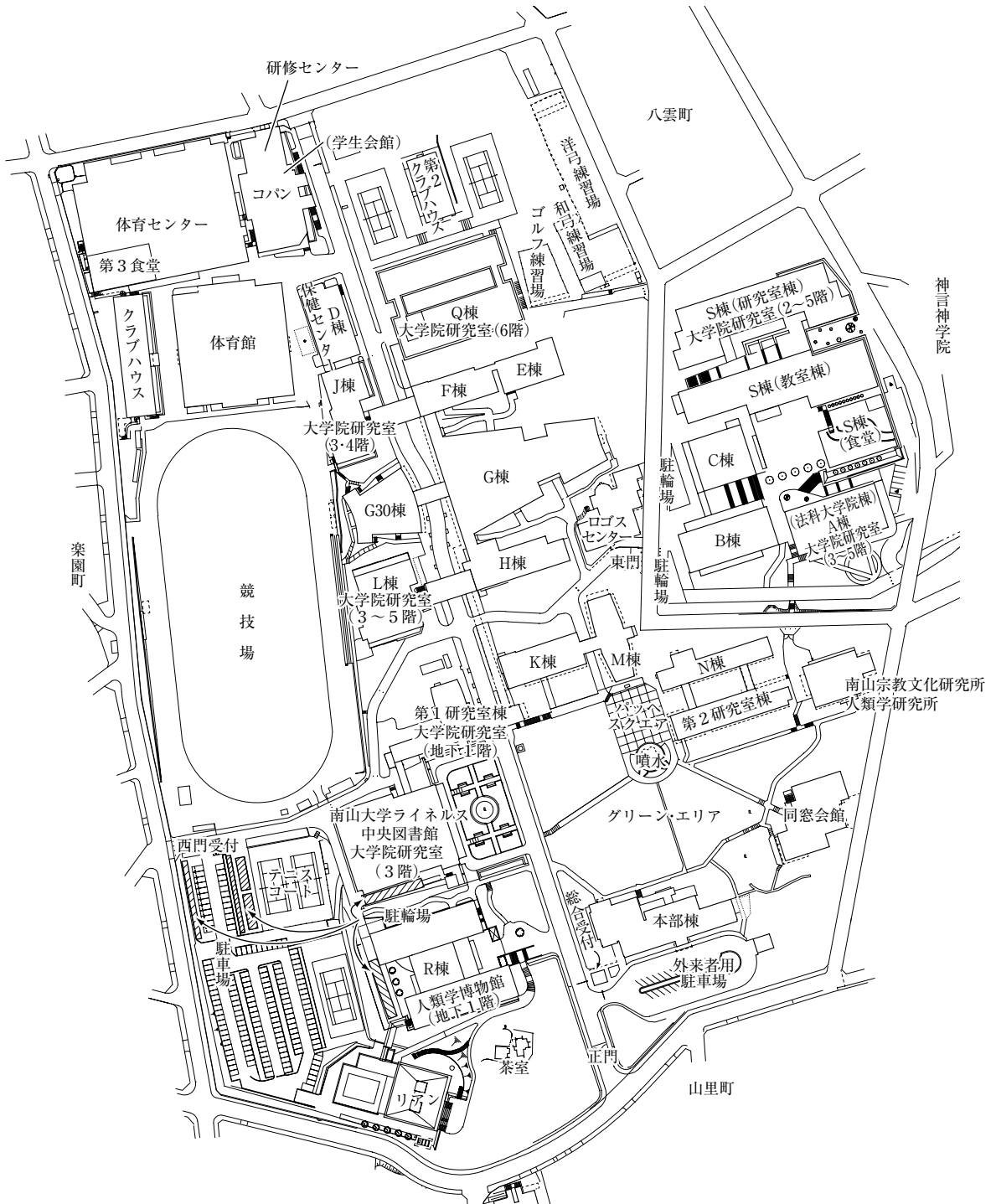
5. 研究室の備品等

机、椅子、書架、ロッカーは、各室に備え付けています。研究に必要な私物を持ち込まないようにしてください。

6. その他の留意事項

- ①研究室は常に整理・整頓を行い、清潔を保持してください。
- ②研究室開錠の暗証番号またはカードキーは、適切に管理・使用してください。
- ③研究室使用者のうちから代表火元責任者を置き、これを登録します。
- ④研究室を研究以外の目的で使用してはいけません。
- ⑤大学構内は全面禁煙です。

南山大学構内図



2025年3月8日 印刷

2025年4月1日 発行

編集発行者 南 山 大 学

名古屋市昭和区山里町18 (〒466-8673)

教務課 電話 0 5 2 (8 3 2) 3 1 1 7

印刷所 アドシンク株式会社

名古屋市中区平和 2-9-12 (〒460-0021)

電話 (0 5 2) 2 1 2 - 9 7 1 4

